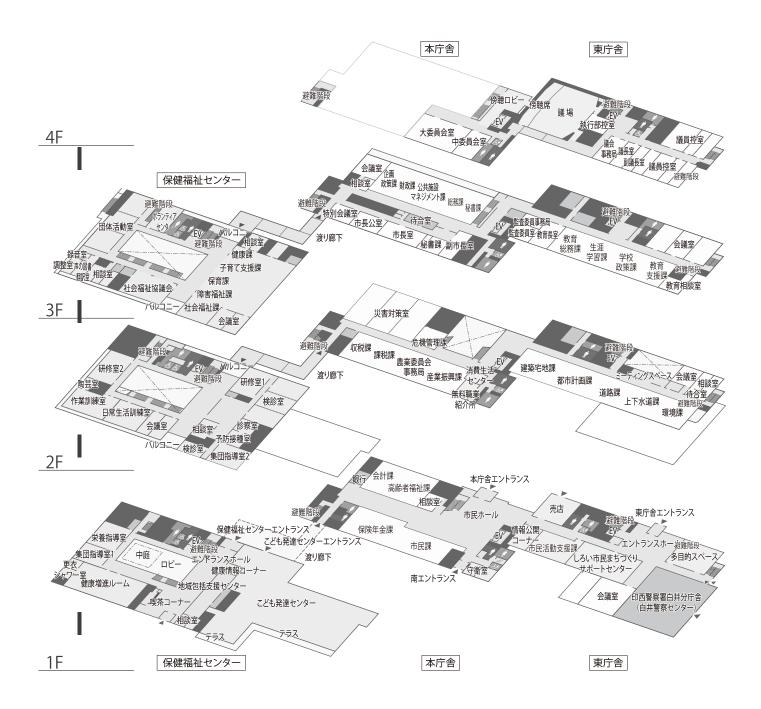
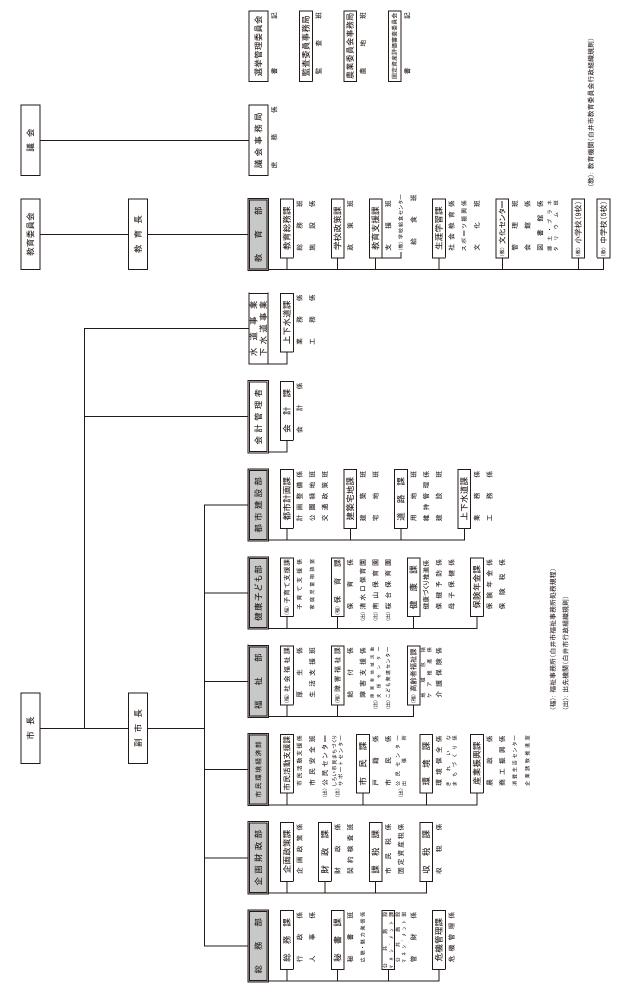
市役所庁舎配置図



令和4年度白井市行政組織機構図



マイナンバー制度の開始に伴う書類等の提示について

平成28年1月から、各種申請手続きの際に、個人番号(マイナンバー)を記入していただく場合があります(「市がマイナンバーを利用する主な事務(保健福祉ガイドブックに掲載の制度関係)」参照)。

マイナンバーの記入にあたっては、マイナンバーの確認とともに本人であること又は本人の代理人であることを確認する必要があるため、下表の書類提示をお願いします。 なお、詳細については、各種申請手続きの担当課へ問い合わせてください。

本 人				代理人		
				法定代理人	任意代理人	
1	個人番号の 確認	・個人番号カード ・通知カード※ ・番号入り住民票 など	1)	代理権の 確認	・戸籍謄本その他の 資格を証する書類	・委任状
2	本人の 確認	・個人番号カード ・写真付きの身分 証明書など	2	代理人の 身元の確認	・代理人の個人番号カ ・代理人の免許証 な	
			3	本人の個人 番号の確認	・本人の個人番号カー 写し	ド又はその

[※] 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している ときのみ使用できます。

市がマイナンバーを利用する主な事務(保健福祉ガイドブックに掲載の制度関係) R4.4月

項目	事務の内容	ページ	担当課	
	妊娠の届出に関する事務	6	健康課	
健康推進に関する事務	養育医療の給付に関する事務	7	子育て支援課	
	成人の健診に関する事務	58	健康課	
	児童手当・特例給付に関する事務	7		
	ひとり親家庭等の支援に関する事務	18~20		
	助産施設、母子生活支援施設に関する事 務	6 · 20	子育で支援課	
	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務	20~21		
子ども・子育てに	地域子ども・子育て支援事業の実施に関 する事務			
関する事務	子どものための教育・保育給付の支給に 関する事務	11~15	保育課	
	保育園等の入園に関する事務			
	学童保育所の入所に関する事務			
	子ども医療費の助成に関する事務	7~8	子育て支援課	
	就学援助費の支給に関する事務	17	学校政策課	
	障害者手帳の交付に関する事務	23~24		
	重度心身障害者医療費助成に関する事務	25		
	更生医療・精神通院医療・育成医療の支 給に関する事務	25~26		
	特別児童扶養手当等の支給に関する事務	32~33		
障害福祉に関する事務	補装具に関する事務	34	障害福祉課	
	日常生活用具に関する事務	35		
	障害児通所等給付費の支給に関する事務 自立支援給付に関する事務 55			
	地域生活支援事業に関する事務			
	被保険者証に関する事務	65	主 松	
	要介護認定・要支援認定に関する事務	66	高齢者福祉課	
介護保険に関する事務	保険料の賦課徴収に関する事務	69	高齢者福祉課・収税課	
	保険給付の支給に関する事務	67~69	主热 大福 江 ==	
	負担限度額認定に関する事務	70	高齢者福祉課	
国民健康保険に 関する事務	被保険者の資格・給付に係る申請等に関する事務	84~88	/D /A A ==	
後期高齢者医療制度に	被保険者の資格・給付に係る申請等に関 する事務	79~83	· 保険年金課	
関する事務	保険料の賦課・徴収に関する事務	79	保険年金課・収税課	
	生活保護の決定及び実施に関する事務	94		
上洋伊滋に関する声数	就労自立給付金の支給に関する事務		分石がE囲	
生活保護に関する事務	保護に要する費用の返還に関する事務	_	社会福祉課	
	徴収金の徴収に関する事務			
るの仏の行うに	戦傷病者戦没者遺族等援護に関する事務	95~96		
その他の福祉に 関する事務	中国残留邦人等支援給付等の支給に関す る事務	_	社会福祉課	

しろい保健福祉ガイドブック SHIROI Health & Welfare Guidebook

2022 子どものために/障がいのある人のために/成人の健康づくり/介護保険/ 高齢者のために/国民健康保険・年金/就労・生活の支援/その他の福祉・民間団体/相談

市役所の窓口	1 page
相談窓口	2 page
子どものために	6 page
妊娠・出産 健康課 母子保健係・子育て支援課 子育て支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8 11 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
障がいのある人のために	23 _{page}
心身障がいのある人へ _{障害福祉課} ····································	23
病院にかかったときの医療費の助成 障害福祉課・保険年金課 保険	
手当のいろいろ _{障害福祉課}	
日常生活の援助 障害福祉課・課税課 市民税係	34
社会参加の促進 障害福祉課・文化センター・プラネタリウム館・健康増進ル・ 白井市民プール・都市計画課 交通政策班	ーム・白井運動公園 ····· 49
行動範囲の拡大 障害福祉課・課税課 市民税係	49
障がい者のための施設 障害者地域活動支援センター	
障害者総合支援法による障害福祉サービス _{障害福祉課}	55
成人の健康づくり	58 _{page}
成人の健康づくり 成人の健康 健康 健康づくり推進係 保健予防係・障害福祉課 障害支援	,
	暖係 58

介護保険	65 _{page}
介護保険の制度としくみ 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 介護保険係	65
介護予防・生活支援サービス事業 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	
介護保険のサービス 高齢者福祉課 介護保険係	
介護保険の負担について 高齢者福祉課 介護保険係	69
高齢者のために	72 _{page}
支援を必要とする高齢者のために 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 障害福祉課	72
在宅福祉サービス 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 障害福祉課	····· 75
高齢者がいつまでも元気でいるために 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	
後期高齢者医療制度 保険年金課 保険年金係 保険税係 ····································	····· 79
国民健康保険・年金	84 _{page}
国民健康保険 保険年金課 保険年金係 保険税係	84
国民年金 保険年金課 保険年金係	89
就労・生活の支援	93 _{page}
就労支援 産業振興課 商工振興係·障害福祉課 ······	93
生活の支援 社会福祉課 厚生係・くらしと仕事のサポートセンター	94
その他の福祉・民間団体	95 _{page}
戦傷病者等に対する援護 社会福祉課 厚生係 ···································	95
戦没者遺族等に対する援護 Attakali Relak Pet Re	
その他 社会福祉課 厚生係・社会福祉協議会	96
相談	100 _{page}
市役所の相談窓口 社会福祉課 厚生係・保険年金課 保険年金係・家庭児童相談室 ・・・・ 産業振興課 商工振興係・企画政策課 企画政策係・生涯学習課 社会総務課 行政係・収税課 収税係・建築宅地課 建築班・市民活動支援 地域の相談窓口 社会福祉課 厚生係・子育て支援課 子育て支援係・生涯学習課 社会教育総務課 行政係・市民活動支援課 市民活動支援係 専門の相談窓口 千葉県中央児童相談所・千葉県障害者相談センター・印旛健康福祉センター ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	会教育係 爰課 市民活動支援係 育係 ·······102

索引 111_{page}

市役所の窓口

	相談の内容	担当部署	場所	電話
	エルーはよ	子育て支援課 子育て支援係	/8.0.5	497-3487
	手当・助成	健康課 母子保健係	保3F	497-3495
	健康	健康課 母子保健係	保3F	497-3495
- 赤ちゃんと 子ども	保育	保育課 保育係	保3F	497-3488
150	児童・家庭問題・虐待等	子育て支援課 家庭児童相談室	保3F	497-3477
	就学相談	教育支援課 支援班	東3F	401 - 9471
	学童期の子の心配ごと	教育相談室	東3F	492-2301
ひとり親	手当・助成・支援	子育て支援課 子育て支援係	保3F	497-3487
家庭	母子・父子家庭、寡婦の相談	子育で支援課 家庭児童相談室	末るこ	497-3477
成人の	健康	健康課 健康づくり推進係	保3F	497-3494
健康づくり	住民健(検)診	健康課 保健予防係	保3F	497-3495
	手当・助成	障害福祉課	保3F	497-3483
	税金の控除	課税課 市民税係	本2F	401 - 4576
 障がいの	活動・生活支援	障害者地域活動支援センター	保2F	497-3485
ある人	健康	障害者地域活動支援センター	保2F	497-3485
	连/求	健康課 健康づくり推進係	保3F	497-3494
	権利擁護・虐待の相談	障害福祉課	保3F	497-3483
	介護保険	高齢者福祉課 介護保険係	本1F	497-3473
	在宅福祉サービス	高齢者福祉課 地域包括ケア推 進係	本1F	497-3484
	後期高齢者医療制度	保険年金課 保険年金係	本1F	492-1111(代)
	健康	健康課 健康づくり推進係	保3F	497-3494
高齢者	・高齢者の総合相談・要支援者や事業対象者のサ	白井中央地域包括支援センター※ (委託)	保1F	497-3474
	ービス利用 ・虐待や成年後見制度など権 利擁護	白井駅前地域包括支援センター※ 白井駅前センター内	(委託)	492-8100
	・在宅福祉サービスや要介護認定申請の代行など	西白井駅前地域包括支援センター% 西白井複合センター内	((委託)	497-5170
	※地域包括支援センターの担当	6地区は、72ページを参照ください。		
	就労の相談	産業振興課 商工振興係	本2F	492-1111(代)
	離婚前相談	子育て支援課 子育て支援係	保3F	497-3487
4.マネー!!!!	戦傷病者・戦没者家族の手当	社会福祉課 厚生係	保3F	497-3482
生活の支援その他	生活保護	社会福祉課 生活支援班	保3F	497-3492
· ⟨ ⟨ ⟨ ⟩	生活・仕事の相談	くらしと仕事のサポートセンター	保3F	497-3650
	相談・生活の支援・貸付など	社会福祉協議会(社会福祉法人)	保3F	492-5713
	国民健康保険・国民年金	保険年金課 保険年金係	本1F	492-1111(代)
どこに問い合わ	せたらよいか分からないとき	社会福祉課 厚生係	保3F	497-3482

- ★表の担当部署、連絡先は、令和4年7月1日現在のものです。
- ★場所の[保]は保健福祉センター、[本]は市役所本庁舎、[東]は市役所東庁舎、右側の数字は階です。
- ★「492-1111(代)」は白井市役所の代表電話番号です。交換手が出ましたら、担当部署を伝えてください。

相談窓口

1. 妊産婦・子ども・女性

	内容	相談名 相談先	種類	連絡:	先	掲載 ページ
	不妊の一般相談や不妊治療に関する情報	不妊・ 不育相談	県	千葉県児童家庭課 母子保健班	043-223-2332	64 103
妊娠	妊娠・出産・乳幼児の健康	_	市	健康課 母子保健係	497-3495	6 8
出産			市	健康課 母子保健係	497-3495	9 21
	乳幼児の育児相談	 	市	清水口保育園	491-8082	21
児児	孔如元♥7日元1日改	日元石成	市	南山保育園	491-1413	21
			市	桜台保育園	492-6101	21
ュ	子どもの発達や病気が心配なとき	_	市	健康課 母子保健係	497-3495	21
子どもの	するもの光達や例がいかになるさ	子ども家庭 110番	県	中央児童相談所	043-252-1152	21 103
の発達	落ち着きのなさやパニック、拒食、 ひきこもりなどが心配なとき	精神保健福祉 相談	県	千葉県精神保健福祉 センター	043-263-3893	104
病気		精神保健福祉 相談	県	印旛健康福祉センター 地域保健課	043-483-1136	64 103
・こころ		_	県	中央児童相談所	043-252-1152	21 103
ろ		_	県	千葉県子ども・若者総 合相談センター「ライ トハウスちば」	043-420-8066	_
		民生委員・ 児童委員	地 域	社会福祉課 厚生係(問合先)	497-3482	102
子ども全般	子育てや、育児に伴う生活上の心配が	主任児童委員	地 域	子育て支援課 子育て支援係(問合先)	497-3487	102
全 般	あるとき(18歳未満)	家庭児童相談	市	子育て支援課 家庭児童相談室	497-3477	21
		子ども家庭 110番	県	中央児童相談所	043-252-1152	21 103
学子	子どもの登校渋りや不登校、交友関係 など学校生活上の心配があるとき、爪	教育相談	市	教育相談室	492-2301	17
学校生活の	かみやチックなど心や体の心配、しつけなど	X 目 旧	県	千葉県子どもと親の サポートセンター	0120-415-446	_
冶の	心身に障がいのある子どもの就学や学 校生活について	就学相談	市	教育支援課 支援班	401-9471	18

〔種類について〕 市……市役所の相談窓口

病院……医療機関

県……千葉県の相談窓口

他……社会福祉法人・社団法人など民間の窓口

国・・・・・国立の相談機関

地域……地域の相談窓口(制度ボランティアなど)

[※] 相談の開設日時は、各相談機関によって異なります。電話で予めご確認ください。

	内容	相談名 相談先	種類	連絡:	 先	掲載ページ
思春期	摂食障がい、人と接するのが不安、イ ライラする、眠れない、学校に行くこ	思春期外来	県	千葉県 精神保健福祉センター	043-263-3893	104
期 L	とができないなどの悩みや不安につい て	_	病院	国立国際医療研究セン ター国府台病院	047-372-3501	_
		子ども家庭 110番	県	中央児童相談所	043-252-1152	21 103
子ども		少年相談 (ヤング・テレホン)	県	千葉県 警察少年センター	0120-783497	_
し の	盗みや万引き・非行(不良交友、無断 外泊、シンナー、異性交遊、犯罪行為	_	県	印西警察署生活安全課	0476-42-0110	_
非行力	など)・家庭内暴力が心配なとき	教育相談	市	教育相談室	492-2301	17
など		家庭児童相談	市	子育て支援課 家庭児童相談室	497-3477	21
		一般相談	围	少年鑑別所心理相談室	043-253-7741	
子	子 ども へ 虐待しそうで不安なとき、虐待を見かけ たとき 虐	子ども家庭 110番	県	中央児童相談所	043-252-1152 (24時間365日)	21 103
		家庭児童相談	市	子育て支援課 家庭児童相談室	497-3477	21
		民生委員・ 児童委員	地 域	社会福祉課 厚生係(問合先)	497-3482	102
待 		主任児童委員	地 域	子育て支援課 子育て支援係(問合先)	497-3487	102
	配偶者やパートナーからの暴力、家庭、 生き方など女性の抱える様々な悩み	_	県	女性サポートセンター	043-206-8002	104
配	配偶者やパートナーからの暴力、健康、 生き方などの総合相談、カウンセリン	女性のための 総合相談	県	千葉県男女共同参画 センター	04-7140-8605	104
偶 者 問	グ	男性のための 総合相談	県	千葉県男女共同参画 センター	043-308-3421	104
配偶者間暴力等	配偶者やパートナーからの暴力	配偶者暴力相談 支援センター	県	印旛健康福祉センター	043-483-0711 (相談専用電話)	64 103
等		DV相談	市	子育て支援課 家庭児童相談室	497-3491	100
	配偶者やパートナーからの暴力、家庭、 仕事など女性の抱える様々な悩み	女性生き生き 相談	市	子育で支援課 家庭児童相談室	497-3491	100

※ 相談の開設日時は、各相談機関によって異なります。電話で予めご確認ください。

休日夜間の急病・救急診療について

- ①休日や夜間の急病・救急病院についての問い合わせ 印西地区消防組合 ☎0476-46-9981
- ②千葉県内の急病当番医、夜間休日急病診療所の検索『ちば救急医療ネット』
- ③こども急病相談(急な病気の対処や受診に迷ったとき)、大人急病相談(体調不良で受診や救急車を呼ぶか迷ったとき)



ちば救急医療ネット QRコード

プッシュ回線及び携帯電話回線から 子ども☎#8000 おとな☎#7009

ダイヤル回線、IP電話、光電話から 子ども☎043-242-9939 (毎日19時~翌朝6時) おとな☎03-6735-8305 (平日・土18時~翌朝6時、日・祝日9時~翌朝6時)

④印旛市郡小児初期急病診療所 ☎043-485-3355 診療時間内

※受診前に必ず電話してください

【診療時間】月~土曜日 19:00~翌朝5:45

休日·年末年始 9:00~16:45 19:00~翌朝5:45

【所在地】佐倉市江原台2-27 佐倉市健康管理センター内

2. 高齢者・障がい者・権利擁護・年金税金など

	内容	相談名 相談先	種類	連絡:		掲載ページ
	介護や認知症			白井中央地域包括支援 センター※	497-3474	72
高齢者	保健や福祉 成年後見制度、高齢者虐待	_	他	白井駅前地域包括支援 センター※	492-8100	72
	その他高齢者の相談支援全般			西白井駅前地域包括支 援センター※	497-5170	72
77-å-	障がい者(児)の相談支援	(時がい 学 担 弐)	他	座ぐり (社会福祉法人フラット)	401-0637	57
障がい	精神障がい者の相談支援	障がい者相談 支援事業	他	成田地域生活支援 センター	0476-35-7771	57
者	障がい児の相談支援		市	こども発達センター	497-3489	57
I	障がい者の虐待について 障がい者差別について	_	市	障害者虐待防止センター (障害福祉課)	497-3483	
人権	人 判断能力が十分でない方の福祉サービ	_	他	千葉県 後見支援センター	043-204-6012	106
•	ス利用援助、財産管理、成年後見制度	_	他	社会福祉協議会	492-5713	96
権利擁護	利用している福祉サービスについての 苦情	_	他	千葉県運営適正化委員 会	043-246-0294	
護	いじめ、差別、家庭問題、近隣間の トラブルなどの相談	人権相談	市	市民活動支援課 市民活動支援係	401-4078	100
午	社会保険労務士による年金全般の相談	年金・労働相 談	市	保険年金課 保険年金	492-1111(代)	100
年金	年金の相談	年金相談	他	船橋年金事務所	047-424-8811	105
税	年金の見込額などの相談	_	他	街角の年金相談センター 船橋	(来所のみ)	106
金	休日・夜間の市税納付、納税に関する 相談	納税相談	市	収税課 収税係	492-1111(代)	101

[※] 地域包括支援センターの担当地区は、72ページを参照ください。

3. からだ・こころの健康

	内容	相談名 相談先	種類	連絡:	先	掲載ページ
	からだの健康・栄養・歯	電話相談	市	健康課	497-3494 3495	58
	がりたの庭原・木食・困	健康相談	市	健康課 健康づくり推進係	497-3494	58
	エイズ	エイズの相談 ・検査	県	印旛健康福祉センター 疾病対策課	043-483-1466	64 103
からだ	ぜんそく、アトピー、花粉症など アレルギー	アレルギー相談	県	アレルギー相談センター	043-223-2677	-
l の	医療についての心配や診療内容、医療 機関紹介、医療費、検査	医療相談	県	県医療安全相談 センター	043-223-3636	-
健康	康 医薬品/医薬部外品、化粧品、医療用具	遊り担実	県	県庁健康福祉部薬務課	043-223-2622	-
•	など	薬の相談	県	県消費者センター	047-434-0999	
こころの	こころの健康	こころの健康相 談 (医師・精神 保健福祉士)	市	障害福祉課 障害支援係	497-3483	58
健 康	就学や就労など人と関わることに不安 がある	ニート・ひき こもり相談会	市	生涯学習課 社会教育係	401-8942	100
	精神保健	精神保健福祉 相談	県	印旛健康福祉センター 地域保健課	043-483-1136	64 103
	精神障がいの治療上の問題、精神障が い者の社会復帰、酒害など	精神保健福祉 相談	県	千葉県 精神保健福祉センター	043-263-3893	104
	生きることがつらい、消えてしまいた いなど、こころの悩み	千葉いのちの 電話	他	千葉いのちの電話	043-227-3900 (24時間365日)	105

※ 相談の開設日時は、各相談機関によって異なります。電話で予めご確認ください。

4. 就労支援・その他

	内 容	相談名 相談先	種類	連絡:	先	掲載ページ
	就業情報、職業紹介	無料 職業紹介所	市	産業振興課 商工振興係	492-1111(代)	93
	44 A 24 (41.0 + 10.0 - 4.1) 24 (41.0 10.0 -	年金・労働相談	市	産業振興課 商工振興係	492-1111(代)	100
労働・就	賃金、労働時間、解雇など労働問題全般	労働相談	県	千葉県 労働相談センター	043-223-2744	93
就業		障がい者 就労支援	市	障害福祉課	497-3497	93
	障がい者、外国人の職業相談	専門援助コーナー	围	ハローワーク船橋 (船橋公共職業安定所)	047-420-8609	106
犯罪	犯罪被害支援	_	他	千葉犯罪被害者 支援センター	043-225-5450	
】	ストーカー、悪質商法など犯罪被害全般	_	県	県警察本部 相談サポートコーナー	043-227-9110	
消費	消費生活全般について	消費生活相談	市	消費生活センター	492-1111(代)	101
•	商品の購入上のトラブル、商品の品質 など 消費者金融について	消費生活相談	県	県消費者センター	047-434-0999	
食品衛生	消貨有金融に りいて 食品添加物、容器包装、食中毒防止など 食品衛生	消費者金融相談 食品衛生県民 ダイヤル	県	 県庁健康福祉部 衛生指導課	043-221-6000	_
	ボランティア	ボランティア 相談	他	ボランティアセンター (社会福祉協議会)	492-5716	97
		外国人 テレホン相談	県	千葉県国際交流センタ -	043-297-2966	
	外国人のための生活相談	外国人 相談窓口	市	企画政策課 企画政策係	401-5998	101
その他	県営住宅等、公的機関が募集する賃貸 住宅等の案内や、住まいに関する相談	住宅の相談	県	住まい情報プラザ	043-223-3266	
	木造住宅の耐震診断相談	木造住宅耐震 診断相談	市	建築宅地課 建築班	492-1111(代)	101
	住宅の増改築や修繕	住宅リフォーム 無料相談	市	商工会	492-0721	101
	国の仕事(年金、道路など)やサービス、 各種手続きについての意見や要望など	行政相談	市	総務課 行政係	492-1111(代)	102
	どこに相談したらよいか分からないとき	福祉相談	市	社会福祉課 厚生係	497-3482	100
全般	福祉の総合相談、権利擁護	_	他	中核地域生活支援セン ター「すけっと」	043-308-6325	105
	生活・家庭不和など生活に関するあら ゆる相談	心配ごと相談	他	社会福祉協議会	492-5713	97
	福祉に関する全般について	民生委員・ 児童委員	地域	社会福祉課 厚生係(問合先)	497-3482	102
	あらゆる相談 ※外国語(10か国語)での対応あり	よりそい ホットライン	国	よりそいホットライン (厚生労働省社会援護 局補助事業)	0120-279-338 (24時間365日)	_

[※] 相談の開設日時は、各相談機関によって異なります。電話で予めご確認ください。

子どものために

妊娠。出産

■母子健康手帳の交付

この手帳は妊娠中の母親の健康状態と子どもの成長を記録するものです。白井市に住民登録されている方が妊娠したときには、妊娠届出の手続きをし、母子健康手帳の交付を受けてください。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■妊婦一般健康診査

母子健康手帳別冊の受診票により、妊娠中に14回(多胎妊娠の方は19回、窓口での申請が必要)、原則として千葉県内の医療機関で健康診査が受けられます。県外での受診を希望する人は、問い合わせてください。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■妊婦歯科健康診査

妊娠中に1回市内指定医療機関で歯科健康 診査が受けられます。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■マタニティ&ベビー向け講座

おおむね妊娠6~9か月までの妊婦、そのパートナーを対象に、妊娠中の食生活やお産の経過・育児などについて、講義や実習を行います。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■不妊・不育相談

不妊で悩む夫婦等に不妊に関する一般的な 相談や不妊治療に関する情報提供、医療面の 相談を行います。

※詳細は千葉県のホームページをご覧ください。

【窓口】千葉県児童家庭課母子保健班 ☎043-223-2332

■助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的 理由により入院助産を受けることができない 妊産婦が利用できる施設です。利用について は、子育て支援課へご相談ください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■産後ケア

体調不良や育児不安がある方で、産後に家族などからの支援を受けられない方に対し、 クリニックや助産院に宿泊したり、助産師が訪問して、育児方法や授乳の指導および育児相談を行います。宿泊型は産後4ヶ月未満、訪問型は産後1年未満の母子が対象となります。世帯の所得により一部自己負担があります。利用については健康課へご相談ください。

	非課税世帯	それ以外
宿泊型 (1日)	1,500円	4,500円
多胎児加算 (1日1人につき)	200円追加	600円追加
訪問型 (1日2時間まで)	600円	1,800円
多胎児加算 (1日1人につき)	40円追加	130円追加

- ※生活保護世帯は無料。
- ※宿泊型で1泊の場合は、2日分の費用がかかります。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495



异当。助成

■児童手当

中学校修了前までの子どもを養育している 人に支給されます。

【手当の額】

児童の年齢	児童手当の額 (1 人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円
所得制限表 ①以上②未満 (特例給付)	一律 5,000円

令和4年10月支給分から所得上限限度額以上 の方は児童手当が支給されなくなります。

児童手当は所得制限限度額があり下表①の 所得以上の方は特例給付としてお子様一人に つき5,000円支給していましたが、下表②以 上の所得の方は児童手当が支給されなくなり ます。

	①所得制限 限度額	②所得上限 限度額
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額	所得額
0人(前年末に児 童が生まれていな い場合等)	622万円	858万円
1人(児童1人の 場合等)	660万円	896万円
2人(児童1人+ 年収103万円以下 の配偶者の場合等)	698万円	934万円
3人(児童2人+ 年収103万円以下 の配偶者の場合等)	736万円	972万円
4人(児童3人+ 年収103万円以下 の配偶者の場合等)	774万円	1010万円
5人(児童4人+ 年収103万円以下 の配偶者の場合等)	812万円	1048万円

※扶養親族が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

【申請に必要なもの】

- ・ 届出人の本人確認書類
- ・請求者名義の振込先のわかるもの
- ・1月1日に国内に住所がなかった場合、パスポートの写しが必要となります。
- ※公務員は職場に申請してください。
- ※詳細は窓口に確認してください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■未熟児養育医療

身体の発育が未熟な状態(出生時体重2,000g以下)で生まれ、入院を必要とする乳児に対し、指定医療機関でその治療にかかる医療費を公費で負担する制度です。

なお、世帯の所得により一部自己負担があります。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■子ども医療費の助成

お誕生から中学生までの子どもの保険診療 分の医療費を助成します。助成を受けるには、 受給資格の申請・登録が必要です。

なお、県外で受診をした場合などの医療費については、領収書で償還払い(払い戻し) の手続きをしてください。

【助成内容】

年齢・学年	助成内容(自己負担額)
誕生~ 中学生	入院:1日300円または無料 通院:1回300円または無料 調剤:無料

【申請に必要なもの】

- ・子ども医療費助成申請書
- ・子どもの加入している(加入予定の)健康 保険証の写し
- ・パスポートの写し(1月1日に国内に不在 の場合)
- ・振込先のわかるもの

【償還払い(払い戻し)の申請に必要なもの】

- ・子ども医療費助成金給付申請書
- ・領収書(子どもの氏名・保険点数・医療内容の明細のあるもの)
- ・高額療養費や付加給付などがあるときはそ

の額を証する書類

※詳細は窓口に問い合わせてください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■子育て支援事業等利用料金の助成

生後6か月から小学生までの児童を養育している低所得の世帯を対象として、一時保育、ファミリーサポートセンター、社会福祉協議会のまごころサービスの利用料について、1か月あたり2万円を限度に利用費用合計額の2分の1を助成します。

【所得制限】

ひとり親家庭	児童扶養手当支給水準世帯	
上記以外の世帯	生活保護世帯または 市民税非課税世帯	

【登録申請に必要なもの】

・世帯全員の住民票

ひとり親家庭の場合:戸籍謄本・所得証明書 それ以外の世帯の場合:市民税非課税証明書 または生活保護受給証明書

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487



子どもの健康

■新生児訪問

子どもが生まれたら、できるだけ早めに母子健康手帳別冊の出生通知書を、提出してください。原則として生後28日以内の乳児(新生児)を対象に、助産師・保健師が訪問し、相談に応じます。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■おめでとう訪問

生後2~4か月の乳児がいるすべてのお宅 に母子保健推進員が訪問し、お母さんとお子 さんのご様子を伺います。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■新生児聴覚検査・乳児一般健康診査

母子健康手帳交付時の別冊の受診票により、生後50日までの期間内に聴覚検査を、生後3~6か月および9~11か月の期間内に、健康診査をそれぞれ1回千葉県内の医療機関で受けられます。県外での受診を希望する人は、問い合わせてください。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■4か月育児相談

満4か月の子どもを対象に、子どもの発育 発達・栄養・育児などについて、保健師・助 産師・栄養士が相談を行います。 対象者には通知します。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■かみかみ教室

満9か月の子どもを対象に、栄養士が離乳 食の進め方やレシピについてお話しします。 また、歯科衛生士がむし歯予防についてお話 しし、助産師が育児相談を行います。対象者 には通知します。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■1歳6か月児健康診査

1歳6か月の幼児を対象に、発育・発達の確認、疾病などの早期発見をするために、医師・歯科医師の診察と保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士などが、育児相談を行います。

対象者には通知します。

【健診内容】身長·体重測定、問診、内科· 歯科診察、栄養·歯科·育児相談

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■2歳児歯科健康診査

2歳6か月の幼児を対象に、発育の確認、 疾病などの早期発見をするために、歯科医師 の診察と保健師・栄養士・歯科衛生士などが、 育児相談を行います。希望者にはフッ素塗布 を行います。対象者には通知します。

【健診内容】歯科診察、保健·栄養·歯科相談 ※フッ素塗布(希望者のみ)

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■3歳児健康診査

3歳6か月の幼児を対象に、発育・発達を確認、疾病などの早期発見をするために、医師・歯科医師の診察と保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士などが、育児相談を行います。対象者には通知します。

【健診内容】身長·体重測定、問診、尿検査、 視力·聴力検査、内科·歯科診察、栄養·歯 科·育児相談

※視力検査(該当者のみ)

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■ベビーサロン 「いっぽいっぽ」

おおむね生後8か月までの乳児と家族が、 情報交換や仲間づくりをする気軽に立ち寄れる場です。親子のふれあい遊びの紹介などを 行います。日程は「広報しろい」や「白井市 健康カレンダー」でお知らせします。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■母子保健推進員

子どもが生まれた家庭を訪問する活動や、 妊婦さんや生後8か月までの親子のためにベ ビーサロンを運営しています。 育児相談・健 康診査などにも協力しています。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■予防接種

市では予防接種法による定期接種を行っています。10~11ページの表を参照し接種してください。

お子さんの予防接種スケジュールの自動作成や、接種予定日が近づくとメールでお知らせしてくれる「なし坊・かおりの子育て応援ナビ」をご利用ください。子育て応援ナビでは、希望者に子育て情報のメール配信も行っています。

なし坊・かおりの子育で応援ナビ QRコード 登録はこちらから **ロナボノロ** パソコンからは、「白井市予防 **ジントナ** 接種ナビーで検索

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495

URL:http://shiroi.city-hc.jp



■定期予防接種の種類

一				
	種 別	対象者	回数	接種方法と接種間隔
ロタウ	ロタリックス (1 価)	出生6週0日後 〜24週0日まで	2回	27日の間隔をあけて2回
イルス	ロタテック (5価)	出生6週0日後 〜32週0日まで	3回	27日の間隔をあけて3回
ヒフ ※	Ÿ	生後2か月 〜5歳未満	初回3回	4週間以上の間隔をあける (標準は4~8週間までの間隔)
		وسال ۱۸ گرمز ک	追加1回	3回目終了後7か月以上あける
/IVIE	出用肺炎球菌	 生後2か月	初回3回	4週間以上の間隔をあける
*	,用加欠坏困	~5歳未満	追加 1 回	3回目終了後60日以上あけ、かつ1 歳以上
・百	混合 [日せき コーニ	生後3か月	初回3回	3週間以上の間隔をあける (標準は3~8週間までの間隔)
• 破	ジフテリア 3傷風 ジリオ	~7歳6か月未満	追加 1 回	3回目終了後6か月以上あける (標準は1年~1年6か月)
ВС	G	1 歳未満	1 回	
B型	肝炎	1 歳未満	3回	1回目から4週間以上あけて2回目 1回目から5か月以上あけて3回目
麻し	ん風しん	第1期:1歳~2歳未満	1 回	
混合	(MR)	第2期:年長児	1 回	
		第1期:生後6か月	初回2回	1週間以上の間隔をあける (標準は1~4週間までの間隔)
日本	脳炎	~7歳6か月未満	追加 1 回	2回目終了後6か月以上あける (標準は概ね1年後)
		第2期:9歳~13歳未満	1 回	
2種混合 ・ジフテリア 11 ・破傷風		11歳~13歳未満	1 回	※乳幼児期に3種混合または 4種混合が完了していること
水痘 1 歳~3歳未満		1歳~3歳未満	2回	3か月以上あけて2回 (標準は6か月~1年以内)
子宮	『頸がん	12歳になる年度初日〜 16歳に達する日以降の 最初の3月31日まで(小 学校6年生相当〜高校1 年生相当)の女子	3回	

[※]ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、接種を開始する月齢により、接種回数が変わります。 詳しくは、健康課へ問い合わせてください。

【市内契約医療機関】

電話番号	所在地(白井市)			
491-1888	復1450-23			
491-0221	根76-8			
491-8051	清水口3-25-1			
492-2121	根1720-7			
492-3511	大山口2-3-3			
491-6668	桜台2-5-2			
498-3333	根1778-6			
492-1115	堀込1-2-7 白井Fビル 2 F			
498-2002	堀込1-2-7 白井Fビル 2 F			
498-6622	富士129-29			
498-7788	冨士129-31			
497-1237	清水口2-6 白光舎西白井 駅前ビル1 F			
497-0072	笹塚2-2-2			
491-3111	笹塚3-25-2			
492-1001	根325-2-1			
497-6800	復1439-2			
	電話番号 491-1888 491-0221 491-8051 492-2121 492-3511 491-6668 498-3333 492-1115 498-2002 498-6622 498-7788 497-1237 497-0072 491-3111 492-1001			

[※]上記以外の主治医のもとで接種を希望する 人は、健康課保健予防係に問い合わせてく ださい。

保育等

■保育所

保育所は、保護者が働いていたり病気などにより、子どもの保育ができない家庭に代わって保育をする施設です。利用には、「保育を必要とする事由」の認定を受ける必要があります。

【入所できる年齢】

清水口保育園、南山保育園、桜台保育園では生後57日目以降から、白井保育園、白井ふじ保育園、こざくら保育園、AIAI NURSERY西白井では生後6か月以降から預かります。

【保育時間】

※認定こども園・小規模保育所は別記

	保育所名		保育時間
通常	全ての	平日	午前8:30~午後4:30
常	保育園	土曜	午前8:30~正午
時間	時 AIAI		午前7:30~午後6:30 (上記通常時間を除く)
外	NURSE RY 西白井	土曜	午前7:30~午後5:00 (上記通常時間を除く)
(延長保育)	上記以外の	平日	午前7:00~午後7:00 (上記通常時間を除く)
育)	保育園	土曜	午前7:00~午後5:00 (上記通常時間を除く)

【保育料】

『保育所等利用のご案内』(窓口配布・市のホームページ)に掲載されている「保育料」により、両親の市民税所得割額とお子さんの入所年度のクラス年齢から保育料を確認することができます。

[※]ちよだクリニックは2歳以上児のみ、西白井クリニックは1歳以上児のみ

【時間外保育料】※公立保育園

【时间外保育科】※公丛保育园			
認定 区分	7	金額	
標準		午後6:00~ 午後6:30	50円
上 準 日 時	月曜~ 金曜	左後6:00-	100円
· 時 間	亚唯	午後6:00~午後7:00	(月額) 1,500円
	月曜~	午前7:00~ 午前8:30	150円
		午前7:30~ 午前8:30	100円
		午前8:00~ 午前8:30	50円
短 時		午後4:30~ 午後5:00	50円
間	月曜~金曜	午後4:30~ 午後5:30	100円
		午後4:30~ 午後6:00	150円
		午後4:30~ 午後6:30	200円
		午後4:30~ 午後7:00	250円

私立保育園の時間外保育料については、直接 保育園に問い合わせてください。

【入所申請】

市役所所定の申込用紙一式および申請に必要な書類を提出してください。

申し込みの締切りは、入所希望月の前々月の末日です。(土、日、祝日の場合はその前日)他の市区町村への入所を申し込む場合は、希望保育所のある市区町村の締切日より2週間前に白井市の保育課へ申し込みをお願いします。1・2・3・4月からの入所につきましては、特別期間を設けます。

【申請に必要なもの】

- · 入所申請書類一式
- ・家庭において保育できないことを証明する 書類 (就労証明など)
- ・その他

【保育所一覧】

※認定こども園・小規模保育所以外

	保育所名	所在地(白井市)	電話番号
	清水口保育園	清水口2-8-1	491-8082
市立	南山保育園	南山1-7-1	491-1413
	桜台保育園	桜台2-9	492-6101
	白井保育園	白井429	497-0359
	白井ふじ保育園	富士239-1	402-2500
私立	こざくら保育園	根1832-1	401-1181
7/	A I A I N U R S E R Y 西白井	根1922-14	401-0953

※市立保育園のサービスに関する苦情解決制度は22ページをご覧ください。

【窓口】保育課 保育係 ☎497-3488

■認定こども園

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育所の機能や特徴をあわせ持った施設です。

【対象児童】

生後6か月から就学前まで

※ひまわりこども園は生後57日目以降から 就学前まで

【保育時間】

	保育時間			
通常	平日	午前8:30~午後4:30		
四 币	土曜	午前8:30~正午		
時間外	平日	午前7:00~午後7:00 (上記通常時間を除く)		
时间分	土曜	午前7:00~午後5:00 (上記通常時間を除く)		

【保育料】

「保育所」の保育料(11ページ)をご覧く ださい。

【時間外保育料】

「保育所」の時間外保育料(12ページ)を ご覧ください。

【入所申請】

「保育所」の入所申請(12ページ)をご覧 ください。

【申請に必要なもの】

「保育所」の申請に必要なもの(12ページ) をご覧ください。

【認定こども園一覧】

認	定こども園名	所在地(白井市)	電話番号
私	はなぶさ保育園	大山口2-2-4	497-7870
立	ひまわりこども園	折立618-10	491-8384

【窓口】保育課 保育係 ☎497-3488

■小規模保育所

小規模保育とは、0歳児から2歳児までを対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育です。

【対象児童】

生後6か月から満3歳の年度末まで

【保育時間】

	保育所名	保育時間		
通常	全ての	平日	午前8:30~午後4:30	
常	保育園	土曜	午前8:30~正午	
白井ふたば		平日	午前7:00~午後7:00 (上記通常時間を除く)	
時間	保育園	土曜	午前7:00~午後5:00 (上記通常時間を除く)	
外	外 ひなた 保育園 ・しろい	平日	午前7:30~午後6:30 (上記通常時間を除く)	
保		土曜	午前7:30~午後5:00 (上記通常時間を除く)	
育		平日	午前7:00~午後7:00 (上記通常時間を除く)	
	ふぉるて しろい	土曜	午前8:30~午後5:30 (上記通常時間を除く)	

【保育料】

「保育所」の保育料(11ページ)をご覧ください。

【時間外保育料】

「保育所」の時間外保育料(12ページ)を ご覧ください。

【入所申請】

「保育所」の入所申請(12ページ)をご覧ください。

【申請に必要なもの】

「保育所」の申請に必要なもの(12ページ) をご覧ください。

【小規模保育所一覧】

\]	規模保育所名	所在地(白井市)	電話番号
	白井ふたば 保育園	根1827-27	401-1187
私立	ひなた保育園・ しろい	根235-2	401-0401
	ひなた保育園・ ふぉるてしろい	根476-1	404-3290

【窓口】保育課 保育係 ☎497-3488

■子育て短期支援(ショートステイ)事業

子育で中の保護者が、病気・出産・仕事・ 育児疲れなどで、家庭で子どもをみることが 困難な場合、施設で一時的に預かります。

【対象児童】市内在住の3歳未満の子ども 【利用期間】7日以内

【入所する施設】

ほうゆうベビーホーム (八千代市上高野157)

【利用料金】

(1日あたり)

	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

【申込方法】

利用する一週間前までに相談、申請書を提出してください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■一時保育(清水口保育園・南山保育園・送 迎ステーション)

保護者の病気や、仕事の都合などで一時的 に保育が必要なときに、小学校就学前の子ど もを預かります。

【対象児童】

市内に住所がある満6か月~就学前の児童 (送迎ステーションは1歳から)

【一時保育 保育料】

	年 齢	1時間あたり	給食費
	0歳	500円	300円
1~2歳		400円	※送迎ステーション
	3歳以上	300円	は200円

【清水口保育園・南山保育園一時保育時間】

午前8:30~午後4:30(月曜から金曜)

午前8:30~午後12:30(土曜)

土曜は清水□保育園のみ(私的用事の利用を 除く)

【送迎ステーション一時保育時間】

月・火・木・金曜

午前10:00~午後1:30

水曜

午前10:00~正午まで

利用日数は内容により異なります。

【相談・利用の申し込み】

清水口保育園・南山保育園・送迎ステーション

■病児保育

保育認定を受けている児童や幼稚園・小学校に就学している児童が病気であり、保護者の就労などの理由により、家庭で保育を行うことが困難な場合に一時的にお子さんを預かります(事前登録が必要かつお預かりできない疾患があります)。

【対象児童】

市内に住所がある生後6か月から小学校6年 生までの子ども

【保育料】

1時間300円(別途 食事代·おやつ代 550円) ※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料に なります。

【保育時間】

午前8:00~午後6:00(月曜から金曜) 午前8:00~午後1:00(土曜:金曜以前から継続する方のみ)

【保育場所】

白井聖仁会病院 うさぎ保育所 (白井市笹塚3-25-2)

【相談・利用の申し込み】

うさぎ保育所 ☎070-2656-5671

■病後児保育

保育園等に通所中の乳幼児等が病気の回復期であり、集団保育が困難な場合に一時的にお子さんを預かります(事前登録が必要です)。

【対象児童】

市内に住所がある生後3か月から小学校6 年生までの子ども

【保育料】

1時間300円(ただし最小利用時間4時間) ※生活保護世帯は無料になります。

【保育時間】

午前8:30~午後6:00 (月曜から金曜)

午前8:30~午後1:00(土曜)

【保育場所】

鎌ケ谷総合病院病後児保育所

(鎌ケ谷市初富929-6)

【相談・利用の申し込み】

鎌ケ谷総合病院 ☎047-498-8111

■学童保育所

小学生のお子さんが放課後帰宅しても、保護者の就労などの理由で、その児童の保育ができない家庭に代わって保育をする施設です。

【保育時間】

区分	保育時間	
	平日	放課後~午後7:00
通常保育	長期休暇・振替休 日等の平日休校日	午前8:00~午後7:00
	土曜日	午前8:00~午後6:00
延長保育 (早朝保育)	平日休校日・ 土曜日	午前7:30~午前8:00

【保育料】

区分	金額(月額)
通常保育	9,500円
延長保育	(8月)1,500円 (8月以外の月)500円

※低所得世帯等には減免制度あり

【入所期間】

入所日から、最長でその年度の3月31日まで となります。翌年度4月以降も入所を希望さ れる場合は、新たに入所申請が必要となりま す。

※新1年生の児童についても、入学年度の4月1日から利用可能です。

【入所申請】

入所申請書類一式および申請に必要な書類を 提出してください。申し込みの締め切りは、 入所希望月の前月の15日までです(15日が 休日の場合は翌開庁日)。4月からの入所に つきましては、特別期間を設けます。

【申請に必要なもの】

〈全員提出〉

- · 入所申請書類一式
- ・児童の保育ができないことを証明する書類 (就労証明など)

〈該当者のみ提出〉

- ・就労以外の理由で保育が必要な方…入所申 立書
- ・障がいのある児童…身体障害者手帳・療育 手帳等の写し
- ・生活保護受給者…受給証の写し

【学童保育所一覧】

学童保育所名	所在地(白井市)	電話番号
白井第一学童保育所	根105	492-2877
白井第二学童保育所	中181-2	402-4761
白井第三第1学童保育所	根336-15	404-2496
白井第三第2学童保育所	似ら30-13	402-3487
大山口第1学童保育所	大山口2-2-1	401-1903
大山口第2学童保育所		404-8971
清水口学童保育所	清水口2-3-1	491-3565
南山第1学童保育所	南山1-7-1	492-0484
南山第2学童保育所		492-0464
七次台学童保育所	七次台3-17-1	492-6630
池の上学童保育所	池の上2-21	404-2948
桜台学童保育所	桜台3-28	401-8620

【窓口】保育課 保育係 ☎497-3488

■児童館・児童ルーム

子ども達の思いやりや行動力・協調性・前向きに生きていく力・心の豊かさを育む「子どもの居場所づくり」を目的に、各地域のニーズに合った活動をしています。

【利用対象】

白井市在住・在学の0歳~18歳未満の児童 及びその保護者。

- ※西白井コミュニティプラザ子ども室は、0 歳~小学6年生以下の児童及びその保護者。
- ※未就学児は18歳以上の方の付き添いが必要 です。

【開館時間】

午前9時から午後5時まで

白井駅前児童館、白井児童館、桜台児童館は中学生以上の児童を対象に開館時間を延長しています。

· 白井駅前児童館

中学生:午前9時~午後7時高校生:午前9時~午後8時

・白井児童館

中学生から18歳未満の児童:毎月第1 ~4金曜日

午前9時~午後7時(祝日の場合は閉館)

· 桜台児童館

中学生から18歳未満の児童:毎月第1 ~4金曜日

午前9時~午後7時(センターが休館の場合、閉館)

【休館日】

毎週月曜日(白井児童館、西白井コミュニティプラザ子ども室は毎週火曜日、公民センター児童ルームは毎週日曜日)、国民の祝日、 年末年始

【入館料】無料

児童館名	所在地(白井市)	電話番号
西白井児童館	清水口1-2-1	492-1011
白井駅前児童館	堀込1-2-2	497-1151
桜台児童館	桜台2-14	491-7111
白井児童館	復1458-1	491-0166
公民センター児童ルーム	中98-17	492-5266
冨士センター児童ルーム	富士239-2	446-1911
西白井コミュニティ プラザ子ども室	西白井2-16-1	497-5771

■ファミリー・サポート・センター

子育てをお手伝いしたい人(提供会員)と 手助けをしてほしい人(利用会員)、そして 手助けをしてもらうが時には助けることも可 能な人(両方会員)という三者を地域で組織 化し、人と人が助け合う相互援助活動を行う 制度です。

保護者が急な用事などの際に保育園に迎え に行ってもらったり、家庭にいる人も急用が できたり病院に行く時など、お子さんを預か ってもらうなどの支援を行います。提供会員・ 利用会員・アドバイザーが事前に活動の日時 やお子さんのことについて細かい打合せをし ます。

【対象者】白井市に在住かお勤めの方で、生後6か月から小学生までの子どもがいる方

【料金】

月~金	一時間あたり
午前6時~午後10時	700円
土、日、祝日、年末年始	一時間あたり
並びに上記時間以外	900円

【窓口】 しろいファミリー・サポート・センター 清水□保育園子育て支援センター「スマイル」内 ☎491-8277

■子育て支援センター

保育園の"子育て機能"を園の利用者だけではなく、地域の家庭にも役立てていただき、ゆとりある子育てを支援する場が子育て支援センターです。育児相談を専門とするスタッフによる育児アドバイスや育児情報の提供、親子で参加できる催しなどの活動を行います。

【窓口】

清水□保育園「スマイル」 ☎491-8201 南山保育園「ふれんど」 ☎491-1131

■つどいのひろば

子育で中の親子(おおむね0~就園前の子どもと保護者)が集い、育児の情報交換や、子育での悩みを相談したり、仲間づくりをしたりできる場です。子育でに役立つ講演会や親子で参加できる活動も行います。

【窓口】

はなぶさ保育園「ドリーム☆ポケット」

2497-7872

白井ふじ保育園「いづみ」

2070-1431-4339

こざくら保育園「こざくらキッズ」

2401-8383

ひまわりこども園「ひまわりルーム」

2491-8384

■ほっとハート

主任児童委員が子育て支援センターやつどいのひろば(上記)に出向いて、子どもや親の悩み、心配ごとについてお話を聞きます。

【開催日時】

開催日時は下記窓口に問い合わせてください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■ママヘルプサービス

市内在住で家事や育児などを手伝ってくれる人がいない産後8週間以内の人にヘルパー を派遣し、産後の生活を支援します。

- ※お母さんの体調により期間延長できる場合 がありますので、ご相談ください。
- ※切迫早産などで体調の悪い人は相談してく ださい。
- ※多胎児家庭は産後6ヶ月まで利用できます。

【サービス内容】

- ・育児に関すること(授乳、沐浴、オムツ交 換など)
- ・家事に関すること(食事の準備や片付け、 買い物、居室の掃除、洗濯など)・相談に 関すること(育児の相談、助言など)

【利用時間】

1日1回 午前9時から午後4時までの間で 1時間以上4時間以内

【利用料】

生活保護世帯または市民税非課税世帯は無料 上記世帯以外は1時間500円

【申込方法】 出産予定日の1か月前までに連絡してください。後日ヘルパーが訪問し、打合せをします。ただし、緊急の場合は相談してください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487



発達に心配のある子どものために

■こども発達センター

心身の発達上心配のある子どもに即応した 生活指導(集団・個別)などを行い、心身の 発達を支援します。

【支援対象者】

- ・児童発達支援事業 市内在住で障がいを持つ児童及び発達に不 安がある就学前の児童
- ・保育所等訪問支援 市内在住で市内の保育園や幼稚園等に通われている障がいを持つ児童及び発達に不安がある小学6年生までの児童

【サービスの内容】

- · 児童発達支援 · 保育所等訪問支援
- ・個別支援計画の作成
- ・グループ指導(基本的な生活習慣や社会性 の習得など心身の発達等の指導)
- ・発達個別指導(認知・言語・コミュニケー ション等の対人・情緒等の指導)
- ・作業療法個別指導(姿勢・運動および感覚・ 認知面の発達と日常生活動作の獲得等の指導)
- ※上記の指導内容および指導回数は、児童の 年齢や発達状況により異なります。

【利用料】

児童福祉法に基づき、原則として定率の1割が保護者負担となります。尚、3~5歳児は無償化となっており0円で、集団指導の給食費のみ実費で保護者負担となります。

【サービス提供時間】

個別指導	午前 9:00~	午後3:00
集団指導	午前 9:30~	午後0:45
保育所等訪問	午前 9:00~	午後5:00

- ※その他に、指定相談支援事業もおこなって います(詳細はP57に記載)。
- ※サービスに関する苦情解決制度は22ページを参照。

【休日】土曜・日曜・国民の祝日・年末年始 【契約に必要なもの】

・通所受給者証 ・印かん

【窓口】こども発達センター ☎497-3489

教育の決助・援護等

■就学費援助

市内に住所のある人で、経済的理由などにより、小・中学校に就学することが困難な児童や生徒(準要保護児童・生徒)のために、学用品費、給食費、校外活動費などを援助します。

【窓口】学校政策課 政策班 ☎401-9445

■特別支援教育就学奨励費補助

個別支援学級に通学している児童・生徒および学校教育法施行令第22条の3の障がいの程度に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助します。

【窓口】学校政策課 政策班 ☎401-9445

■個別支援学級

心身に軽度の障がいのある児童・生徒を対象に、障がいに応じて個別の計画に基づいた教育を行うため、令和4年度小学校9校、中学校5校に計39学級設置されています。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

■言語通級指導教室

話し方・発音などに課題がある児童のために、指定された日時に通って、指導・訓練を受ける通級制の教室で、白井第三小学校および南山小学校に開設されています。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

■特別支援学校

心身に障がいのある児童・生徒が、生活や 学習上の困難を改善・克服するため、適切な 指導および支援を受けることができる学校で す。入学については下記に相談してください。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

■教育相談

子どもの不登校や教育上の悩みごとなどの 相談に応じます。気軽に相談してください。 (相談員による相談)

火~金曜日午前10時30分~午後4時30分

【窓口】教育支援課 支援班 ☎492-2301

■適応支援教室(「ヤングハートしろい」)

学校に行きたくても行けず欠席が続いている児童生徒のための教室です。グループ活動や相談活動などを通して、学校への復帰を促すために、専門の指導員が支援します。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

■就学相談

心身に障がいのある子どもの就学および学 校生活などの相談に応じます。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

ひとり題家庭等週助

ひとり親家庭等とは…

- ◇死別、離婚などにより配偶者のいない 母または父が満20歳未満の児童を扶養 している家庭(母子家庭・父子家庭)
- ◇両親がいないか、両親が養育をしない 満20歳未満の児童を扶養している家庭
- ◇かつて母子家庭の母であった人で、現 在配偶者のいない人

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)を養育している父または母、養育者に支給されます。受給者本人または配偶者および扶養義務者(同居)の前年の所得額により、全部支給、一部支給、全部支給停止があります。

【対象者】

- ①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度(国民年金の障がい等級 1級程度)の障がいにある児童
- ④父または母の牛死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上 拘禁されている児童
- ⑧未婚の母の児童
- ⑨その他、生まれたときの事情が不明である 児童

【手当の額】

	全部支給	一部支給
児童1人(月額)	43,070円	43,060円 ~10,160円
児童2人(月額)	10,170円加算	10,160円~ 5,090円加算
児童3人目以降 (月額)	1 人につき 6,100円加算	1 人につき 6,090円〜 3,050円加算

※児童、母、父等が公的年金等を受けることができるときであっても、公的年金等と児



童扶養手当の差額が支給される場合があり ます。

- ※一部支給は所得に応じて10円きざみの額になります。
- ※手当支給開始から5年と、支給要件に該当したときから7年を比較し、いずれか早い方を経過したときには、手当の一部が減額される場合があります。

【申請に必要なもの】

- ・申請者名義の振込先のわかるもの
- ・戸籍謄本
- ・養育費に関する申告書
- ※その他個別の事情により必要となる書類が あります。

【所得制限】

	- · · · · -		
扶養	本	人	孤児等の養育者 配 偶 者
養親族数	全部支給	一部支給	扶養義務者
数	所得額	所得額	所得額
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■ひとり親家庭等医療費等助成

ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日 以降の最初の3月31日まで)や児童を養育 している人が、病気などで治療を受けた場合、 保険診療による医療費の自己負担額の一部を 助成します。ただし、児童扶養手当と同様の 所得制限があります。

【申請に必要なもの】

- ・申請者名義の振込先のわかるもの
- ・戸籍謄本
- ・養育費に関する申告書・健康保険証の写し
- ・同一住所全員のマイナンバーカード
- ※児童扶養手当証書を持っている人は健康保 険証の写しのみで申請できます。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父が、就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるため、雇用保険制度の教育訓練講座等を受講する場合、その受講費用の一部を助成します。 ※教育訓練講座受講日のおおよそ2か月前に相談してください。

【助成額】受講料の6割

(12,001円から80万円を限度とします) ※雇用保険制度による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けている方は、その給付額を差し引いた額を支給します。

【講座の指定申請に必要なもの】

・マイナンバーカード ・戸籍謄本

【給付金の支給申請に必要なもの】

- ・申請者名義の振込先のわかるもの
- ・マイナンバーカード ・戸籍謄本
- · 対象講座指定決定通知書
- · 教育訓練修了証明書
- ・教育訓練経費の支払いに関する領収書
- ・雇用保険制度による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けている方は、その給付額を証明する書類

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するために、養成機関で1年以上修業する予定がある場合、修業期間(上限4年)について、高等職業訓練促進給付金を支給します。

また、対象資格取得のため1年以上修業し、 カリキュラムを終了した人に高等職業訓練終 ア支援給付金を支給します。

【支給額】

◆高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯	市民税課税世帯
100,000円	70,500円

※支給対象期間内で、修学期間の最後の1年間は4万円加算されます。

◆高等職業訓練終了支援給付金

市民税非課税世帯	市民税課税世帯
50,000円	25,000円

【申請に必要なもの】

- ・申請者名義の振込先のわかるもの
- ・マイナンバーカード ・戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票 ・所得証明書
- ・非課税証明書(該当者のみ)
- ・養成機関の在籍に関する証明書

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の親が、修学や疾病などのため、または、生活環境の激変等により一時的に日常生活を営むのに支障があるとき、家庭生活支援員を派遣し、生活援助(家事援助)や子育て支援(子どもの預かり)を行います。 ※利用には、事前登録が必要です。

【登録申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- · 戸籍謄本

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■母子生活支援施設

母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある人が、経済的な理由や住居がないなどの事情のため児童の監護が十分にできない場合、母と児童がともに入所し、生活の自立に向け支援を受ける施設です。利用については、子育て支援課へご相談ください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■ひとり親家庭自立支援員

ひとり親家庭の生活一般の相談に応じ、自立を支援するための助言や支援を行います。 離婚等でこれからひとり親になる(その可能性がある)人も相談できます。

【相談先】

子育て支援課 家庭児童相談室

2497-3477

■JR定期券の割引

児童扶養手当を受給している人とその人と 同一世帯の人にJR東日本の通勤定期乗車券 を3割引で購入できる「資格証明書」「乗車 券購入証明書」を交付します。

【申請に必要なもの】

- ・児童扶養手当証書 ・通勤定期券を購入する人の顔写真(縦4cm×横3cm)
- ・印かん

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■白井市駅前駐輪場(定期利用)

の使用料金の免除

市内に住所があり、児童扶養手当を受給している人と受給の対象となる児童が駅前駐輪場を定期利用するときは、使用料金の免除を受けることができます。

【申請に必要なもの】

・児童扶養手当証書の写し

【窓口】都市計画課 交通政策班

☎492-1111 (代表)

■母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

20歳未満の児童を養育している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するための貸付制度です。

◆修学資金

児童の就学に必要な授業料、書籍代、通学費 等

◆就学支度資金

児童の就学にあたり必要な入学金、被服購入費等

◆修業資金

児童の就職に必要な知識技能を習得するための授業料等

◆事業開始資金

母子家庭等の親が、事業を開始するにあた り必要となる設備費、材料購入費等

◆事業継続資金

母子家庭等の親が、現在営んでいる事業を 継続・拡張するために必要な設備費・材料購 入費等

◆技能習得資金

母子家庭等の親が、開業または就職に必要

な知識技能を習得するための授業料等

◆就職支度資金

母子家庭等の親または児童等が就職するに 際して必要な被服・通勤用自動車購入費等

◆医療介護資金

母子家庭等の親または児童等が医療を受ける場合、または親が介護を受けるために必要な自己負担金、交通費、施術代等

◆生活資金

知識技能を習得している期間等の生活の安 定に必要な生活費一般

◆住宅資金

住居の建設・購入費等、補修・改築費等

◆転宅資金

住居の移転に対し必要な敷金、一時金、運 送代等

◆結婚資金

母子家庭等の児の結婚に際し必要な挙式 代、家具購入費等

貸付限度額や利率などは、借り受ける資金の 用途により異なりますので、問い合わせてく ださい。

【相談先】印旛健康福祉センター

2043-483-1120

【窓口】子育て支援課 家庭児童相談室

2497-3477

相談業務

■育児や健康に関する相談

育児・健康のことで心配がありましたら、 ひとりで悩まずに健康課へ連絡してください。 保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が相談 を受けます。

【受付時間】平日午前8時30分~午後5時【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3495

■児童相談所

児童虐待など児童に関するあらゆる相談に 応じ、問題の原因やどのようにしたら児童の 健全育成が図れるかを専門的に調査・判定し、 その児童に最も適した指導を行います。

また、児童福祉施設(乳児院、児童養護施設など)への入所などの措置を行っています。

【相談先】

千葉県中央児童相談所 **2**043-253-4101 子ども家庭110番 **2**043-252-1152 (24時間受付)

〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-2

■家庭児童相談

児童福祉の向上を図るため家庭児童相談員が、児童および家庭問題の相談に応じます。 電話や窓口での相談のほか、必要により訪問します。

児童虐待に関する通報窓口にもなっています。

【相談先】

子育て支援課 家庭児童相談室

2497-3477

■子育て電話相談(公立保育園)

育児などにひとりで悩んでいませんか。 どんな小さなことでも、保育士が子育ての相 談を受けます。

相	清水口保育園	☎ 491-8082
談先	南山保育園	☎ 491-1413
元	桜台保育園	☎ 492-6101



■子育て世代包括支援センター

子育でに不安や悩みを抱えている保護者等が安心して、出産、子育でができるよう、妊娠・出産・子育でに関する業務を担当する、子育で支援課・健康課・保育課の三つの課が連携し、相談者に合わせた、切れ目のないきめ細やかな相談や支援を行っています。

【開館時間】平日 8時30分~17時15分 【相談先】保健福祉センター3階 子育て世代包括支援センター

2497-3487

■福祉施設サービス苦情解決制度

清水口保育園、南山保育園、桜台保育園、障害者地域活動支援センター、こども発達センターの利用者を対象に、サービスに関する苦情の解決に努める苦情解決制度を実施しています。各施設や市の窓口で申し立てを受けるほか、中立公正な立場で苦情の受け付けや助言などを行う「福祉施設サービス苦情相談員」をおき、苦情解決の支援をします。

【苦情の受付窓口】

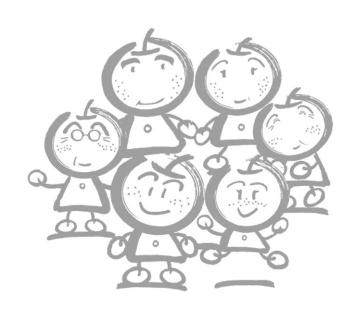
次のどこにでも申し立てることができます。

- ① 社会福祉課 厚生係 ☎497-3482
- ②利用している各施設または担当課
 - ・保育園については 保育課保育係 ☎497-3488
 - こども発達センターについては 障害福祉課☎497-3483
 - ・障害者地域活動支援センターについては 障害福祉課☎497-3485
- ③福祉施設サービス苦情相談員
- ※福祉施設サービス苦情相談員に申し立てたい場合は、社会福祉課 厚生係にご連絡ください。

【対象となる苦情の範囲】

各施設を利用している際に受けたサービスの 内容に関することで、1年以内のもの

【窓口】社会福祉課 厚生係 ☎497-3482



障がいのある人のために

心身障がいのある人へ

■身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、身体障害者福祉 法による各種の援護を受けるために必要な手 帳を判定に基づき交付します。

【手帳の交付対象となる障がいは・・・】

- ・視覚
- ・聴覚・平衡機能
- ・音声・言語・そしゃく機能
- · 肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性運動)
- · 内部(心臓、腎臓、呼吸器、直腸、膀胱、小腸、免疫、肝臓機能)

に障がいがあり、程度により1から6級(一部7級)に区分されています(27·28ページ: 「身体障がい者程度等級表」参照)。

【申請に必要なもの】

_		0.07
	手続き	必要書類など
	新規申請	申請書 指定の診断書 (※) 顔写真(縦4cm×横3cm)2枚
再交付	程度変更・障がい名追加	再交付申請書 指定の診断書(※) 顔写真(縦4cm×横3cm)1枚
付	紛失・破損	再交付申請書 顔写真(縦4cm×横3cm)1枚
返還	死亡	返還届 身体障害者手帳
/>	転 居 (市内)	居住地変更届 身体障害者手帳
住所変更	転出 (市外)	転入先で居住地変更届を提出 してください。 ※手当等を受給している場合 は障害福祉課に失権届を提出 してください。

(※) 指定の診断書は、次の「主な身体障害者福祉法指定医師一覧表」を参照し、指定の医師に作成を依頼してください。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

【主な身体障害者福祉法指定医師一覧表】

診断する障がい 視覚 東京経南病院 中吸器 中观器 中观		_	1 ×	見		Jı h	스타		ᆸᄼ	الاد	L //	11	118	【土な身体障害者
医療機関の名称 調野外科官院 瀬野外科胃腸科医院 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	肝	免	小	膀胱	呼	腎	心	肢	そし		平	聴	視	診断する障がい
奥澤整形外科医院 瀬野外科胃腸科医院 伊藤診療所 ちよだクリニック 白井由井内科 もりや内科・呼吸器科 クリニック 世きかわ整形外科 白井聖仁会病院 北総白井病院 徳田クリニック 斎藤おとな&こども 眼科クリニック 日本医科大学 千葉北総病院 鎌ケ谷総合病院 東邦鎌谷病院 初富保健病院 まるやま眼科 船橋市立 医療センター セコメディック病院 北習志野花輪病院 東京慈恵会医科大学	臓	疫	腸	・直腸	器	臓	臓	体	やく		う	覚	覚	医療機関の名称
伊藤診療所								0						
ちよだクリニック 白井由井内科 もりや内科・呼吸器科 クリニック せきかわ整形外科 白井聖仁会病院 北総白井病院 徳田クリニック 斎藤おとな&こども 眼科クリニック 日本医科大学 千葉北総病院 鎌ケ谷総合病院 東邦鎌谷病院 初富保健病院 まるやま眼科 船橋二和病院 船橋市立 医療センター セコメディック病院 船橋中央病院 北習志野花輪病院 東京慈恵会医科大学				0	0		0	0						瀬野外科胃腸科医院
自井由井内科 もりや内科・呼吸器科 クリニック せきかわ整形外科 自井聖仁会病院 北総白井病院 徳田クリニック 斎藤おとな&こども 眼科クリニック 日本医科大学 干葉北総病院 鎌ケ谷総合病院 東邦鎌谷病院 初富保健病院 おるやま眼科 船橋二和病院 船橋市立 医療センター セコメディック病院 小踏志野花輪病院 東京慈恵会医科大学 東京慈恵会医科大学 東京慈恵会医科大学 東京慈恵会医科大学					0			0						伊藤診療所
もりや内科・呼吸器科 クリニック ○								0					0	ちよだクリニック
クリニック せきかわ整形外科 白井聖仁会病院 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					0		0	0						白井由井内科
せきかわ整形外科 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		0			0		0							
 北総白井病院 徳田クリニック 斎藤おとな&こども 眼科クリニック 日本医科大学 千葉北総病院 鎌ケ谷総合病院 東邦鎌谷病院 初富保健病院 まるやま眼科 船橋二和病院 船橋市立 医療センター セコメディック病院 船橋中央病院 北習志野花輪病院 東京慈恵会医科大学 								0						
 徳田クリニック 斎藤おとな&こども 眼科クリニック 日本医科大学 千葉北総病院 鎌ケ谷総合病院 東邦鎌谷病院 初富保健病院 まるやま眼科 船橋二和病院 船橋市立 医療センター セコメディック病院 船橋中央病院 北習志野花輪病院 東京慈恵会医科大学 		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	白井聖仁会病院
斎藤おとな&こども 眼科クリニック ○	0		0	0	0		0	0		0	0	0		北総白井病院
眼科クリニック 日本医科大学 千葉北総病院 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				0		0								徳田クリニック
日本医科大学													0	
鎌ケ谷総合病院 東邦鎌谷病院 初富保健病院 おるやま眼科 船橋二和病院 船橋市立 医療センター セコメディック病院 船橋中央病院 北習志野花輪病院 東京慈恵会医科大学	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
初富保健病院 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0			鎌ケ谷総合病院
まるやま眼科				0	0	0		0					0	東邦鎌谷病院
船橋二和病院			0	0	0	0	0	0		0	0	0		初富保健病院
船橋市立 医療センター ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○													0	まるやま眼科
医療センター セコメディック病院 船橋中央病院 北習志野花輪病院 東京慈恵会医科大学	0		0	0	0	0	0	0	0	0			0	船橋二和病院
船橋中央病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北習志野花輪病院 東京慈恵会医科大学	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	セコメディック病院
東京慈恵会医科大学	0		0	0	0	0		0	0	0			0	船橋中央病院
			0	0	0	0	0	0						北習志野花輪病院
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国立がんセンター 東病院	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0		
市立柏病院	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	市立柏病院
松戸市立総合医療センター	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千葉西総合病院 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
千葉白井病院	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0		千葉白井病院
しだ内科・消化器 クリニック			0	0										

※変更のある可能性があります。詳細や他の 医療機関につきましては、直接医療機関ま たは障害福祉課(☎497-3483)に問い合 わせてください。

■療育手帳

知的障がいのある人に一貫した指導・相談などを行うとともに、各種の援護を受けやすくするために必要な手帳です。

【必要書類など】

1~	X L X C C	
	手続き	必要書類等
į	新規申請	申請書 顔写真(縦4cm×横3cm)1枚
	再判定	再判定申請書 顔写真(縦4cm×横3cm)1枚 ※個別に次回判定日が定められ ています。療育手帳の判定の記 録を参照し、申請してください。
住	転 居 (市内)	療育手帳記載事項変更届 療育手帳
住所変更	転 出 (県内の) 他市)	転入先で記載事項変更届を提出 してください。 ※手当等を受 給している場合は、障害福祉課 に失権届を提出してください。

対象者の年齢に応じて下欄の判定機関で判定 を受け、障がい認定基準に該当すると認められた場合、療育手帳が交付されます。

【判定機関】

区分	判定機関
18歳 未満	中央児童相談所 ☎ 043-253-4101 〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-2
18歳 以上	東葛飾障害者相談センター ☎04-7165-2422 〒270-1151 我孫子市本町3-1-2けやきプラザ3階

【障がい程度の基準】

LP∓	73 C 11 ± 13	との本十二
障か	がい程度	障がい程度の基準
最重度	A	知能指数がおおむね20以下の人で 日常生活において常時介護を必要と する人
重	Aの1	知能指数がおおむね21以上35以下 の人で日常生活において常時介護を 必要とする人
度	A Ø 2	知能指数がおおむね36以上50以下 の人で重複の障がいを有し日常生活 において常時介護を必要とする人
中度	Вの1	上記以外の人で知能指数がおおむね 36から50にある人
軽度	Вの2	知能指数がおおむね51から75にある人

※ただし、18歳以上の最重度については次のようになります。

障か	がい程度	障がい程度の基準
最重		知能指数がおおむね20以下の人で 日常生活において常時介護を必要 とする人のうち、身辺処理全般に おいて常時介護を必要とする人
度	Aの2	知能指数がおおむね20以下の人で日常生活において常時介護を必要とする状態にある人で@の1以外の人

■精神障害者保健福祉手帳

社会復帰・自立・社会参加を図るため、各種の制度が利用できます。

【対象者】

精神障がいのため、長期(6か月以上)にわたり日常生活または社会生活への制約がある人

【必要な書類】

	手続き	业	必要書類等								
	f規申請 夏 新	申請書 顔写真(縦4cm×横3cm)1枚 医師の診断書または障害年金証 書の写し									
住所		・県内他市町 市を除く)か 障害者手帳									
住所変更	県外・千 葉市から の転入	届 申請書 cm×横3cm) 1枚									

【障がい程度】

1級・2級・3級

【手帳により受けられる主な制度】

- ①税制上の控除
- ②バスや航空運賃の減免
- ③後期高齢者医療制度(65歳以上の手帳1・ 2級所持者は75歳未満であっても、後期 高齢者医療制度を受けることができます)
- ④障害者雇用枠での就労

【有効期限】

手帳の有効期限は、2年間です。 有効期限の3か月前から更新申請ができます。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

病院にかかったときの医療費の助成

■重度心身障害者医療費助成

重度の心身障がい者(児)が病院にかかった際の医療費(保険診療分)の自己負担金を助成します。ただし、所得制限があります。

【対象者】

- ·身体障害者手帳1 · 2級所持者
- ·療育手帳A~Aの2所持者
- ·精神障害者保健福祉手帳1級所持者

【申請に必要なもの】

- ·身体障害者手帳、療育手帳または精神障害 者保健福祉手帳
- ·健康保険証
- ・振込先のわかるもの ・印かん
- ※医療機関で保険診療を受けた場合の自己負担の中から、高額療養費・付加給付・一部負担金(本人負担金)を控除した額を助成します。
- ※64歳までに対象者となった方が申請できます。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■後期高齢者医療制度への加入

65歳以上の人で一定の障がいがある場合、申請により、千葉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで、75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度に加入できます。

【対象者】

- ・65歳以上75歳未満の人で次に掲げる障がいのある人
- ①身体障害者手帳1~4級に該当する人 (4級については、政令で定めるものに該当 する場合に限ります)
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する人
- ③療育手帳Aの1、Aの2、Aの1、Aの2 に該当する人
- ④国民年金証書1,2級(障害基礎年金等)に 該当する人

【給付内容】

①医療の給付

医療機関(病院・薬局など)で、被保険者 証を提示して医療(診療・投薬など)を受け た場合、窓口での本人負担が、かかった医療 費の1割となります。

現役並み所得者は3割となります(81ページ【負担割合の判定基準】参照)。

入院時の食事代や療養病床入院時の食事代・居住費については、83ページ【入院時の食事負担】・【療養病床に入院したとき】のとおりです。

【窓口】保険年金課 保険税係

2401-3918

■高額療養費の支給

入院等により医療費(保険診療分)の自己 負担額が一定額を超えた場合、加入している 健康保険組合等に申請すると超えた分が高額 療養費として支払われます。

【窓口】加入している健康保険組合へ 国民健康保険は保険年金課 保険年金係

2401-3942

■自立支援医療 (精神通院)

精神科等への通院医療費の1割を自己負担 とし、残りの9割を保険と公費で負担する制 度です。ただし、所得制限があります。

【対象者】

通院により精神障がいの治療を受けている人

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・健康保険証
- ・自立支援医療用診断書〈精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療(精神通院)を同時申請の場合は、手帳用の診断書〉

【有効期限】 1年間

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■自立支援医療(更生医療)

疾病・事故・災害等による身体損傷に対する医療(一次医療)がすでになされ、残された障がいの除去・軽減を目的に行われる医療です。

【対象者】

18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け障がいを軽減するために治療や手術を必要とする人

【申請に必要なもの】

·身体障害者手帳 · 中請書

·健康保険証 · 要否意見書

【対象となる医療】

- ・視覚障がい・聴覚障がい
- ・音声・言語機能障がい・肢体不自由
- ・心臓機能障がい・じん臓機能障がい
- ・小腸機能障がい ・そしゃく機能障がい
- ・免疫機能障がい・肝臓機能障がい
- ※対象医療内容は、問い合わせてください。
- ※申請には、手術の前に身体障害者手帳の交付を受けていることが必要です。
- ※指定された医療機関に限られます。
- ※原則医療費の1割を自己負担とし、残りの 9割を保険と公費で負担します。
- ※手術等が決定し申請が必要な場合は、早め に相談してください。(手術後の申請は更 生医療の対象になりません)

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■自立支援医療(育成医療)

身体に障がいがある児童(18歳未満)で 治療、手術により障がいの回復・軽減される 疾病の治療費の一部を負担する制度です。

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・健康保険証
- ・意見書

【対象となる障がい】

- · 視覚 · 聴覚 · 平衡機能
- ・音声・言語・そしゃく機能
- · 肢体不自由(上肢·下肢·体幹·脳原性運動)
- ・心臓・腎臓・その他先天性内臓疾患
- ※保護者の所得に応じ、自己負担金があります。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483



■身体障がい者程度等級表

	■身体障がい者程』		. 14			
級	視覚障がい	聴覚障がいま <i>た</i> 平衡機能の障か	ない	音声機能、言語機能又はそ	肢体 ²	下自由
別	1,555,175	聴覚障がい	平衡機能 障がい	しゃく機能の 障がい	上肢機能障がい	下肢機能障がい
1 級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の二分の一以上で 欠くもの
2 級	1. 視力の良い方の眼が0.02 以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼が0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁 以下のもの 3. 周辺視野角度 (// 4 視標に よる、以下同じ。) の総和がつ両 眼中心視野角度 (// 2 視標に方 市場でしている。) が28度以下の もの 4. 両眼開放視認点数が70点 以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞ れ100デシベル以上のもの (両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障がい 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢の上腕の二分の一以上で 欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障がい 2. 両下肢を下腿の二分の一以上で 欠くもの
3 級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。)2. 視力の良い方の眼の視力が10.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの3. 周辺視野角度の総和が一声明心視野角度が56度以下のもの4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野角の4. 以下かつ両眼中心初級点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)		語機能又はそ しゃく機能の 喪失	1. 両上肢の親指および人さし指を 欠くもの 2. 両上肢の親指および人さし指の 機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障がい 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全 廃したもの	1. 両下肢をショバー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
4 級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)2. 周辺視野角度の総和が左右眼ぞれぞれ80度以下のもの3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80 デシベル以上のもの(耳介 に接しなければ話声語を理 解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の 最良の語音明瞭度が50%以 下のもの		音声機能・言その著しゃい障がい	1. 両上肢の親指を欠くもの 2. 両上肢の親指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢の親指および人さし指を欠くもの 5. 一上肢の親指および人さし指の機能を全廃したもの 6. 親指又は人さして上肢の三指を欠くもの 7. 親指又は機能を全たしたの三指の三指の機能を全をして一上版の三指の関係を全めて一上版の三指の機能を全をして一上版の三指の機能の著しい障がい	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障がい 5. 一下肢の機関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して、10cm以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの
5級	1. 良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度(//2視標による)が56点以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい		1. 両上肢の親指の機能の著しい障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3. 一上肢の親指を欠くもの 4. 一上肢の親指の機能を全廃したもの 5. 一上肢の親指および人さし指の機能の著しい障がい 6. 親指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1.一下肢の股関節は又は膝関節の機能の著しい障がい 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3 以上0.6以下かつ他方の眼の視 力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70 デシベル以上のもの(40cm 以上の距離で発声された会 話語を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが 90デシベル以上、他側耳の 聴力レベルが50デシベル以 上のもの			1. 一上肢の親指の機能の著しい障がい 2. 人さし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. 人さし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7 級					1.一上肢の機能の軽度の障がい 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3.一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4. 人さし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5.一上肢の中指、薬指および小指を欠くもの 6.一上肢の中指、薬指および小指の機能を全廃したもの	5. 一下肢のすべての指の機能を全

		肢体不自由					呼吸器・膀胱・ ノスによる免疫		きがい	
級別	体幹機能障がいい		の非進行性の 運動機能障が い 移動機能 障がい	心臓 機能 障がい	腎臓 機能 障がい	呼吸器 機能 障がい	膀胱 又は直腸 機能障がい	小腸 機能 障がい	ヒト免疫不全 ウイルスによ る免疫機能障 がい	肝臓機能 障がい
1 級	体幹の機能障が いにより座って いることができ ないもの	調等により上肢	調等により歩行	がいにより自己 の身辺の日常生 活活動が極度に	がいにより自己 の身辺の日常生 活活動が極度に	障がいにより自 己の身辺の日常 生活活動が極度	膀胱又は直腸の 機能の障がいに より自己の身辺 の日常生活活動 が極度に制限さ れるもの	がいにより自己 の身辺の日常生 活活動が極度に	イルスによる免 疫の機能の障が いにより日常生	いにより日常生 活がほとんど不
2 級	障がいにより座 位又は起立位を	調等により上肢 を使用する日常 生活動作が極度 に制限されるも							イルスによる免	肝臓機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの
3		調等により上肢 を使用する日常	調等により歩行 が家庭内の日常	がいにより家庭 内での日常生活 活動が著しく制	がいにより家庭 内での日常生活 活動が著しく制	障がいにより家 庭内での日常生 活活動が著しく	膀胱又は直陽の 機能の障がいに より家庭内での 日常生制限され るもの	がいにより家庭 内での日常生活 活動が著しく制	イルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度の制限されるもの(社	いにより日常生 活が極度の制限 されるもの(社 会での日常生活 活動が著しく制 限されるものを
4 級		調等により上肢 の機能障がいに	での日常生活活 動が著しく制限	がいにより社会 での日常生活活	がいにより社会 での日常生活活	障がいにより社 会での日常生活 活動が著しく制	膀胱又は 直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限 されるもの	がいにより社会 での日常生活活 動が著しく制限	疫の機能の障が	いにより社会で の日常生活活動 が著しく制限さ
5 級	体幹の機能の著しい障がい	調等による上肢 の機能障がいに	での日常生活活 動に支障のある	①同一の等級にでに本表中に指定で ②肢体不自由には ※ただし、7級の ③異なる等級にで	されているものは おいては、7級に D一項目のみでは ついて二つ以上の	、該当等級とする 該当する障がいか 、障害手帳の認定	。 二つ以上ある場合	合は、6級とする。		
6 級			不随意運動・失 調等により移動 機能の劣るもの	⑤ 「指の機能障が ⑥上肢又は下肢が	D」とは、親指に がい」とは、中手	指関節以下の障か は、実用長(上版	間、その他の指に がいをいい、親指に 技においては腋窩。	こついては対抗運動	動障がいを含むも	のとする。
7 級			下肢に不随意運 動・失調等を有 するもの				計測したものをい	いう。		

障がい程度別該当事業一覧

○ほぼ該当 △一部該当

詳しくは障害福祉課 ☎497-3483へ

制			医療	寮費		手当					年	金	税	.金		補具	力・ 耳	加成		
制度			重度心身障害者医療費助成	後期高齢者医療制度への加入	自立支援医療(精神通院)	自立支援医療(更生医療・育成医療)	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	特別障害者手当	在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当	障害基礎年金	心身障害者扶養年金	税の控除(所得税・住民税・相続税・贈与税・事業税)	自動車税・自動車取得税の減免	自動車運転免許取得費の助成	自動車改造費の助成	障害者(児)施設等通所交通費助成	障害者グループホーム等入居者家賃助成	心身障害者(児)一時介護料の助成
掲	載ペー		25	25	25	25	33	32	18	32	33	90	34	47	51	50	50	43	43	43
		1	<u> </u>	0		À	<u>^</u>	À	À	<u> </u>				<u>^</u>	Δ		0	0	<u> </u>	0
	肢体	2		0				\triangle				\triangle	\triangle	\triangle	\triangle		0	0	\triangle	0
	肢体不自由	3		0		\triangle		\triangle					\triangle	\triangle	\triangle	\triangle		0	\triangle	
	自由	4				\triangle								\triangle	\triangle			0	\triangle	
		5				\triangle								\triangle	\triangle			0	\triangle	
		6	\triangle			\triangle							\triangle	\triangle				0	\triangle	
	聴覚	3		0														0		
	•	4																0		
身	平衡	5.6																0		
│ 1 / │ 障		3		0									\triangle					0	\triangle	
害	音声 言語	4																0	\triangle	
身体障害者手帳		1	\triangle	0			Δ	Δ	Δ	Δ		Δ	\triangle					0	\triangle	
帳		2	\triangle	0				Δ	Δ	Δ			\triangle		Δ			0	\triangle	
	視	3		0		Δ		Δ				Δ	\triangle	Δ	Δ			0	\triangle	
	覚障害	4												Δ	Δ			0	\triangle	
	害	5												Δ				0	\triangle	
		6				Δ								Δ				0	\triangle	
		1	\triangle	0		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		0	\triangle	
	内部障害	2	\triangle	0		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		Δ	\triangle	Δ	Δ	Δ		0	\triangle	
	障害	3		0		Δ		Δ				Δ	\triangle	Δ	Δ	Δ		0	\triangle	
	<u> </u>	4				\triangle								\triangle	\triangle	\triangle		0	\triangle	
	(A) (A)	1 (A) 2	\triangle	0			Δ	\triangle	Δ		\triangle		\triangle	\triangle	Δ	Δ		0	\triangle	0
療	Α	1	\triangle	0				Δ	Δ		\triangle	Δ	\triangle	\triangle	Δ	Δ		0	\triangle	0
手	Α		\triangle	0				Δ	Δ		\triangle	Δ	\triangle	\triangle	Δ	Δ		0	\triangle	0
帳	· 帳 B							\triangle					\triangle	\triangle		Δ		0	\triangle	0
	В	2						\triangle					\triangle	\triangle				0	\triangle	0
福精 社伴 長健		1	\triangle	0	0		Δ	\triangle	\triangle				\triangle	\triangle	Δ			0	\triangle	
手保		2		0	0							Δ	\triangle	\triangle				0	\triangle	
		3			0									\triangle				0	\triangle	
J	听得制队	艮	有		有	有	有	有	有	有	有	有							有	

障がい程度別該当事業一覧

○ほぼ該当 △一部該当

詳しくは障害福祉課 ☎497-3483へ

		制度				:	補助	・助成	ţ				i	給付等	Ē	居 : サ	宅・旅 ・ービ	i設 ス
		度	免除免に対のとの一般を対象を		JR運賃の割引	バス運賃・航空運賃の割引	割引本人運転	有料道路 介護者運転	料金	タクシー 福祉タクシ	携帯電話基本使用料等の割	住宅の改造費助成	日常生活用具の給付と貸与	補装具費の支給	在宅福祉サービス	障害福祉サービス	訪問入浴サービス	障害者地域活動支援センター
障がい種別	2	66	-	2	-	3	4	0	割 引	37	35	34	75	55	36	53		
JE	引載ペー	1			\triangle						0	<i>∆</i>	\triangle	∆	<i>7</i> 5		\triangle \(\triangle \)	0
	n.i.	2	Δ	Δ	Δ	\triangle			0	0	0	Δ	Δ			Δ		0
	│ 版 │ 体	3					Δ		0	Δ	0			Δ				0
	肢体不自由	4			Δ	Δ	Δ	Δ	0		0			Δ				0
	曲	5			Δ	\triangle			0		0			Δ				0
		6				\triangle			0		0							0
		2				\triangle			0	0	0			\triangle				0
	聴覚・平衡	3	Δ	Δ	Δ	\triangle	Δ	Δ	0		0			Δ	Δ	Δ		0
	平衡	4	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0		Δ	Δ	Δ	Δ		0
身休	身 体 ———	5.6	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ		0		0		Δ	Δ	Δ	Δ		0
障	音声	3	Δ		Δ	Δ	Δ		0		0		Δ	Δ	Δ	Δ		0
者	音声言語	4	Δ		Δ	\triangle	Δ		0		0		Δ	\triangle	Δ	Δ		0
手		1	Δ	Δ	Δ	\triangle	Δ	Δ	0	0	0	Δ	Δ	\triangle	\triangle	Δ	Δ	0
עוי (כיי	→H	2	Δ	Δ	Δ	\triangle	\triangle	Δ	0	0	0	Δ	Δ	\triangle	\triangle	Δ	Δ	0
	視覚	3	Δ	\triangle	Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	0		Δ	Δ	Δ	Δ		0
	覚障害	4	Δ	Δ	Δ	\triangle	Δ	Δ	0		0		Δ	Δ	Δ	Δ		0
	Ħ	5	Δ		Δ	\triangle	\triangle		0		0		Δ	\triangle	\triangle	Δ		0
		6	Δ		Δ	Δ	Δ		0		0		Δ	Δ	Δ	Δ		0
	内	1	Δ		Δ	\triangle	Δ	Δ	0	0	0		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0
	内部障害	2	Δ		Δ	Δ	Δ	Δ	0	0	0		Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0
	厚害	3	Δ		Δ	\triangle	\triangle	Δ	0		0		Δ	\triangle	\triangle	Δ		0
		4			Δ	Δ.	Δ	Δ	0		0			\triangle	Δ			0
	(A) (A) 1		Δ	\triangle	Δ	\triangle		Δ	0	0	0		\triangle		Â	Δ		0
療育	A		^	^	Δ	\triangle		Δ	0	0	0		Â		^	^		0
療育手帳	A		Â		Â	Â			0	0	0				Â	Â		0
慢	В		\triangle		\triangle	\triangle			0		0				\triangle	\triangle		0
1= dr=	B2		\triangle			\triangle			0		0				\triangle	\triangle		0
福精 祉神		1	\triangle			\triangle				0	0				\triangle	\triangle		0
福精 祉神 手保 帳健		2	\triangle			\triangle					0				\triangle	\triangle		0
		3	<u></u>								0	+	+	+	<u></u>			0
	所得制队	X	有									有	有	有	有			

障がい程度別該当事業一覧

○ほぼ該当 △一部該当 詳しくは障害福祉課 ☎497-3483へ

制度		制						その他					
		駐車禁止除外標章	ちば障害者等用駐車区画利用証	声の広報しろい	手話通訳者の派遣	公共施設使用料・利用料金の免除	ヘルプカード・ヘルプマーク救急医療情報キット	緊急時要援護者登録制度(消防・救急)	避難行動要支援者名簿の登録(災害時)	福祉車両の貸出	千葉県営水道料金の一部(8%)免除	生活福祉資金貸付	
掲	載ペー		50	51 • 54	36	49	49	48 • 75	48	48	52	36	98
		1	0	0			0	0	0	0	\triangle		\triangle
	肢	2	\triangle	0			0	0	0	0	\triangle		
	肢体不自由	3	\triangle				0	0	0	\triangle	\triangle		
	自由	4	\triangle				0	0	0	\triangle	\triangle		\triangle
	Щ	5					0	0	0	\triangle	\triangle		
		6		Δ		_	0	0	0		\triangle		\triangle
	0±274	2	0	0		0	0	0	0	0	\triangle		
	聴覚・ 平衡	3	0	0		0	0	0	0	0	\triangle		
身		4				0	0	0	0	0	\triangle		\triangle
身体障害者手帳		5.6				0	0	0	0	0	\triangle		
厚	音声言語	3				0	0	0	0	\triangle	\triangle		
者	日前	4				0	0	0	0	Δ	\triangle		
帳		1	0	0	0		0	0	0	0	\triangle	\triangle	
	視覚障害	2	0	0	0		0	0	0	0	\triangle	\triangle	\triangle
		3	0	0	0		0	0	0	0	\triangle		
	宇	4	\triangle	0	0		0	0	0	0	\triangle		\triangle
		5			0		0	0	0	0			
		6			0		0	0	0	0	\triangle		À
	内	1	0	0			0	0	0	^	\triangle	\triangle	^
	内部障害	2	0	0			0	0	0	^	\triangle		\triangle
	害	3	0	0			0	0	0	\triangle	\triangle		<u> </u>
		4		0			0	0	0		\triangle		\triangle
.die	(A) (A) 1		0	0			0	0	0	0	\triangle	\triangle	\triangle
療育手帳	A		0	0			0	0	0	0		\triangle	\triangle
手	A		0	0			0	0	0	0	\triangle		\triangle
附文	В						0	0	0	\triangle	\triangle		\triangle
プロルキ	В						0		0			_	\triangle
価稍 祉神	2		0				0	0	0	О 			\triangle
福精 祉神 手保 帳健	3						0	0	0				
							0	0	<u> </u>			*	
}	听得制队	X										有	

■千葉県特定医療費(指定難病)助成

原因不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といいます。治療がきわめて困難で、かつ、その医療費も高額に及ぶため、医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている人に対し、その治療にかかる医療費の一部を県が助成しています。

令和3年11月1日に、対象となる疾患は338種類に拡大されました。107~110ページをご参照ください。

【対象となる人】

- ・千葉県内に住民登録をしている人
- ・指定難病の診断を受けており、国の定めた 病状の基準を満たしている人
- ・国民健康保険や組合健康保険など、公的医療保険に加入している人または生活保護受給者

【窓口】印旛健康福祉センター(印旛保健所) 地域保健課 ☎043-483-1134

■小児慢性特定疾病医療費助成

児童の慢性疾患は長期にわたり児童の健全 育成に大きな支障を与え、その医療費も高額 となります。自己負担の軽減と治療の促進を 図るため、保険診療分医療費の自己負担金が 助成されます。対象となる疾患は、令和3年 11月1日に、16疾患群788疾病に拡大され ました。詳細については下記に問い合わせて ください。

【窓口】印旛健康福祉センター(印旛保健所) 地域保健課 ☎043-483-1134

疾患群名					
悪性新生物	慢性腎疾患				
慢性呼吸器疾患	慢性心疾患				
内分泌疾患	膠原病				
糖尿病	先天性代謝異常				
血液疾患	免疫疾患				
神経・筋疾患	慢性消化器疾患				
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	皮膚疾患				
骨系統疾患	脈管系疾患				

手当のいろいろ

■特別児童扶養手当

心身に障がいのある児童(20歳未満)を 養育している人(所得制限あり)に支給され ます。ただし、児童が施設に入所している場 合や、障がいのために公的年金などを受けて いる場合は該当しません。

【手当の額】(令和4年4月現在)

- ・重度の障がい児(1級)
 - : 月額52,400円
- ・中度の障がい児(2級)
 - :月額34,900円

【**支給月**】 4 · 8 · 12月

【申請に必要なもの】

- ・請求者名義の振込先のわかるもの
- ・戸籍謄本
- ・所定の認定診断書、身体障害者手帳の写し、 療育手帳の写しのいずれか
- ※認定診断書が省略できる場合もあります。

【所得制限】

(本人所得の場合) 令和3年8月以降適用

扶養親族数	収入額	所得額
0人	6,420,000円	4,596,000円
1人	6,862,000円	4,976,000円
2人	7,284,000円	5,356,000円
3人	7,707,000円	5,736,000円
4人	8,129,000円	6,116,000円
5人	8,546,000円	6,496,000円

※手当の額と、所得制限の限度額は変更になりますので注意してください。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■特別障害者手当

20歳以上で重度の障がいのため日常生活において常時介護を要する在宅の障がい者本人に支給されます。

【対象者】

- ①身体障害者手帳1・2級の一部の人で障がいを重複して持っている人など
- ②療育手帳Aの1の判定を受けた人
- ③精神障がい・血液疾患・肝臓疾患で特に重度と認められる障がいと他の障がいとを重複している人またはこれらと同程度の状態の人

【申請に必要なもの】

- ·身体障害者手帳、療育手帳または所定の診 断書
- ・所得状況届 ・年金証書等の写し
- ・前年中の年金収入がわかるもの
- ・振込先のわかるもの
- ※次のいずれかに該当するときは受給資格がなくなります。
- ①施設に入所した場合
- ②病院などに3か月以上入院した場合
- ③本人または配偶者、扶養義務者の所得が 限度額を超える場合(特別児童扶養手当 と同額)

【内 容】 支給額 27.300円/月

支給月	対象となる月
2月	11・12・1月分
5月	2・3・4月分
8月	5・6・7月分
11月	8・9・10月分

(令和4年4月現在)

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいのために日常生活において常時介護を要する在宅の障がい児本人に支給されます。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1・2級の一部の児童
- ・療育手帳Aの判定を受けた児童
- ・精神障がい・血液疾患・肝臓疾患で特に重 度と認められる障がいをもつ児童
- ※次のいずれかに該当するときは受給資格 がなくなります。
- ①施設に入所した場合
- ②障がいを事由とする公的年金の給付を受けるようになった場合
- ③本人または配偶者、扶養義務者の所得が 限度額を超える場合(特別児童扶養手当 と同額)

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳または所定の診断書
- · 所得状況届
- ・振込先のわかるもの

【内 容】 支給額 14.850円/月

支給月	対象となる月
2月	11・12・1月分
5月	2・3・4月分
8月	5・6・7月分
11月	8・9・10月分

(令和4年4月現在)

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■在宅重度知的障害者および

ねたきり身体障害者福祉手当

在宅重度知的障がい者およびねたきり身体 障がい者を介護している人に手当を支給しま す。

ただし、介護保険でサービスを受けている 人は受けられません。

【対象者(受給権者)】

- ①身体障がい者で自宅においておおむね6か 月以上寝たきり状態であり、常時介護を要する20歳以上65歳未満の人の介護者
- ②療育手帳Aの2およびそれより重度で20歳以上の人の介護者

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・振込先のわかるもの

【内容】

支給額…月額 8,650円 支給月…1 · 4 · 7 · 10月

- ※次のいずれかに該当するときは受給資格がなくなります。
- ①施設に入所した場合
- ②病院に3か月以上入院した場合
- ③特別障害者手当、福祉手当を受けている 人
- ④本人又は配偶者、扶養義務者の所得が 限度額を超える場合

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■心身障害者扶養年金

心身に障がいがあるため、独立して自活することが困難な人を扶養している人が、毎月一定の掛金を納めることにより、扶養者に万一のことがあった場合に心身障がい者に終身一定の年金(一口につき月額2万円)を支給します。

新規加入者	掛け金の額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

- ※加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢で掛金が決まります。
- ※加入口数は心身障がい者1人につき2口まで

【加入資格者】

次のいずれかに該当する障がい者の保護者で、65歳未満の人

- ①知的障害者(児)
- ②身体障害者手帳1・2・3級
- ③精神または身体に永続的な障がいのあるで、①②の人と同程度と認められる人

【優遇措置】

◆掛金の免除

加入者が65歳以上に達しかつ継続して20年以上加入した場合掛金が免除されます(ただし、昭和61年以前に45歳未満で加入した人は継続して25年以上の加入が必要です)。

◆掛金の減免

- ①生活保護を受けるようになったとき
- ②市民税が非課税または均等割のみのとき
- ③災害などの特別の事情があるとき

【弔慰金】

1年以上加入後、加入者より先に心身障がい者が死亡したときに支払われます。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

日常生活の援助

■補装具費の支給

職業・その他日常生活の能率向上を図るため補装具の交付・借受け・修理をします。

【対象者(児)】

◆身体障害者手帳所持者または難病患者

補装具の交付を受けるにあたっては障害者 相談センターの判定が必要になる場合もあり ます。

ただし、児童(18歳未満)については判定のかわりに指定医の意見書が必要です。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳または難病にり患している ことがわかる証明書(診断書または特定疾 患医療受給者証)・医師の意見書
- · 見積書

JUIR E		
対象者	神	
視覚障がい児・者		い者用安全つえ 鏡(2枚1組)
聴覚障がい児・者	・補聴器	
肢体不自由児·者	・義肢・装 ・電動車い ・歩行補助 除く) ・座位保持	す・歩行器 杖(T字状の杖は
肢体不自由児		いす・起立保持具 具・頭部保持具
呼吸器・心臓機能障 (電動でしか移動の		電動車いす
重度の肢体不自由 言語障がい児・者		重度障がい者用 意思伝達装置

- ※介護保険など他の制度に該当する品目は、 原則として他の制度が優先されます。
- ※すでに購入したものについては対象となりません。
- ※種目や対象者の状況によって、県の専門員 および嘱託医による判定が必要となる場合 もあります。必ず事前に相談してください。
- ※原則1割負担ですが、基準額を超えた分については全額自己負担となります。また、本人および家族の市民税課税状況に応じて自己負担の日額負担上限額が設定さ
 - 応じて自己負担の月額負担上限額が設定されます。
- ※市民税課税状況により公費負担の対象外と なる場合があります。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■日常生活用具の給付と貸与(障害)

在宅重度障がい者(児)の日常生活の便利 を図るため次表のような用具を給付・貸与し ます。ただし、所得制限があります。

【対象者・品目】

身体障害者手帳・療育手帳所有者または指定 難病患者

38~42ページの表のとおり

ただし介護保険に該当する品目は、原則として介護保険が優先されます。

難病患者の方は、医師の意見書が必要です。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳・療育手帳または指定難病 にり患していることがわかる証明書(診断 書または特定疾患医療受給者証)
- ・見積書
- ※原則1割の自己負担金がありますが、基準額を超えた分については、全額自己負担となります。
- ※身体障害者手帳の等級および障がいの箇所 によって用具が異なります。
- ※すでに購入したものについては対象となりません。 **必ず事前に相談してください。**

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■日常生活用具の給付(小児慢性特定疾病児)

小児慢性特定疾病児が、快適な日常生活が 送れるように、46ページ表のような用具を 給付します。

※所得税額等により自己負担金があります。

【象仗

千葉県が実施する医療の給付を受けている小児慢性特定疾病児

※児童福祉法、障害者総合支援法などの対象 者は除きます。

【申請に必要なもの】

- · 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請 書
- · 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・対象者の同一世帯で収入のある方全員の当 該年度分市民税の課税額を証明する書類
- ・源泉徴収票 ・対象品目の見積書

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、言語の習得や社会性の発達を支援するため、補聴器等の購入費用を助成します。

【対象者】

次の要件をすべて満たす人

- ・白井市に住所を有する18歳未満の人
- ・両耳の聴力が原則30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない人、30dB未満で医師が必要と認めた人
- ・補聴器装用が必要と医師に診断された人
- ・市町村民税所得割額46万円以上の人がい ない世帯に属する人

【助成額】

・決められた基準額の範囲内で購入費用の3 分の2を助成

【申請に必要なもの】

- ·申請書 · 見積書 · 意見書
- ※申請には所定の書式の医師意見書等が必要 となりますので、必ず事前に問い合わせて ください。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■在宅福祉サービス

詳細は、75ページの在宅福祉サービスを参照ください。

◆緊急通報装置の貸与

在宅で身体障害者手帳1・2級を所持している人で単身世帯の人へ緊急通報装置を貸与します。

◆外出支援サービス

在宅の身体障害者手帳1・2級所持者が外出する際に、車いすで乗車できる自動車により市役所、病院などへの送迎を行います。

◆訪問理美容サービス

在宅の重度心身障がい者の自宅へ理美容師が訪問し、散髪を実施します。

◆紙おむつ等の給付

在宅の身体障害者手帳1・2級所持者で紙 おむつを使用している人に紙おむつを給付し ます。

■訪問入浴サービス

家庭において自力あるいは家族のみでは入 浴が困難な人のために移動入浴車により訪問 入浴サービスを行います。

【内容】

入浴・清拭および洗髪、血圧・脈拍・体温 の測定による健康調査、相談など(入浴時家 族の立合いが必要です)

【入浴回数】週2回まで

【費用】 1 回1,250円(令和4年4月現在)

【対象】おおむね6か月以上寝たきりで入浴の介助が必要な満65歳未満の人

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■声の広報しろい

目が不自由な方など向けに、広報しろいなどの内容を音訳しCDに録音をした「声の広報しろい」を配布しています

【料金】

無料

【窓口】秘書課 ☎401-6913

■放送受信料の免除

障がい者のいる家庭では、障がいの程度や 課税状況により、NHK放送受信料の減免が 受けられます。

【免除基準】

障がいの 区分	全額免除 障がい者が 世帯構成員の場合	半額免除 障がい者が世帯主 で受信契約者の 場合
身体 障がい者	世帯構成員全員が 市民税非課税	重度の身体障がい者 (1級・2級) 視覚・聴覚障がい者
知的	世帯構成員全員が	重度の知的障がい者
障がい者	市民税非課税	
精神	世帯構成員全員が	重度の精神障がい者
障がい者	市民税非課税	(1級)

【申請に必要なもの】

- · 各種手帳
- *障害福祉課で減免申請書に証明を受け、N HK新浦安営業センターに送付または集金 係に渡してください。
- *手帳の記載事項や免除要件に変更が生じた場合は、再度申請が必要です。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

【送付先】NHK新浦安営業センター 〒279-8790 浦安市入船1-5-2

浦女川入船 I - 5 - 2 プライムタワー新浦安11 F

2047-316-8300

■NTT番号案内料の免除(全額免除) 名前と住所から、電話番号を案内するサービスです。事前登録が必要です。

- ◆ふれあい案内(音声による案内)
- ◆NTTファクス104 (ファクスによる案内) 【対象】
- ①身体障害者手帳を所持する視覚障がい者
- ②身体障害者手帳1・2級の肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期の非進行性の脳病変による機能障がい)の者
- ③療育手帳所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑤身体障害者手帳を所持する聴覚障がい者、 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障 がい者

【窓口】NTT東日本

☎0120-104174 FAX0120-104134

■携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話の基本使用料などの割引が受けられる場合があります。

【対象】身体障害者手帳·療育手帳·精神障害者保健福祉手帳所持者

【問い合わせ・申込先】

各契約会社へ問い合わせてください。

■千葉県営水道 水道料金の一部免除

水道料金の一部(基本料金と従量料金の合計額の8%相当額)を免除します。ただし、 給水装置を共有する共同住宅については対象 外となります。

【対象】

身体障害者手帳1,2級、療育手帳Aの2以上、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた人がいる世帯で、世帯員または同居の人が市町村民税(所得割)非課税の世帯

【申請】下記に連絡して、申請書類を取り寄せてください。千葉県営水道のホームページ

からも申請書がダウンロードできます。

【問い合わせ】県水お客様センター

20570-001-245

FAX043-272-3333

■障害基礎年金

20歳以前、もしくは国民年金加入中に病気やけがなどにより障がい者になった場合に受けられる年金です。

詳細は90ページを参照ください。

■住宅の改造費助成

障がい者の居住する住宅の改造費を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳1・2級(肢体不自由また は視覚障がい)所持者

【内容】

居室、浴室、洗面所、便所、台所、玄関などの改造費用、簡易スロープ、手すりなどの取り付け費用を助成します。

【助成額】

生計中心者	補助額
市民税課税	改造費用の1/2 ※限度額20万円
市民税非課税	全額 ※限度額20万円

※必ず住宅の改造前にご相談ください。

※介護保険に該当する改修の支給を受けた 人、又は支給を受けることができる人は該 当になりません。

【窓口】障害福祉課 障害支援係

2497-3483

■成年後見制度の申立費用助成・報酬助成

本人(成年被後見人等)の収入や財産が十分でなく、成年後見制度の利用が困難と認められる場合、申立費用や報酬の助成が受けられます。詳細は74ページを参照ください。



種別	種目	対 象 者	性能	基準額	介護 保険
	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具を 付帯し、原則として身体障がい 者の頭部および脚部の傾斜角度 を個別に調整できる機能を有す るもの	154,000円	0
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者(身体障がい児の場合は2級を含む。)、および重度又は最重度の知的障がい者(児)ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚 染又は損耗を防止できる機能を 有するもの	19,600円	0
介護・訓練	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい 1 級で常時介護を要する身体障がい者(児) ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	0
訓練用支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(子)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限るただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	
	体位 変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者(児)で、下着交換等 に当たり家族等他人の介助を要する者 ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障がい者(児)の 体位を変換させるのに容易に使 用し得るもの	15,000円	0
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者(児) ただし原則として3歳以上の者	介護者が身体障がい者(児)を 移動させるにあたって、容易に 使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅 改修を伴うものを除く	159,000円	0
支援 開具	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付 けるものとする	33,100円	
用用具	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい児で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を 備えたもの	159,200円	
自立	入浴 補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有する 身体障がい者(児)で入浴に介助を 必要とする者 ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るものただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000円	0
自立生活支援用具	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の 身体障がい者(児) ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの(手すりつきのもの含む) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	9,850円	○ (ポータ ブル含)
	T 字 状・棒 状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 障がい3級以上の身体障がい者(児) ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使 用し得るもの	4,460円	



種別	種目	対 象 者	性能	基準額	介護保険
自立生活支援用具	移動・移乗 支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に 障がいを有する身体障がい者(児)で、 家庭内の移動等において介助を必要と する者	おおむね次のような性能を有する 手すり、スロープ等であること 身体障がい者(児)の身体機能 の状態を十分踏まえたものであっ て、必要な強度と安定性を有する もの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、 移乗動作の補助、段差解消等の用 具とする ただし、設置に当たり住宅改修を 伴うものを除く	手すり 5,400円	0
	頭部 保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児) 又は、重度又は最重度の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジおよび革を主材料としているもの イ スポンジ、革およびプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円	
	特殊便器	上肢障がい2級以上の身体障がい者 (児) および重度又は最重度の知的 障がい者(児) で訓練を行っても自 力での排便後の処理が困難な者 ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得る ものおよび知的障がい者(児)を 介護している者が容易に使用し得 るもので温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修 を伴うものを除く	151,200円	
	火災 警報器	障がい等級2級以上の身体障がい者 (児) 又は重度若しくは最重度の知的 障がい者(児)であってそれぞれ火災 発生の感知および避難が著しく困難な	室内の火災を煙又は熱により感 知し、音又は光を発し屋外にも 警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	
	自動消火器	者 ただし、火災発生の感知および避難が 著しく困難な者のみの世帯又はこれに 準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、 初期火災を消火し得るもの	28,700円	
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者 で視覚障がい者のみの世帯およびこ れに準ずる世帯又は重度若しくは最 重度の知的障がい者で知的障がい者 のみの世帯およびこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者 が容易に使用し得るもの	41,000円	
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児) ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用 し得るもの	7,000円	
	聴覚障がい者 用屋内信号装 置	聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者 (児)で聴覚障がい者(児)のみの 世帯およびこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により 知覚できるもの	87,400円	

種別	種目	対 象 者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	基準額	介護 保険
	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児) ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程		36,000円	
	電気式 たん吸引器	度の身体障がい者(児)であって、 必要と認められる者	身体障がい者(児)が容易に使 用し得るもの	56,400円	
在宅療	酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行 う身体障がい者(児)		17,000円	
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキ シメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリン グすることが可能な機能を有 し、難病患者等が容易に使用し 得るもの	157,000円	
	視覚障がい者 用体温計 (音声式)	視覚障がい2級以上の視覚障がい者 (児)で視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使 用し得るもの	9,000円	
	視覚障がい者 用体重計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者 (児)で視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使 用し得るもの	18,000円	
	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい 者(児) ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体 障がい者(児)が容易に使用し 得るもの	98,800円	
情報	情報・通信 支援用具	上肢機能障がい2級又は視覚障がい 2級以上の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト上肢機能障がい者(児) インテリキー、ジョイスティック等視覚障がい者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	
*・意思疎通支援用具	点字 ディスプレイ	視覚障がいおよび聴覚障がいの重度 重複障がいを有する(原則として視 覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以 上)身体障がい者で、必要と認めら れる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	
· 莫	点字器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者 (児) 原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用 し得るもので次のとおりとする (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニューム製 イ 片面書プラスチック製	(1)標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2)携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	
	点字タイプ ライター	視覚障がい2級以上の視覚障がい者 (児)で就労若しくは就学している 者又は就労が見込まれる者	視覚障がい者(児)が容易に使 用し得るもの	63,100円	

	吊生活用具	:の給付 住名里段陣かい者 ((76)1		
種別	種目	対 象 者	性能	基準額	介護 保険
	視覚障がい者 用ポータブル レコーダー	視覚障がい2級以上の視覚障がい者 (児) ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	85,000円	
	視覚障がい者 用活字文書読 上げ装置	視覚障がい2級以上 ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載され た当該文字情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号に変換して 出力する機能を有するもので、視 覚障がい者(児)が容易に使用し 得るもの	99,800円	
	視覚障がい者 用拡大読書器	視覚に障がいを有する視覚障がい者 (児)であって、本装置により文字 等を読むことが可能になる者 ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	
	視覚障がい者 用時計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児) なお、音声時計は、手指の触覚に障が いがある等のため触読式時計の使用が 困難な者を原則とする ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用 し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者 用ワードプロ セッサー (共同利用)	視覚障がい者(児)で就労若しくは就 学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成および音声化ができるもの	1,030,000 円	
支	点字図書	市長が別に定める			
援用具	聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者(児)等とする ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者(児)等が容易に使用できるもの	71,000円	
	聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障がい者(児)であって、本装置 によりテレビの視聴が可能になる者	字幕および手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円	
	人工喉頭(笛式)		呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源 を口腔内に導き構音化し得るもの	8,100円	
	人工喉頭 (電動式)	喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構 音化するもの	70,100円	
	人工喉頭 (埋込型用人 工鼻)		障がい者が容易に使用し得るもの	月額 23,100円	

種別	種目	対 象 者	性能	基準額 介護 保険
情報・意思疎	福祉電話 (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいを有する聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者 ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	聴覚障がい者等又は身体障がい者 が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300円 回線切換 のみ 2,000円
・意思疎通支援用具	聴覚又は音声機能若しくは言語機能関がいる級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者 ただし、電話(福祉電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯		聴覚障がい者等が容易に使用し得 るもの	7,700円
排泄	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封 型又は下部開放型でラテックス製 又はプラスチックフィルム製の収 納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封 型のラテックス製又はプラスチッ クフィルム製の収納袋で尿処理用 のキャップ付のもの	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円
排泄管理支援用具	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装 具の使用が困難な者又は3歳以上の者 で高度の排便若しくは排尿機能障がい の者又は脳原性運動機能障がいかつ意 思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガ ーゼ等衛生用品	月額 12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障がい	男性用 接通型 7.	700円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	市長が別に定める		

- 注1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢若しくは下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 注2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計および聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

■心身障害者(児)一時介護料の助成

在宅の重度心身障がい者(児)を介護しているご家族が病気や事故・冠婚葬祭などの理由により、一時的に心身障がい者(児)を施設に預けて有料で介護を受けた場合、介護料の一部を助成します。

【対象者】

- ①または②に該当する65歳未満の人
- ①療育手帳所持者
- ②身体障害者手帳所持者(肢体不自由1.2級)

【内容】

対象期間:原則7日以内

助成限度:一時介護料の100分の90に相当する額とします。ただし、限度額があります。

【申請に必要なもの】

- ·領収書 ·一時介護証明書
- ・振込先のわかるもの

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■障害者施設等通所交通費助成

市内外の障害福祉サービス事業所等に市内 の居宅等から通所している人に、通所に要す る交通費の一部を助成します。

【申請に必要なもの】

- ・各種障害者手帳の写し
- ・申請者名義の振込先のわかるもの

支給月	該当する月
7月	4・5・6月分
10月	7・8・9月分
1月	10・11・12月分
4月	1・2・3月分

【支給額】

公共交通機関	1 か月につき、その月 賃額の実費から、事業 れる交通費等を控除 1 万円) ※障害者割引制度が 割引運賃で算定しま	美所から別 した額。 利用でき	リに支給さ (上限額は
自家用車(市外のみ)	通所距離(往復)	助成額 日額	1 か月の 上限額
	2km以上5km未満	50円	1,000円
	5km以上10km未満	75円	1,500円
	10km以上15km未満	100円	2,000円
	15km以上20km未満	125円	2,500円
)	20kml) F	150円	3.000⊞

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■障害者グループホーム等入居者家賃助成

障がい者グループホーム等に入居している人に、家賃の一部を助成します。ただし、市町村民税を課税されている人、生活保護を受けている人は対象外です。助成の対象となる人には、市から通知しますので、事前申請の必要はありません。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483



「日常生活用具の給付(指定難病)対象疾患一覧|*35ページに制度の説明

日常生活	5用具の給付(指定難病)対象疾	患一覧」*35ページに制度の説明
番号 疾病名	番号 疾病名	番号 疾病名
1 アイカルディ症候群	62 完全大血管転位症	123 5p欠失症候群
2 アイザックス症候群	63 眼皮膚白皮症	124 コフィン・シリス症候群
3 I g A 腎症	64 偽性副甲状腺機能低下症	125 コフィン・ローリー症候群
4 I g G 4 関連疾患	65 ギャロウェイ・モワト症候群	126 混合性結合組織病
5 亜急性硬化性全脳炎		127 鰓耳腎症候群
6 アジソン病	67 急性網膜壊死	128 再生不良性貧血
7 アッシャー症候群	68 球脊髄性筋萎縮症	129 サイトメガロウィルス角膜内皮炎 〇
8 アトピー性脊髄炎	69 急速進行性糸球体腎炎	130 再発性多発軟骨炎
9 アペール症候群	70 強直性脊椎炎	131 左心低形成症候群
10 アミロイドーシス	71 巨細胞性動脈炎	132 サルコイドーシス
11 アラジール症候群	72 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	133 三尖弁閉鎖症
12 アルポート症候群	73 巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	134 三頭酵素欠損症
13 アレキサンダー病	74 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	135 CFC症候群
14 アンジェルマン症候群	75 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	136 シェーグレン症候群
15 アントレー・ビクスラー症候群	76 筋萎縮性側索硬化症	137 色素性乾皮症
16 イソ吉草酸血症	77 筋型糖原病	138 自己貪食空胞性ミオパチー
17 一次性ネフローゼ症候群	78 筋ジストロフィー	139 自己免疫性肝炎
18 一次性膜性增殖性糸球体腎炎	79 クッシング病	140 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
19 1 p 36欠失症候群	80 クリオピリン関連周期熱症候群	141 自己免疫性溶血性貧血
20 遺伝性自己炎症疾患	81 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	142 四肢形成不全
21 遺伝性ジストニア	82 クルーゾン症候群	143 シトステロール血症
22 遺伝性周期性四肢麻痺	83 グルコーストランスポーター1欠損症	144 シトリン欠損症
23 遺伝性膵炎	84 グルタル酸血症 1 型	145 紫斑病性腎炎
24 遺伝性鉄芽球性貧血	85 グルタル酸血症 2 型	146 脂肪萎縮症
24 遺伝性鉄牙球性負血 25 ウィーバー症候群		147 若年性特発性関節炎
	86 クロウ・深瀬症候群 87 クローン病	
26 ウィリアムズ症候群		148 若年性肺気腫
27 ウィルソン病	88 クロンカイト・カナダ症候群	149 シャルコー・マリー・トゥース病
28 ウエスト症候群	89 痙攣重積型(二相性)急性脳症	150 重症筋無力症
29 ウェルナー症候群	90 結節性硬化症	151 修正大血管転位症
30 ウォルフラム症候群	91 結節性多発動脈炎	152 ジュベール症候群関連疾患
31 ウルリッヒ病	92 血栓性血小板減少性紫斑病	153 シュワルツ・ヤンペル症候群
32 HTLV-1 関連脊髄症	93 限局性皮質異形成	154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
33 A T R — X 症候群	94 原発性局所多汗症	155 神経細胞移動異常症
34 ADH分泌異常症	95 原発性硬化性胆管炎	156 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
35 エーラス・ダンロス症候群	96 原発性高脂血症	157 神経線維腫症
36 エプスタイン症候群	97 原発性側索硬化症	158 神経フェリチン症
37 エプスタイン病	98 原発性胆汁性胆管炎	159 神経有棘赤血球症
38 エマヌエル症候群	99 原発性免疫不全症候群	160 進行性核上性麻痺
39 遠位型ミオパチー	100 顕微鏡的大腸炎	161 進行性骨化性線維異形成症
40 円錐角膜	101 顕微鏡的多発血管炎	162 進行性多巣性白質脳症
41 黄色靭帯骨化症	102 高 I g D症候群	163 進行性白質脳症
42 黄斑ジストロフィー	103 好酸球性消化管疾患	164 進行性ミオクローヌスでんかん
43 大田原症候群	104 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	165 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
44 オクシピタル・ホーン症候群	105 好酸球性副鼻腔炎	166 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
45 オスラー病	106 抗糸球体基底膜腎炎	167 スタージ・ウェーバー症候群
46 カーニー複合	107 後縦靭帯骨化症	168 スティーヴンス・ジョンソン症候群
47 海馬硬化を伴う内側側頭葉でんかん	108 甲状腺ホルモン不応症	169 スミス・マギニス症候群
48 潰瘍性大腸炎	109 拘束型心筋症	170 スモン
49 下垂体前葉機能低下症	110 高チロシン血症 1 型	171 脆弱X症候群
50 家族性地中海熱	111 高チロシン血症2型	172 脆弱X症候群関連疾患
51 家族性良性慢性天疱瘡	112 高チロシン血症3型	173 成人スチル病
52 カナバン病	113 後天性赤芽球癆	174 成長ホルモン分泌亢進症
53 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	114 広範脊柱管狭窄症	175 脊髄空洞症
54 歌舞伎症候群	115 膠様滴状角膜ジストロフィー ※	176 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
55 ガラクトース・1・リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	116 抗リン脂質抗体症候群	177 脊髓髄膜瘤
56 カルニチン回路異常症	117 コケイン症候群	178 脊髄性筋萎縮症
57 加齢黄斑変性	118 コステロ症候群	179 セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
58 肝型糖原病	119 骨形成不全症	
59 間質性膀胱炎(ハンナ型)	120 骨髄異形成症候群	△ 表記が変更された疾病
00 厚比00至沙女从东层形		○ 陪宝子松仝士坪注孙白①社免存在

121 骨髄線維症

122 ゴナドトロピン分泌亢進症

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病

※ 新たに追加された疾病

60 環状20番染色体症候群

61 関節リウマチ

₩ □	.c. c. 42	₩ 🗆	. 	₩ □	.
番号	疾病名	番号		番号	疾病名
	前眼部形成異常		特発性大腿骨頭壊死症		閉塞性細気管支炎
	全身性エリテマトーデス		特発性多中心性キャッスルマン病		β - ケトチオラーゼ欠損症
	全身性強皮症 △		特発性門脈圧亢進症		ベーチェット病
	先天異常症候群		特発性両側性感音難聴		ベスレムミオパチー
	先天性横隔膜ヘルニア		突発性難聴 〇		ヘパリン起因性血小板減少症 〇
	先天性核上性球麻痺		ドラベ症候群		ヘモクロマトーシス 〇
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症		中條・西村症候群	310	ペリー症候群
	先天性魚鱗癬	249	那須・ハコラ病		ペルーシド角膜辺縁変性症 〇
188	先天性筋無力症候群	250	軟骨無形成症	312	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	313	片側巨脳症
190	先天性三尖弁狭窄症	252	22q11.2欠失症候群	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
191	先天性腎性尿崩症	253	乳幼児肝巨大血管腫	315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
192	先天性赤血球形成異常性貧血	254	尿素サイクル異常症	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
	先天性僧帽弁狭窄症	255	ヌーナン症候群	317	ポルフィリン症
	先天性大脳白質形成不全症	256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)LMX1B関連腎症	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
	先天性肺静脈狭窄症	257	脳腱黄色腫症		マルファン症候群
	先天性風疹症候群	258	脳表へモジデリン沈着症		慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
	先天性副腎低形成症		膿疱性乾癬		慢性血栓塞栓性肺高血圧症
	先天性副腎皮質酵素欠損症		囊胞性線維症		慢性再発性多発性骨髄炎
	先天性ミオパチー		パーキンソン病		慢性膵炎
	先天性無痛無汗症		バージャー病		慢性特発性偽性腸閉塞症
201			肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症		ミオクロニー欠神てんかん
202			肺動脈性肺高血圧症		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
	早期ミオクロニー脳症	-	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)		ミトコンドリア病
	総動脈幹遺残症		肺胞低換気症候群		無虹彩症
	総排泄腔遺残	_	ハッチンソン・ギルフォード症候群 ※		無脾症候群
	総排泄腔外反症		バッド・キアリ症候群		無βリポタンパク血症
	ソトス症候群		ハンチントン病		メープルシロップ尿症
	ダイアモンド・ブラックファン貧血		ハンテンドン		メチルグルタコン酸尿症
		-	PCDH19関連症候群		メチルマロン酸血症
	第14番染色体父親性ダイソミー症候群				
	大脳皮質基底核変性症		非ケトーシス型高グリシン血症		メビウス症候群
211			肥厚性皮膚骨膜症		メンケス病
	ダウン症候群		非ジストロフィー性ミオトニー症候群		網膜色素変性症
213			皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症		もやもや病
214			肥大型心筋症		モワット・ウイルソン症候群
	タナトフォリック骨異形成症		左肺動脈右肺動脈起始症		薬剤性過敏症症候群
_	多発血管炎性肉芽腫症		ビタミンD依存性くる病骨軟化症		ヤング・シンプソン症候群
	多発性硬化症/視神経脊髄炎		ビタミンD抵抗性くる病骨軟化症		優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
	多発性軟骨性外骨腫症		ビッカースタッフ脳幹脳炎		遊走性焦点発作を伴う乳児でんかん
	多発性嚢胞腎		非典型溶血性尿毒症症候群		4 p欠失症候群
	多脾症候群		非特異性多発性小腸潰瘍症		ライソゾーム病
	タンジール病		皮膚筋炎/多発性筋炎		ラスムッセン脳炎
	単心室症		びまん性汎細気管支炎	_	ランゲルハンス細胞組織球症
	弾性線維性仮性黄色腫		肥満低換気症候群		ランドウ・クレフナー症候群
	短腸症候群 〇		表皮水疱症		リジン尿性蛋白不耐症
	胆道閉鎖症		ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)		両側性小耳症・外耳道閉鎖症 〇
	遅発性内リンパ水腫		VATER症候群		両大血管右室起始症
	チャージ症候群		ファイファー症候群		リンパ管腫症/ゴーハム病
	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		ファロー四徴症		リンパ脈管筋腫症
	中毒性表皮壊死症		ファンコニ貧血		類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
	腸管神経節細胞僅少症		封入体筋炎		ルビンシュタイン・テイビ症候群
	TSH分泌亢進症		フェニルケトン尿症		レーベル遺伝性視神経症
232	TNF受容体関連周期性症候群	-	フォンタン術後症候群※		レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
233	低ホスファターゼ症	295	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 〇
234	天疱瘡	296	副甲状腺機能低下症	358	レット症候群
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	297	副腎白質ジストロフィー	359	レノックス・ガストー症候群
_	特発性拡張型心筋症	-	副腎皮質刺激ホルモン不応症		ロスムンド・トムソン症候群
	特発性間質性肺炎		ブラウ症候群		肋骨異常を伴う先天性側弯症
	特発性基底核石灰化症		プラダー・ウィリ症候群		
	特発性血小板減少性紫斑病		プリオン病		
	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)		プロピオン酸血症		
	特発性後天性全身性無汗症		PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)		
_ r i	13701エスノバエエン 1エボバール	555	/II/		

【日常生活用具の給付 小児慢性特定疾病児】 *35ページに制度の説明

種目	対象者		性能等		
便器	常時介助を要する人		定疾患児が容易に使用し得るもの つけることができる)		
特殊マット	寝たきりの状態にあ る人	褥瘡の防止 有するもの	又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を		
特殊便器	上肢機能に障がいの ある人		にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当 修を伴うものを除く		
特殊寝台	寝たきりの状態にあ る人		訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭 部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの		
歩行支援用具	下肢が不自由な人	であることア 小児慢性たものであて 転倒防山	のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等 性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえ って、必要な強度と安定性を有するもの こ、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、 の用具となるもの		
入浴補助用具	入浴に介助を要する人		入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児 慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの		
特殊尿器	自力で排尿できない人	尿が自動的に吸引されるもので 小児慢性特定疾患児又は介助者 が容易に使用し得るもの			
体位変換器	寝たきりの状態にあ る人	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使 用し得るもの			
車いす	下肢が不自由な人	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、 必要な強度と安定性を有するもの			
頭部保護帽	発作等により頻繁に 転倒する人	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの			
電気式たん 吸引器	呼吸器機能に障がい のある人	小児慢性特	定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの		
クールベスト	体温調節が著しく難 しい人	疾病の症状	に合わせて体温調節のできるもの		
紫外線カット クリーム 紫外線に対する防御機能 く欠けて、がんや神経障 起こすことがある人			紫外線をカットできるもの		
ネブライザー (吸入器)	呼吸機能に障がいのあ	る人	小児慢性特定疾患児または介助者が容易に使用し得 るもの		
パルスオキシ メーター 人工呼吸器の装着が必要		要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な 機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの		

障害福祉課

■税の控除

下表のとおり、障がいのある人本人、および障がいのある人を扶養している人の税負担が 軽減される場合があります。(障がい者控除・扶養控除の金額は、所得額から差し引かれる金 額です。税額から差し引かれる金額ではありません。)

種類	対象者および内容	窓口		
1王大只		心口		
所得税	障がい者控除本人または控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が次に該当する場合に受けることができます。 ・障害者手帳などの発行を受けている人 ・65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けており障がい者に準ずるものとして市区町村長等の認定を受けている人 (詳しくは高齢者福祉課に問い合わせてください)(上記以外にも障がい者と認められる場合があります。詳しくは問い合わせてください)※上記に該当する人のうち、次に該当する人は特別障がい者となります。身体障害者手帳1・2級 療育手帳@の1・@の2・Aの1・Aの2精神障害者保健福祉手帳1級 など ○所得から差し引かれる金額 障がいのある人本人の場合 障がい者:27万円 特別障がい者:40万円特別障がいるる人を扶養している場合 に75万円	成田税務署		
	住宅借入金等特別控除、住宅特定改修特別税額控除 バリアフリー改修工事は、一定の要件を満たせば控除を受けられる場合があります。			
住民税(市・県民税)	障がい者控除 要件は所得税と同じです。 (住民税は、前年の所得額や控除額によって税額が決定されます) ○所得から差し引かれる金額 <u>障がいのある人本人の場合</u> 障がい者:26万円 特別障がい者:30万円 障がいのある人を扶養している場合 障がい者:26万円 特別障がい者:30万円 特別障がい者と同居している場合 :53万円	白井市役所 課税課		
税)	◇障がいのある人は、前年の合計所得が135万円以下なら非課税となります。 (給与収入のみの場合は、年収204万4千円未満であれば合計所得が135万円 以下になります	市民税係		
相続	税 障がいのある人が相続により財産を取得した場合、85歳に達するまでの年数 1 年につき 10万円(特別障がい者の場合は20万円)が相続税額から差し引かれます。			
特定障がい者を受益者とする信託契約に基づいて財産が信託された場合、その信託受益権の価額のうち、特別障がい者である特定障がい者は6,000万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者は3,000万円までは贈与税がかかりません。 ※特定障がい者とは、特別障がい者及び障がい者のうち精神に障がいのある方となります。		成田税務署		
この他に、心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税、少額貯蓄の利子等の非課税の特例 があります。				
事業	事業税 重度の視力障がい者(失明または両眼の視力が0.06以下の人)が行う、あんま、 佐倉 はり等の医業に類する事業は非課税となります。 保税事務所			

※問い合わせは課税課市民税係、または成田税務署、佐倉県税事務所まで

【窓口】 課税課 市民税係 ☎401-4576

《成田税務署》 ☎0476-28-5151 〒286-8501 成田市加良部 1 − 15 《佐倉県税事務所》 ☎043-483-1114 〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町 8 − 1

■緊急時要援護者登録制度

消防・救急活動等の緊急時に、特別の支援を必要とする方を対象に登録申請(かかりつけ病院等)をして、事故支援活動に消防自動車、救急自動車等が速やかに出動できる制度です。

申請書は、障害福祉課の窓口と印西地区消防 組合消防本部のホームページから取得できます。

【対象者】

- (1) 自力で避難することが困難な人
- (2)65歳以上で一人暮らしの人
- (3) その他緊急時において特別な活動または対応を必要とする人

【登録の流れ】

緊急時要援護者登録申請書を印西地区消防組合消防本部に提出すると、消防緊急指令システム等に登録され、緊急時要援護者登録通知書が発行されます。

※登録を行った後個人情報のデータ管理は、 印西地区消防組合住民情報記録データ保護規程より遵守します。年月の経過に伴う変更については、申し出により随時更新を行い、常に最新情報となるよう努めてください。

【窓口】印西地区消防組合 消防本部所在地

2 0476-46-4321

FAX 0476-46-9914

e-mail fire-inzaichiku@nifty.com ホームページ

http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/index.htm 〒270-1387千葉県印西市牧の原2-3

■避難行動要支援者名簿の登録

災害等が起きた時に一人で避難することが 困難な方が登録する名簿です。名簿は災害時 等に活用される他、平時から希望する地域の 団体等に提供され、災害等への備えに活用さ れます。

【対象者】

- 1 身体障害者手帳所持者のうち
 - ・視覚障がい
 - ・聴覚障がい
 - · 上肢機能障がい(1, 2級)
 - ・下肢、体幹機能障がい(1級から3級)
 - ・呼吸器機能障がい(1, 2級)

- 2 療育手帳のAからA所持者
- 3 精神障害者保健福祉手帳の1級所持者
- 4 介護認定者のうち要介護度が3以上の方
- 5 上記のほか、避難支援を必要とする方 (自ら申請が必要です)
- ※名簿の登録・変更・削除については、危機 管理課までお問い合わせください。

【窓口】 危機管理課 ☎401-4650

■ヘルプカード・ヘルプマーク

障がい等により支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない人、災害時や緊急時に臨機応変に対応することが困難な人が、ヘルプカードやヘルプマークを使って、 周囲の理解や助けを求めることができます。

- ※障害者手帳の有無に関わらず配布しますが、在庫限りとなります。
- ※必要な支援が具体的にわかるよう、カード とマークの両方を携帯してください。

◆ヘルプカード

必要な配慮の内容や緊急連絡先などの詳細な情報が記載できるため、具体的な援助が得 やすくなるカードです。

【配布場所】

障害福祉課、市内の地域包括支援センター

◆ストラップ型へルプマーク

周囲の人に支援等を必要として いることを知らせるためのストラ ップ型マークです。

カバン等に取り付けて使用します。



【配布場所】 障害福祉課

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■救急医療情報キットの配布

自宅でのけがや急病に際して、救急車要請時に救命活動を迅速に行うためのキットを配布します。詳細は、75ページの「救急医療情報キットの配布」を参照ください。

【配布場所】障害福祉課 ☎497-3483

社会参加の促進

■手話通訳者の派遣

聴覚または音声・言語機能に障がいのある 人の社会参加の促進を図るため、手話通訳者 を派遣します。

【申し込み】障害福祉課

2497-3483 FAX492-3033

■青い鳥郵便はがき

日本郵政グループでは、毎年4月から5月頃に身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A、Aの人に青い鳥郵便はがきを無料で配布します。白井郵便局に申し込んでください。

【申し込み】 白井郵便局 ☎492-0501

■公共施設の使用料・利用料金の免除

障害者手帳を所持している人が、次の施設 を利用するときは、使用料・利用料金の免除 を受けることができます。

【対象施設】

- ・文化センター・プラネタリウム館※使用料を免除していないイベント等もあります。
- ・保健福祉センター健康増進ルーム
- ・運動公園陸上競技場の個人利用
- ・市民プール
- ・駅前駐輪場の定期利用

【対象者】

- ·身体障害者手帳所持者
- ·療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・上記の手帳所持者に同行する介助者(障害者1人につき1人まで。健康増進ルーム、 駅前駐輪場を除く。)

【窓口】

・文化センター・プラネタリウム館

2492-1125

- ・健康増進ルーム ☎497-3476
- · 白井運動公園 **☎**497-0222
- ・白井市民プール ☎492-3113
- · 駅前駐輪場(都市計画課交通政策班)

☎492-1111 (代)

※上記ほか、印西温水センター、さわやかプラザ軽井沢にも使用料の減免制度がありま

す。また、民営や他市町村の施設でも減免 や割引が適用される場合がありますので、 各施設に直接お問合せください。

行動範囲の拡大

■福祉タクシー

重度心身障がい者が社会参加や通院などの ためにタクシーを利用した場合乗車料金の一 部を助成します。

【対象者】

- ·身体障害者手帳1 · 2級所持者
- · 視覚障害者 · 下肢障害 · 体幹障害 3 級以上
- ・療育手帳AからAの2所持者
- ·精神障害者保健福祉手帳1級所持者

【利用方法】

- ・市の交付する福祉タクシー券を利用することにより乗車料金の半額を助成します。 (ただし、限度額1,000円)
- ・利用券は1か月当たり3枚(年間36枚) 交付します。申請月により枚数が変わりま す。
- *人工透析を受けている人には、1か月当た り15枚(年間180枚)交付します。

【利用できるタクシー業者】

※利用業者一覧は、タクシー券交付時にお渡ししています。業者については下記窓口まで問い合わせてください。

*ご存じですか?

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの 人は障がいの程度に関係なくメーター料 金の10%割引が受けられます。乗車の際 には各手帳を見せてください。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■自動車運転免許取得費の助成

自動車運転免許証の取得により社会的活動 を自力で行えると認められた場合、教習費用 の一部を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳4級以上の人および療育手帳 所持者

- ※運転免許取得教習に要した費用の2/3
- ※助成限度額 100.000円
- ※免許取得後6か月以内の申請に限ります。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■自動車改造費の助成

重度の身体障がい者の人が自ら所有し運転 する自動車の駆動、走行装置等を改造する場 合、その費用の一部を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳2級以上の肢体不自由者

- ※所得の制限があります。
- ※助成限度額 100,000円
- ※改造前、または改造後6か月以内の申請に 限ります。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■駐車禁止除外標章

障がい者が千葉県公安委員会(受付窓口は住所地を管轄する警察署)から駐車禁止除外標章を交付されると、公安委員会が指定した駐車禁止区域での規制外措置を受けることが出来ます。

※平成19年9月1日から身体障がい者等で 歩行が困難な人への標章の交付は、車両特 定交付から身体障がい者本人に対する交付 へ変更されました。

これにより車両を所有していなくても標章 交付基準に該当する人は、標章の交付が受 けられ、タクシー等を利用する場合にも標 章が使用できます。

【対象者】

(1)身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受け、次の表に該当する人

障がいの区分	障がいの級別 身体障害者		重度障がい 戦傷病	
視覚障がい	1級から3級まで と4級の1		特別項症:	から
聴覚障がい	2級お	よび3級	第四項症	_
平衡機能障がい	3級			
上肢不自由	1級・ 2級の	2級の1 2	特別項症:	から
下肢不自由	1級かの各級	ら4級まで	第三項症	まで
体幹不自由	1級から3級		特別項症:	
乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機	上肢機能	1級・2級(一上 肢 のみに運動機能障が いがある場合を除く)		_
能の障がい	移動 機能	1級から	2級	
心臓機能障がい				
腎臓機能障がい	1級および3級		特別項症から 第三項症まで	
呼吸器機能 障がい				
膀胱又は直腸の 機能障がい	1級および3級		特別項症から	
小腸機能障がい			第三項症	-
肝臓機能障がい				
ヒト免疫不全ウィルスによる免 疫機能障がい	1級から3級まで の各級		_	

(2) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の 交付を受け、次の表に該当する人

区分	障がいの程度
知的障がい	重度(A)
精神障がい	1級

(3) 小児慢性特定疾患児手帳(色素性乾皮症に限る)の交付を受けている人

【手続き】

(1) 申請先

印西警察署交通課または印西警察署白井分庁 舎(即日交付不可)

申請前に問い合わせてください。

- (2)申請書類等
- ア. 駐車禁止除外指定車標章交付申請 2通
- イ. 添付書類等 標章交付の対象となるものであることを証明するもの(身体障害者

手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障·・軽自動車税納税通知書 害者保健福祉手帳、診断書等の写し)

【お問い合わせ】

印西警察署白井分庁舎 ☎498-4228

■ちば障害者等用駐車区画利用証

ショッピングセンターや公共施設などにあ る「障害者等用駐車区画」の利用を必要とす る障がい者、介護が必要な高齢者、好産婦、 けが人など、歩行が困難と認められる人に、 利用証を発行し、利用しやすくするための制 度です。

申請に必要な書類、窓口などの詳細は54 ページの表を参照してください。

■自動車税などの減免

心身障がい者本人または生計をともにする 人が所有し、心身障がい者のために使用する 車が1台減免されます。

【申請書提出期限】

- ◆自動車税…下記のうち、いずれか遅い日
- ・納税通知書の納期限(5月末日)
- ・自動車の登録日又は障害者手帳などの交付 日から1か月以内
- ・減免を受けていた車の抹消登録日から1か 月以内

◆自動車取得税

自動車登録の日から1月以内

◆軽自動車税

納期限(5月末日)

※4月1日現在において、障害の程度などの 条件が該当している人が対象です。

【申請に必要なもの】

- ○自動車税・自動車取得税の場合
- ・各種手帳
- ・車検証(写)
- ・運転免許証(写)・印かん
- ※自動車の所有者または運転者が家族の場合 は次のいずれかの書類も必要です。
- ・生計同一証明または常時介護証明書 (対象者1・3は障害福祉課で発行) (対象者2・4は印旛健康福祉センターで **3. 療育手帳所持者** 発行)
- ・住民票の謄本および使用目的を証する書類 (通院・通学証明など)
- ◎軽自動車の場合

- ・運転する方の運転免許証(写)
- · 各種手帳

(1回目の申請のみ車検証(写))

【対象者】

1. 身体障害者手帳所持者

1. 211111111111111111111111111111111111	H
障がい区分	障がいの級別
視覚障がい	1~3級、4級の1
聴覚障がい	2級、3級
平衡機能障がい	3級
音声機能又は	3級(喉頭摘出に係
言語機能障がい	るものに限る)
上肢不自由	1級、2級
下肢不自由	1~6級
体幹不自由	1~3級、5級
心臓機能障がい	
腎臓機能障がい	
呼吸器機能障がい	│ │1級、3級、4級
膀胱機能障がい	
直腸機能障がい	
小腸機能障がい	
肝臓機能障がい	1~4級
ヒト免疫不全ウイルス	1~3級
による免疫機能障がい	I S JAX
乳幼児期以前の非進行性	上肢機能 知 2
脳病変による運動機能	上放作 級
障がい	移動機能 1~6級

2. 戦傷病者手帳所持者

<u></u>					
障がい区分	障がいの程度				
視覚障がい					
聴覚障がい	特別項症から第4項症までの各項 症				
平衡機能障がい	1LE				
音声・言語機能 障がい	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出に係るものに限る)				
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項 症				
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項				
体幹不自由	症および第1款症から第3款症ま での各款症				
心臓機能障がい					
腎臓機能障がい					
呼吸器機能障が					
<i>(۱</i>	特別項症から第5項症までの各項				
膀胱機能障がい	症				
直腸機能障がい					
小腸機能障がい					
肝臓機能障がい					

- ・ A 1、 A 2 またはAの1の人
- ・Aの2で音声もしくは言語または上肢の機 能障がいがあり、身体障害者手帳に3級と 記載されている人

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者

· 1級

【窓口】

◆自動車税・自動車取得税

≪千葉県自動車税事務所≫ ☎043-243-2721 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11

≪佐倉県税事務所≫☎043-483-1115 〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町8-1

≪千葉県ホームページ≫

http://www.pref.chiba.lg.jp

◆軽自動車税

課税課 市民税係 ☎401-4576

■福祉車両の貸出

心身障がい者の社会参加を目的として福祉 車輌(リフト付きワゴン車)を貸し出します。

【貸出対象者】

- ◎市内に住所があり車いすを利用している次 の人
- ・心身障がい者(児)およびその家族
- · 社会福祉団体 · 社会福祉施設
- 社会福祉ボランティア
- ※車いすを利用している65歳以上の高齢者 およびその家族も対象になります(76~ 77ページ参照)。

【期間】

1回につき7日間までです。

【費用負担】

- ・貸し出しは無料です。
- ·使用した燃料は返還時に補給してください。 【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■運賃等の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保 健福祉手帳を所持している人は、鉄道・バス・ 航空運賃(国内線)の割引が受けられる場合 があります。

割引率や割引となる対象者については、各 社で異なりますので、詳しくはご利用になる 交通機関に確認してください。

◆鉄道運賃

【JR運賃の場合】

種類		対象者	適用区間	割引率			
<u>-</u>		重の人とその 皆(1名)	全線				
普通 乗車券	第1科 で乗	重の人が1人 恒	片道100 kmを超え				
	第2和	重の人	る区間				
回数券 (特急券を	除く)	全線					
急行券 (特急券を	────────────────────────────────────			50%			
定期乗車券	介護者	重の人とその 皆(1名) 寺に利用する こ限る	Q 短				
(小児定期) (を除く)	(12) 介護者	重の障がい者 歳 未 満) の 計 動定期に限る	全線				

【北総線の場合】

種類	対象者	適用区間	割引率
普通 乗車券	第1種・第2 種の人が一人 又は介護者と 乗車	全線	
回数券 (昼間割引回 数券・土休日 割引回数券を 除く)	第1種・第2 種の人が一人 又は介護者と 乗車	全線	50%
// - T		. /	<u> </u>

※その他の乗車券についてや、他社線までご 利用の方は駅係員にご確認ください。

◆バス運賃

【主要な路線バスの例】

種類	対象者	割引率
普通 乗車券	・第1種の人とそ の介護者(1名)	50% 乗車時に手帳提示
定期 乗車券	※1人で乗車する場合も可・第2種の人	30% 購入時に手帳提示

※コミュニティバス「ナッシー号」は手帳ま たはミライロID提示により料金が50円に なります。

(一般は150円)

◆航空運賃

【主要な航空会社の例】

手帳所持者本人および介護者1名。 割引率は航空便によります。

■有料道路通行料金割引

有料道路を利用する場合、料金の半額の割引 が受けられます。

【対象者】

- ・身体障害者手帳所持者で自ら運転する場合
- ・第1種の身体障がい者または第1種の知的 障がい者を乗せて介護者が運転する場合

【申請に必要なもの】

▼ETCを利用しない場合

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ・運転免許証(障がい者本人が運転する場合)

▼ETCを利用する場合

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ・運転免許証(障がい者本人が運転する場合)
- ・ETCカード(障がい者本人名義のもの)
- ETC車載器の管理番号が確認できるもの (ETC車載器セットアップ申込書・証明 書等)
- ※この他に、要件確認のために別途書類等が 必要な場合があります。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

障がい者のための施設

■障害者地域活動支援センター

心身障がい者の社会参加促進のため、各種相談や創作的活動、レクリエーションなどの機会を提供する施設です。また、センター内の研修室は、障がい者団体等の自主的な活動に利用できます。

[各種講座]

創作活動やスポーツ、レクリエーションなど の講座があります。講師の指導を受けながら、 初めての人にも分かりやすく、楽しい内容と なっています。できない部分は一緒に行いま すので、安心して参加してください。

〔相談事業〕

- ◆医療・福祉・生活などの相談:随時受けて います。お気軽にご相談ください。
- ◆理学療法士による相談:脳卒中や整形外科疾患の後遺症がある人に対して、ストレッチや筋力トレーニング方法の指導、日常生活に合わせた体の動かし方のアドバイスや練習を行っています。事前に申し込みの上おいでください。

【対象者】市内に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証を所持している人、難病の人

【申し込み】障害者地域活動支援センター ☎497-3485



くちば障害者等用駐車区画利用証 交付対象者・必要書類・有効期限・申請窓口一覧>

		区分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間	申請窓口 (来所のみ)
身体障害者	聴 平 肢体不自由 内	道障害 道障害 動機能障害 上肢 下肢 体幹 脳原性運動 機能障害 部障害(免疫権を含む)	障害 3級以上 機能障害 5級以上 上肢 2級以上 下肢 6級以上 本幹 5級以上 3級以上 3条件 5級以上 3条件 5級以上 3条件 6級以上 8条件 6級以上 8条件 6級以上 6条件 6級以上 6条件 6条を機能障 4級以上 6条が 4級以上 6条が 4級以上 6条が 6 をを機能障 4級以上 6条が 6 をを機能障 6 をを機能障 5 もの 6 をの 6		5級以上 2級以上 6級以上 5級以上 6級以上 6級以上 4級以上 (対象者としての)		
知的	知的障害者 精神障害者 精手 特特病性者 医歩め要		療育手帳 Aの2以上		療育手帳	基準に該当しなく なるまで)	n+ -+- ! ! !m
精神			精神障手帳 1	章害者保健福祉 級	精神障害者保健福祉手帳		障害福祉課 497-3483
難病			性特定疾病医療受給		次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病) 受給者証 ・小児慢性特定疾病医療 受給者証		
けが			医師の診断等により、 歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは 意見書又は公的機関の 証明書等 ・身分証明書(保険証、 運転免許証等)	必要と認める 期間 (原則 1 年以内)	
高齢	高齢者等 要介護 1 以上		 賃 1以上	介護保険被保険者証	無期限	高齢者福祉課 497-3484	
妊産婦 ※出産後は乳児と同 伴の場合のみ 妊娠7箇月~ 定日から1年		7 箇月〜出産予 から1 年	母子健康手帳	妊娠7箇月〜 出産予定日から1 年(※)	健康課 497-3495		

【郵送で申請する場合】

- ①から③の書類を、下記へ送付してください。市役所の窓口では、郵送は受付できません。
 - ① 交付申請書(千葉県または市のホームページからダウンロード可)
 - ② 対象者であることがわかる書類(上記参照)の写し
 - ③ 140円切手を貼付し、送付先住所を記載した返信用封筒(A4サイズ)

【郵送先】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部 健康福祉指導課 地域福祉推進班

障害者総合支援法による障害を制ザービス

障害者総合支援法は、障がいのある人が自 立した日常生活、社会生活を営むことが出来 るよう、必要な支援を行うとともに、障がい のある、なしに関わらず安心して地域で暮ら せる社会を実現することを目指しています。 総合支援法によるサービスの主な特徴は次の とおりです。

- 1. 身体障がい者、知的障がい者、精神障が い者、難病患者が制度の対象となり、共 通の福祉サービスが受けられます。
- 2. 介護給付、訓練等給付、自立支援医療、 補装具費の支給、地域生活支援事業に大 別され、障がいのある人の、地域での自 立した生活を総合的に支援します。
- 3. 支援の必要度に関する客観的な尺度を導 入しています。また、市の審査会から意 見聴取を行うなど、支給決定の経過を透 明化しています。

4. 自立支援給付、障害児通所支援および地 域生活支援事業の利用にかかる費用は1 割が自己負担となります(手話通訳派遣 は無料)。また、施設サービスに係る食 費や光熱水費が原則自己負担になりま す。なお、所得の低い人には軽減措置が あります。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

介護給付

- ・居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- ・同行援護
- · 重度障害者等包括支援
- ・短期入所(ショートステイ)
- 療養介護
- ・生活介護
- ・施設入所支援

自立支援 給付

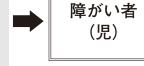
訓練等給付

・自立訓練

· 就労移行支援

· 就労継続支援 · 就労定着支援

· 自立生活援助 · 共同生活援助



自立支援医療

- ・更生医療 ・育成医療
- · 精神通院医療



障害児通所支援

- · 児童発達支援
- · 医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ·居宅訪問型児童発達支援
- ·保育所等訪問支援

地域生活支援事業

- ・相談支援(関係機関との連絡調整,権利擁護)・日中一時支援
- ・地域活動支援センター(創作的活動、生産活動の機会提供、社会 との交流促進等)
- ・コミュニケーション支援(手話通訳派遣等)
- ・訪問入浴サービス ・移動支援
- 日常生活用具の給付または貸与
- ・その他の日常生活または社会生活支援

障がい者福祉サービス提供事業者一覧表

日本			7	付象	·····································						主	な	サ-	— t	 ごス	の	種	類						
生活サポートさくら	名称	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病	障がい児	地域活動支援センター	居宅介護	同行援護	行動援護	生活介護	移動支援	日中一時支援	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	_	児童発達支援	保育所等訪問支援	所在地	電話番号
R1726.4		0	0	0	0		0																復1123	497-3485
ケアサービスたんぽぽ	生活サポートさくら	0	0		0	\bigcirc		0		0		0											H	492-7822
	にこにこケアステーション		0	0	0	0		0				0												404-9299
☆護ステーションSefro	ケアサービスたんぽぽ	\bigcirc	0	0	0	\bigcirc		0				0											神々廻1388-2	498-0399
レいの木		0	0	0	0	0		0	0			0												
LUの本	介護ステーションSefro	0	0	0	0	0		0				0											** *	402-2686
デイサービス優楽里	ニチイケアセンター白井		0	0	0	0		0																401-3148
あいあい生き生きハウス いがらしさん家	しいの木	0	0	0	0	\bigcirc		0				0											根1971-1	498-1266
Miles		0	0	0	0						0												根479-24	404-3111
手塩宿 様200-37 492-7822 接台ディサービスセンター 様台である 様台である 407-1033 自井226-15 407-1033 自井226-15 407-1033 自井226-15 407-1033 自井226-15 407-1033 根66-5 404-4871 様子である 株子では 404-8575 株子では 404-8575 株子では 404-8575 株子では 404-8575 株子では 404-8575 株子では 404-8575 株子のより 本子のより			0								0												根129	492-1236
桜台ディサービスセンター 〇	きらり	0	0								0		0										南山1-8-1	401-0621
ガーデンスクエア 白 曲井226-15 407-1033 自立訓練(生活訓練)施設 第2ぼけっと 人の48855 404-4871 就職するなら明朗アカデミー・白井キャンパスフラットヴィレッジ 人の48855 オルコ1-1-25-3F 404-8855 ブラットヴィレッジ 人の48855 根460-1 401-8575 就労継続支援 B型事業所小ののり 本次台3-45-12 404-5606 成式労継続支援 B型事業所かののり 本力しました 日井430-19 498-2400 ワークルーチェームしろい 日井397-1 492-7822 オームしろい 日井397-1 492-7822 オームしろい 日井397-1 492-7822 オームしまり 国土96-4 402-4934 ボルー・ローナー 国由井3-1-12 68037518130 ボリーブ 南山1-8-1 492-0940 放課後デイサービスミナグサ(ソフィ) 国士294-18 441-0377 合同会社ジェスティはずる 現1094-3 場後8-3305 乙ぱんはうすさくら 根1029-21 404-6864 多機能型事業所 人の404-7841 本の404-7841 フラヴィキッズ 人根460-1 401-0870 自井 人の407-2490		0	0								0		0											
自立訓練(生活訓練)施設 第2ぼけっと 一・白井キャンパス フラットヴィレッジ 就職するなら明朗アカデミ 一・白井キャンパス フラットヴィレッジ 就労継続支援 A 型事業所 小さな翼 が数総売支援 B 型事業所 みのりり にけっと フークルーチェ ホームしろい ソーシャルインクルーホー ム白井 グループホーム いんサイ西白井 ビリーブ 南山1-8-1 を関チラでイナッズ のはまするくら 西白井教室 多機能型事業所 のはまするくら 西白井 がいよい ではつうと のはますると のはまると のはますると のはまる。 のはまる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のはなる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる。 のななる	桜台デイサービスセンター	0	0								0													491-6811
第2 ぽけっと		0	0								0												白井226-15	407-1033
- ・白井キャンパス フラットヴィレッジ スフラットヴィレッジ 成労継続支援A型事業所 小さな翼 ボラルーでは、フークルーチェ ムームしろい ソーシャルインクルーホーム自井 グループホーム いんがて西自井 ビリーブ 放課後デイサービス ミナグサ (ソフィ) 合同会社ジェスティ ばずる こばんはうすさくら 西白井教室 多機能型事業所 の は404-8635 スクリーのの は460-1 401-8575 根460-1 404-5606 根460-1 404-5606 は704-704-704-704-704-704-704-704-704-704-				0									0	0									根66-5	404-4871
フラットヴィレッジ		0	0		0								0		0	0								404-8855
小さな翼 1		$\overline{\bigcirc}$	0	0	0								0				0	0					根460-1	401-8575
就労継続支援B型事業所 みのり ぼけっと ワークルーチェ ホームしろい ソーシャルインクルーホー ム白井 グループホーム いんザイ西白井 ビリーブ た課後デイサービス ミナグサ (ソフィ) 合同会社ジェスティ ばずる であり であり であり であり であり であり であり であり		0	0	0													0						七次台3-45-12	404-5606
ぼけっと	就労継続支援B型事業所	0	0	0														0					清戸766-1	492-2096
ワークルーチェ 〇〇〇〇 根116-41 401-8962 ホームしろい 〇〇〇〇 白井397-1 492-7822 ソーシャルインクルーホーム自井 〇〇〇〇 田白井3-1-12 08037518130 ボループホームいんザイ西白井 〇〇〇〇〇 田白井3-1-12 08037518130 ボループボームいんザイ西白井 〇〇〇〇〇 南山1-8-1 492-0940 放課後デイサービスミミナグサ (ソフィ) 〇〇〇〇 東1094-18 441-0377 合同会社ジェスティはずる 〇〇〇〇〇 根1094-3 岩佐ビル201 498-3305 こばんはうすさくら西白井教室 〇〇〇〇 東11-25-2 404-7941 フラヴィキッズ 〇〇〇〇 根460-1 401-0870 白井市 〇〇〇〇 有1123 407-3480				0														0					白井430-19	498-2400
ソーシャルインクルーホーム白井 回角井3-1-12 個別の37518130 グループホームいんザイ西白井 回角井3-1-12 個別の37518130 ビリーブ 南山1-8-1 492-0940 放課後デイサービスミナグサ (ソフィ)合同会社ジェスティはずる 日間1094-3 岩佐ビル201 498-3305 こぱんはうすさくら西白井教室 日間1029-21 404-6864 多機能型事業所ぶれも・白井フラヴィキッズ 日井市 日本の1029-21 404-7941 クラヴィキッズ 日井市 日本の123 407-2480			0	Ō	0													Ō						
ム白井グループホーム いんザイ西白井面白井3-1-12 一面白井3-1-1280037518130ビリーブ南山1-8-1 富士294-18492-0940放課後デイサービス ミナグサ (ソフィ) 合同会社ジェスティ ぱずる電士294-18 根1094-3 岩佐ビル201441-0377こぱんはうすさくら 西白井教室根1029-21 参機能型事業所 ぷれも・白井404-6864 2F夕機能型事業所 ぷれも・白井「清水口1-1-25-2F 2F404-7941フラヴィキッズ 白井市根460-1 (1123)407-2480	ホームしろい	\bigcirc	0	0															\bigcirc				白井397-1	492-7822
いんザイ西白井 回日开3-1-12 0803/518130 ビリーブ 向山1-8-1 492-0940 放課後デイサービス ミミナグサ (ソフィ) 同会社ジェスティ はずる 根1094-3 岩佐ビル201 498-3305 こぱんはうすさくら 西白井教室 根1029-21 404-6864 多機能型事業所 ぷれも・白井 フラヴィキッズ 「清水口1-1-25- 2F 404-7941 フラヴィキッズ 「根460-1 401-0870 白井市 「有1123 407 3480			0	0															0				富士96-4	402-4934
ビリーブ 向加1-8-1 492-0940 放課後デイサービス ミミナグサ (ソフィ) 富士294-18 441-0377 合同会社ジェスティ ぱずる 根1094-3 岩佐ビル201 498-3305 こぱんはうすさくら 西白井教室 根1029-21 404-6864 多機能型事業所 ぷれも・白井 フラヴィキッズ 清水口1-1-25- 2F 404-7941 フラヴィキッズ 根460-1 401-0870 白井市 (407-3480)	グループホーム		0	0															0				西白井3-1-12	080-3751-8130
放課後デイサービス ミミナグサ (ソフィ) □ <						0														\bigcirc			南山1-8-1	492-0940
合同会社ジェスティはずる 日報1094-3 岩佐ビル201 こぱんはうすさくら西白井教室 日本1029-21 404-6864 多機能型事業所ぶれも・白井フラヴィキッズ 日井市 日井市 日本123 407-3480	放課後デイサービス					0							0							0				
西白井教室 多機能型事業所 ぷれも・白井 フラヴィキッズ 白井市 (1029-21 404-6864 404-7941 404-7941 404-7941 404-7941 404-7941 404-7941 407-7941 407-79490 407-7940 407-	合同会社ジェスティ					0														0				498-3305
多機能型事業所 ぷれも・白井 () 清水口1-1-25- 2F 404-7941 フラヴィキッズ () 根460-1 401-0870 白井市 () 復1123 407-3480						0														0	0		根1029-21	404-6864
フラヴィキッズ 0 根460-1 401-0870 白井市 0 // 2/490	多機能型事業所					0														0	0			404-7941
白井市						0															0			401-0870
	白井市 こども発達センター					0															0	0	復1123	497-3489

■障害者相談支援事業

次の相談支援事業所で障がいのある人や家族への相談支援を行っています。専任の職員が福祉サービスの紹介や利用支援を行います。来所相談については、事前に連絡をしてください。

◎市内指定相談支援事業

事業所名	所在地	連絡先	相談日時	主な対象者
座ぐり(手織り) (社会福祉法人フラット)	〒270-1423 南山1-8-1 白井市障害者 支援センター内	☎ 047-401-0637Fax 047-491-7333※夜間・休日の緊急時は、☎047-404-7100で相談を受付けます。	月曜〜金曜、第2・第4 土曜日 午前9時〜午後5時 (年末年始、祝日を除く)	身体、知的、 精神、障がい 児、難病
にこにこ相談室 (一般社団法人SET)	〒270-1431 根1726-4 ヴィラ西白井F	☎ 047-401-7223 Fax 047-404-9298	月曜〜金曜 午前9時〜午後3時 (年末年始、祝日を除く)	身体、知的、 精神、障がい 児、難病
うぐいすのとまり木 (ゆめ合同会社)	〒270-1426 笹塚2-3-1-115	☎ 047-773-9668 Fax050-3737-4425	月曜〜金曜 午前9時〜午後5時 (年末年始、祝日を除く)	身体、知的、 精神、障がい 児、難病
アサンテ (NPO法人ぽれぽれ・ちば)	〒270-1431 根66-5	☎ 047-404-4871 Fax 047-404-4871	月曜〜金曜 午前9時〜午後5時 (年末年始、祝日を除く)	精神
レ・アーリ相談支援事業所 (有限会社Nikko)	〒270-1433 けやき台1-3-1 西白井ビル101	5 047-497-5211 Fax 047-402-3248	月曜〜金曜 午前9時〜午後5時 (年末年始、祝日を除く)	精神
白井市こども発達 センター	〒270-1492 復1123 白井市保健福祉 センター内1F	☎ 047-497-3489 Fax 047-498-4832	月曜〜金曜 午前9時〜午後5時 (年末年始、祝日を除く)	障がい児

◎市外指定相談支援事業所(市内への出張相談もあります)

事業所名	成田地域生活支援センター(医療法人社団聖母会)
所在地	〒286-0118 成田市本三里塚226-1
連絡先	☎ 0476-35-7771 FAX 0476-40-4182
相談日時	月、水、木、金、日曜日 午前9時〜12時、午後1時〜5時(日曜・祝日は午後4時まで)
主な対象者	精神障がい者

■障がい者就労支援

市では、障がい者の就労の促進を図るため、就労支援を行っています。

一人で就職活動等が出来ない障がい者を対象 に専任の相談員が相談を受け、障がい者の就 労に関する情報の提供、企業や公共職業安定 所等への同行のほか、就職先の企業に定着す るための支援などを行ないます。

相談は無料です。

【窓口】障害福祉課 就労支援員

2497-3497

◆障がい者就労相談

【日時】毎週水曜 10時から16時 *要予約 予約先: ☎497-3497

■身体障害者・知的障害者相談員

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、 障がいのある人やその家族などの悩みや相談 に応じます。相談したいときは障害福祉課に 連絡ください。

相談員は、原則として身体障がい者・知的 障がい者の保護者のうちから市長が委嘱しそ の活動にあたります。

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

成人の健康づくり

成人の健康

■住民健(検)診

がんなどの生活習慣病は、生活習慣の改善とともに早期発見・早期治療が最良の予防策です。「自分の健康は自分でつくり・まもる」ことが重要です。自身の健康管理のためにぜひ受診してください。申込方法などの詳細については「広報しろい」でお知らせします。概要については、63ページの表のとおりです。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495

■健康相談

保健師や栄養士等が健康相談を行います。 希望者は、血圧・体脂肪率・腹囲測定ができ ます。詳しい会場と日程は「広報しろい」で 確認してください。

【窓口】健康課 健康づくり推進係

2497-3494

■電話相談

保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が健康に関する相談を受けます。

【**受付時間**】午前8時30分~午後5時15分 【**窓口**】健康課 **☎**497-3494 · 3495

■こころの健康相談

こころの問題を抱える人や家族を対象に、 精神科医師、精神保健福祉士などが相談を受けます。事前の予約が必要です。日程は「広報しろい」でお知らせします。

【窓口】障害福祉課 障害支援係

2497-3483

■エイズの相談・検査

エイズ(後天性免疫不全症候群)は正しい 知識を得て家族などへの感染を防ぐことが大 切です。

県の保健所(健康福祉センター)では相談に応じるほか、HIV抗体検査を無料・匿名で行っています。希望者には、性感染症(クラミジア・梅毒)の検査も同時に無料で行って

います。夜間HIV抗体検査も行っています。 秘密は守られます。詳しくは下記に問い合わ せてください。

※64ページに業務案内を掲載しています。

【窓口】印旛保健所(印旛健康福祉センター) 疾病対策課 ☎043-483-1466

■肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルスに感染すると自覚症状がないまま経過し、肝硬変や肝がんに進行するといわれています。検診を希望する人は、住民検診のほか、保健所や県が委託した医療機関で受けることができます。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495 印旛保健所(印旛健康福祉センター) 疾病対策課 ☎043-483-1466

■訪問指導

保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が、 ご自宅を訪問して、健康に関する相談を受け ます。

【窓口】健康課 健康づくり推進係・ 保健予防係 ☎497-3494・3495

■健康教育(健康講座)

生活習慣病の予防や食生活・運動など健康 づくりに関する健康講座を行います。詳しい 内容や日程は「広報しろい」でお知らせしま す。

【窓口】健康課 健康づくり推進係

2497-3494

■高齢者のインフルエンザ予防接種

かかると重症化しやすいインフルエンザを 予防するものです。

【対象者】

①満65歳以上の人

※対象となる人には、個人通知します。

②満60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人。

【接種回数】 1□

【費用】 1,500円

※生活保護受給の人は、事前に健康課で手続きをすることで無料となります。

【実施期間】10月~12月 【接種方法】

- ①満65歳以上の人は次ページの委託医療機関に直接申し込みをしてください。
- ②に該当する人は健康課に問い合わせてください。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495

■高齢者の肺炎球菌予防接種

肺炎球菌は、主な肺炎の原因となる細菌です。予防としては、ワクチンの接種が有効とされています。

【対象者】

①年度内に65歳となる人。

ただし、令和5年度までの特例措置として、年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人で、過去に一度も肺炎球菌の予防接種を受けたことがない人も含みます。

- ※対象となる人には、個人通知します。
- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活

活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人。

【費用】

医療機関が設定する料金から4,000円を差し引いた額。接種料金は、医療機関によって違いますので、ごア承ください。

※生活保護受給の人は、事前に健康課で手続きをすることで無料となります。

【実施期間】

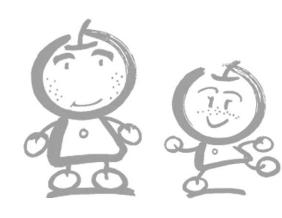
令和4年4月から令和5年3月31日まで

【接種方法】

医療機関での個別接種となります。

- ①対象となり、予診票が手元に届いた人は、 次ページの委託医療機関へ直接申し込みを してください。
- ②に該当する人は、健康課へ問い合わせてく ださい。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495



【高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌市内契約医療機関】

医療機関名	電話番号	所在地(白井市)	インフルエンザ	肺炎球菌
奥澤整形外科医院	491-8260	復1589-1	0	0
瀬野外科胃腸科医院	492-0720	根120-14	0	0
伊藤診療所	491-1888	復1450-23	0	0
ちよだクリニック	491-0221	根76-8	0	\circ
ニュータウンクリニック	491-8051	清水口3-25-1	0	0
菊地医院	492-2121	根1720-7	0	0
森川産婦人科クリニック	492-3511	大山口2-3-3	0	0
桜台メディカルクリニック	491-6668	桜台2-5-2	0	0
西白井クリニック	498-3333	根1778-6	0	0
白井由井内科	492-1115	堀込1-2-7 白井Fビル2F	0	0
晴クリニック皮ふ科・ひ尿器科	498-2002	堀込1-2-7 白井Fビル2F	0	0
もりや内科・呼吸器科クリニック	498-6622	富士129-29	0	0
せきかわ整形外科	498-5005	冨士129-30	0	
とりうみこどもクリニック	498-7788	冨士129-31	0	
駅前ファミリアクリニック 西白井	497-1237	清水口2-6 白光舎西白井駅前 ビル1 F		0
徳田クリニック	492-8981	清水口1-1-25	0	0
白井駅前せあらしクリニック	497-0072	笹塚2-2-2	0	0
しだ内科・消化器クリニック	498-3715	根1970-1-2	0	0
アインス診療所	468-8800	南山2-2-3	0	0
白井聖仁会病院	491-3111	笹塚3-25-2	0	0
北総白井病院	492-1001	根325-2-1	0	0
千葉白井病院	497-6800	復1439-2	0	0

[※]上表以外でも接種可能な医療機関がありますので、かかりつけ医や施設入所などで接種したい場合は問い合わせてください。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495



健康づくりのために

■健康情報コーナー

自分の健康は「自分でつくり・まもる」を テーマに健康に関する情報を提供する場とし て、保健福祉センターに健康情報コーナーが あります。血圧等を測定できます。

【利用時間】午前8時30分~午後9時 【窓口】健康課 健康づくり推進係

☎497−3494

■健康増進ルーム

介護予防や生活習慣病予防のための運動を行う施設です。

【利用時間】午前9時~午後6時45分 ただし土日は午後5時45分まで

【休館日】毎週木曜日、年末年始(12月29日~1月3日)、器具保守点検日等

【利用資格】

市内在住・在勤・在学で16歳以上の人 ただし、医師から運動を止められている人や 妊婦は利用できません。

【使用料】 1人1回2時間以内

64歳までの人 220円 65歳以上の人 110円

【使用料の免除】

下記の人は使用料を免除します。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳所持者

◆新型コロナウイルス対策として1日3交代、 事前予約・完全入れ替え制で運営しています。

変更となることがありますので、詳細についてはホームページをご覧になるか、健康増進ルームまでお問い合わせください。

<利用時間>

Aグループ:午前9時~午前11時00分

Bグループ:午前11時15分~午後1時15分

Cグループ:午後2時15分~午後4時15分

※初めて利用する人および最終利用日から2 年以上が経過した人は講習会の受講が必要 です。

<予約・問合せ>

健康増進ルーム ☎497-3476 午前10時~午後4時45分 ※検温や消毒作業などのため、すぐに対応 できないことがあります。

【窓口】

健康課 健康づくり推進係 ☎497-3494 健康増進ルーム ☎497-3476

■各種料理教室・食育講座

生活習慣病予防や食育をテーマに調理実習な どを行います。詳しい内容や日程は「広報し ろい」でお知らせします。

【窓口】健康課 健康づくり推進係

2497-3494

健康課 保健予防係 ☎497-3495

■食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食育や生活習慣病予防をテーマとした健康づくり教室を開催したり、イベントなどで健康づくりのための食事についてのお知らせをしています。

【窓口】健康課 健康づくり推進係

2497-3494

健康課 保健予防係 ☎497-3495

その他

■献血

尊い生命を救うために健康な血液が必要です。赤十字血液センターの採血車が市役所や市内の事業所などで採血を行います。 200ml・400ml献血があります。

【窓口】健康課 健康づくり推進係

2497-3494

■骨髄ドナー支援事業

市では骨髄移植の推進と移植提供者(ドナー)の増加を目指し、ドナーおよびドナーが 従事する国内の事業所に助成金を交付しています。

【対象】

- ・提供者(ドナー):市内に居住し(公財) 日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業 で骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了したこ とを証明する書類の交付を受けた人
- ・提供者(ドナー)が従事する事業所:ドナー(個人事業主を除く)が従事している国内の事業所
- ※骨髄・末梢血幹細胞の提供に必要な面接、 通院および入院が対象

【助成金額】

- ・ドナー 1日につき2万円(上限14万円)
- ・ドナーが従事する事業所 1日につき1万 円(上限7万円)

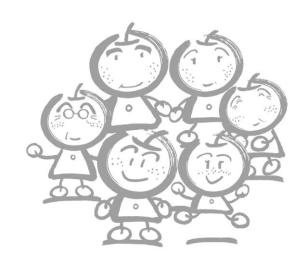
【申請方法】

所定の申請書(市のホームページからダウンロードも可)に、(公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了したことを証明する書類を添付し申請してください。

※申請期限は、骨髄等の提供に係る入院をして退院した日の翌日から起算して1年以内になります。

【窓口】健康課 健康づくり推進係

2497-3494



住民健(検)診(令和4年度)

各健(検)診は事前に申し込みが必要です。ただし、令和2年度または令和3年度に受診した検診と白井市国保特定健康診査は申し込みの必要はありません。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495

特定健康診査は各医療保険者から案内があります。白井市国民健康保険被保険者には、市役所から通知します。 【窓口】保険年金課 ☎492-1111(市役所代表)

- ※各検診の詳細は年度ごとに変更になる場合があります。
- ※対象年齢は令和5年3月31日時点の年齢です(後期高齢者歯科健診を除く)。
- ※詳細は白井市ホームページで確認してください。日程は変更になる場合もあります。

『がん検診など』

事業名	対 象	内容	実施 方法	費用	実施時期	会場	
胃がん検診	40歳以上の人	胃部レントゲン検査		700円	9・11月		
大腸がん検診	40歳以上の人	便潜血反応検査		300円	9・11月	保健福祉センター	
肺がん・結核検診	40歳以上の人	胸部レントゲン検査	集団	無料	7~10月	西白井複合センター	
肝炎ウイルス検診	40歳以上の人で 過去に肝炎ウイル ス検診が未実施の 人	血液検査	検診	無料	7~10月	富士センター 桜台センター 公民センター	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	内診・細胞診検査	個別 検診	1,000円	8月~令和 5年1月	契約医療機関	
(2年に1回)	20成以上07女任		集団 検診	500円	8・9・12月	保健福祉センター 西白井複合センター	
乳がん検診	40歳以上の女性	マンモグラフィ検査	集団 検診	1,000円	8・9・12月	冨士センター 桜台センター	
(2年に1回)			個別	1,000円	8月~令和		
	30歳代の女性	超音波検査	検診	1,000円	5年1月	契約医療機関	
前立腺がん検診 (2年に1回)	50歳以上の男性	血液検査 (PSA検査)	個別 検診	1,000円	7月~令和 5年1月	大小YICA7泉(

『特定健康診査など』

事業名	対 象	内 容	費用	実施時期	会 場
白井市 国民健康保険 特定健康診査	40歳以上の 被保険者	医師診察、身体計測、尿検査、 血圧測定、血液検査(肝機能・ 脂質・糖代謝) *貧血検査、心電図検査、眼底 検査、血清クレアチニン検査	集団健診 無料 個別健診 1000円	集団健診 7~10月	保健福祉センター 西白井複合センター 冨士センター 桜台センター 公民センター
後期高齢者 健康診査	後期高齢者医 療被保険者	(eGFR)は該当者のみ実施 *国保特定健診は、腹囲計測、血 液検査(腎機能)を加えて実施	(後期高齢 は無料)	個別健診 7月~ 令和5年1月	市内契約 医療機関

『歯周疾患検診など』

事業名	対 象	内 容	実施方法	費用	実施時期	実施場所
歯周疾患検診	40・50・60・70歳の人	問診・ 口腔内診査		500円	7~11月	指定医療機関
後期高齢者 歯科口腔健康診査	①令和4年度に76歳になる被 保険者 ②前年度対象者であるが未受 診の被保険者	口腔診査・ 口腔衛生指導	個別検診	無料	6~12月	千葉県内 健診協力医療 機関

【費用免除対象者】 次に該当する人は費用負担が免除になります。

- ①生活保護世帯に属する人 ②市民税非課税世帯に属する人
- ③65歳~74歳で後期高齢者医療被保険者 ④がん検診・歯周疾患検診を受ける70歳以上の人(国保特定健診の個別健診を除く)
- ※①と②に該当する人は、無料券を発行するための申請が必要となります。

(マイナンバーがわかるものを持参し、健康課窓口に来てください)

		印旛保健所	成田支所
担当課	事業名	〒285-8520 佐倉市鏑木仲田町8-1 ☎043-483-1133(代表)	〒286-0036 成田市加良部3-3-1 ☎0476-26-7231 (代表)
疾病対策課 043-483-1466	HIV抗体検査 肝炎ウイルス検査	予約制 (日中検査) 毎月 第2水曜日 受付 13:30~14:00 (夜間検査) 偶数月第2水曜日 受付 17:30~18:00 *HIVは日中検査に限り、即日結 果報告 *予約は検査月の初日(平日) から受付します。	予約制 毎月第4月曜日 受付13:00~13:30 *変更の場合あり *HIVは日中検査に 限り、即日検査を 実施 *予約は検査月の初 日(平日) けします。
	エイズ相談	月曜日から金曜日 8:30~17:15(随時)	月曜日から金曜日 9:00~17:00(随時)
	骨髄バンク登録事業	予約制 毎月第2水曜日 受付10:00~	
	B型・C型ウイルス 肝炎医療費助成		
	小児慢性特定疾病 医療費助成制度	問い合わせ・申請	
地域保健課	指定難病医療費 助成事業	月曜日から金曜日 9:00~17:00	
043-483-1135	特定不妊治療費 助成事業		
	精神保健福祉相談 043-483-1136	予約制 毎月 第3月曜日 第4火曜日 14:00~16:00 第4金曜日	
地域福祉課 043-483-1120	配偶者間暴力(DV) 相談	電話相談 月曜日から金曜日 9:00~17:00 面接相談 予約制 毎週火曜日 (専用電話:043-483-0711)	
040-400-1120	障害のある方の差 別に関する相談	電話相談 月曜日から金曜日 9:00~17:00 (専用電話:043-486-5991)	
検査課 043-483-1139	腸内細菌検査	電話などで問い合わせてください。	

[※]事前に電話などで確認してください。

介護保険

介護保険の制度としくみ

介護保険は、長寿社会のなかでいつまでも 安心していきいきと暮らせるように、皆さん の自立した暮らしを支援し、介護が必要になったときには、介護の不安や経済的な負担を、 社会全体で連帯して支え合うためにつくられ た相互扶助の制度です。

介護保険は、市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(原則として1割、2割または3割)を支払って介護サービスを利用する仕組みとなっています。

また、65歳以上で要介護認定を受けていない人でも、地域包括支援センターで行う基本チェックリストで生活機能の低下が認められれば「介護予防・日常生活支援総合事業」で実施するサービスを受けることができます。

◆介護保険に加入する人

40歳以上の人が介護保険に加入することになります。65歳以上の人と、40歳から64歳の人とでは、保険料や要介護・要支援認定申請のための条件が異なります。

対象者	第1号被保険者	第2号被保険者
	65歳以上の人	40歳以上65歳未満 の医療保険に加入 している人
利用できる人	介護や支援が必要 とされた人 (原因は問わない)	老化が原因とされ る病気(特定疾病 16種類)により介 護や支援が必要と された人
保険料徴収方法	年金額が一定以上 の人は原則特別徴 収(年金からの引 き落とし)それ以 外は普通徴収(納 付書)で市に納め ます	医療保険の保険料 と一括して医療保 険者に納めます

◆介護が必要と感じたら

65歳以上の人で介護が必要と感じたら、 地域包括支援センター(72ページ参照)に 相談してください。心身機能や生活環境に合 わせて、必要なサービスの紹介やそれを利用 するための手続きなどの支援を行います。

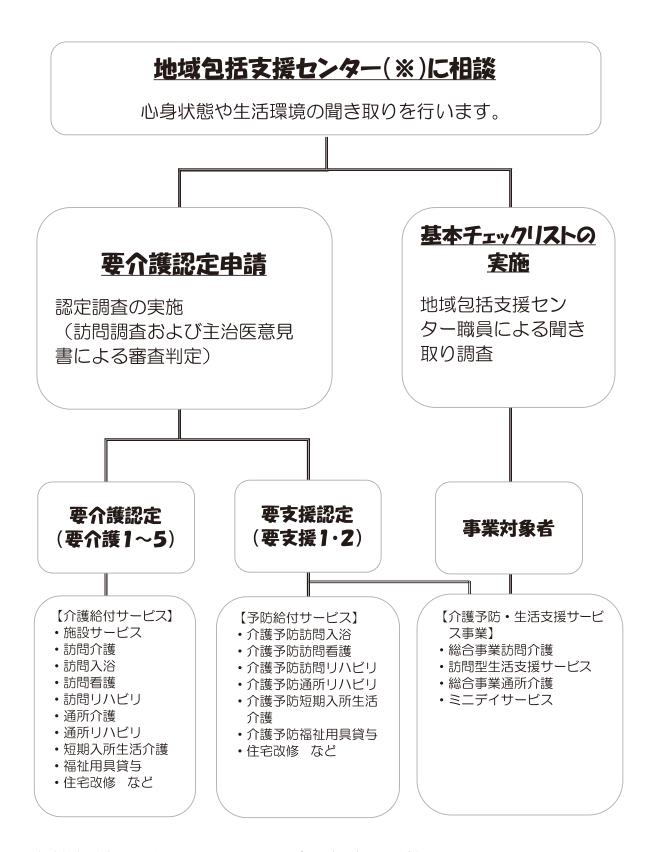
また、40歳から64歳までの人でも、老化が原因とされる病気(※特定疾病・下表参照)により介護が必要となった場合には、介護保険のサービスを利用することができます。

※特定疾病とは

以下の16種の疾病が定められています。

- 1 がん(医師が一般に認められている 医学的知見に基づき回復の見込みが ない状態に至ったと判断したものに 限る)
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縱靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 8 脊髓小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 および糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービスを利用するまでの流れ



※地域包括支援センターについては、72ページを参照ください。

介質予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業では、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援を目的とした事業やサービスを提供します。

介護予防・生活支援サービス事業は「要支援1」または「要支援2」の認定を受けている人と「事業対象者」が利用することができます。

※すべて白井市が指定した事業者によるサービス提供となります。

◆利用できるサービス

(1)訪問型サービス (ホームヘルパー)

ホームヘルパーが自宅を訪問し、調理や掃除、洗濯などを利用者と一緒に行うなど、利用者が自分でできることが増えるよう支援します。

②通所型サービス (デイサービス)

デイサービス等に通い、食事や入浴の支援、 健康チェックなどのサービスや、機能訓練な どのサービスを受けることができます。

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎497-3484



「要支援1」または「要支援2」の認定を受けている人は介護予防サービスを、「要介護1」~「要介護5」の認定を受けている人は介護サービスを利用することができます。

サービスを利用するためにはケアプランを 作成する必要があります。要介護認定を受け ている人のケアプラン作成は居宅介護支援事 業者に依頼します。要支援認定を受けている 人のケアプラン作成は地域包括支援センター に依頼します。

◆在宅で利用するサービス

①訪問介護 (ホームヘルパー)

訪問介護員(ホームヘルパーなど)が要介 護者の自宅を訪問して食事、排泄、入浴など の介護、その他日常生活上の世話を行うサー ビスです。

②訪問入浴介護

要支援・要介護者の自宅を訪問して、浴槽を持ち込んで行われる入浴介護のサービスです。

③訪問看護

医学的な管理が必要な在宅の要支援・要介護者が安定した療養生活を送れるように、医師の指示に基づき、医療機関および訪問看護ステーションの看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診察の補助を行うサービスです。

4訪問リハビリテーション

医師がリハビリの必要性を認めた在宅の要支援・要介護者に対し、理学療法士(PT) や作業療法士(OT)が自宅に訪問してリハ ビリを行うサービスです。

5居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問 し、療養に関するアドバイスを行うサービス です。

⑥通所介護 (デイサービス)

在宅の要介護者がデイサービスセンターに 通って、食事の提供やその他日常生活の世話、 機能訓練などを受けるサービスです。

※定員が18人以下の事業所は原則として市内在住の方のみ利用できます。



⑦通所リハビリテーション

在宅の要支援・要介護者が老人保健施設、病院などに通って、心身機能の維持、回復や日常生活の自立を助けるために理学療法や作業療法などのリハビリを受けるサービスです。

⑧短期入所生活介護(ショートステイ)

在宅の要支援・要介護者が特別養護老人ホームなどに短期入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

9短期入所療養介護

(医療型ショートステイ)

療養が必要な在宅の要支援・要介護者が介護老人保健施設などに短期入所して、看護や医学的な管理の下での介護やリハビリなどを受けるサービスです。

⑩認知症対応型通所介護

在宅の認知症の要支援・要介護者がデイサービスセンターに通って、認知症専門ケアや食事の提供、その他日常生活の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

※原則として市内在住の方のみ利用できます。

①小規模多機能型居宅介護

在宅の要支援・要介護者が通所を中心に、 利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、同一事業所でサービスを 受けられます。

※原則として市内在住の方のみ利用できます。

⑫定期巡回・随時訪問型訪問介護看護

在宅の要介護者が、訪問介護と訪問看護を 一体的に受けることができるサービスです。 定期的な訪問によるサービスのほか、緊急時 には随時対応のサービスが受けられます。

- ※要介護1以上の人が利用できます。
- ※原則として市内在住の方のみ利用できます。

◆その他のサービス

①福祉用具の貸与

電動ベッド、車椅子、リフト、歩行支援具などの福祉用具がレンタルできます。

※介護度などにより貸与の対象とならない品目がありますので、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーに相談してください。

②福祉用具の購入

レンタルになじまない、ポータブルトイレ、

シャワーチェアなど、入浴や排泄に使用する 用具の購入費が支給されます。限度額の範囲 内で自己負担分を除いた実費が支給されます。

※介護保険給付費の支給を受けるためには、 県の指定を受けた事業者から購入する必要 がありますので、事前に福祉用具専門相談 員またはケアマネジャーに相談してくださ い。

③住宅改修

手すりの取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修に対して、限度額の範囲内で自己 負担分を除いた実費が支給されます。

※住宅改修に際しては、事前にケアマネジャーまたは介護保険係に相談してください。相談を受けてケアマネジャーなどの有資格者が「住宅改修が必要な理由書」ならびに必要書類を添えて介護保険係に事前申請を行い、当該申請に基づき介護保険係が着工の可否を審査します。

◆入所して利用するサービス

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に対し、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行う施設です。

- ※原則要介護3以上の人が利用できます。
- ※定員が29人以下の施設は、原則として市内在住の方のみ利用できます。

②介護老人保健施設(老人保健施設)

医学的管理の必要な要介護者に対し、看護、 医学的管理下における介護、機能訓練、その 他の必要な医療、および日常生活上の世話を 行う施設です。

※要介護1以上の人が利用できます。

③介護医療院

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行う施設です。

4介護療養型医療施設

比較的長期にわたり療養を必要とする要介 護者に対し、看護や医学的管理下における介 護、機能訓練、その他日常生活上の世話、必 要な医療を提供する病院で、介護保険法の指定を受けた施設です。

※要介護1以上の人が利用できます。

5認知症对応型共同生活介護

認知症の高齢者が、共同生活する住居に入居して、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活上の世話などのサービスが受けられます。

※原則として市内在住の方のみ利用できます。

6 特定施設入居者生活介護

県から「特定施設」の指定を受けた有料老人ホームなどに入居して、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活上の世話などのサービスが受けられます。

※定員が29人以下の施設は、原則として市内在住の方のみ利用できます。

■介護サービス相談員派遣事業

市では、介護サービスの提供の場を訪ね、 サービスを利用する人の話を聞いて、疑問や 不満、不安の解消を図りながら、介護サービ スの質の向上を図ることを目的に介護サービ ス相談員を派遣しています。

介護サービス相談員は、利用者と事業者の 橋渡し役となる人ですので、介護サービスに ついて、気軽に相談してください。

【紹介窓口】高齢者福祉課 介護保険係

2497-3473

介護保険の負担について

■介護保険料

保険料は、本人や世帯員の所得の状況により12段階による設定がされています。

特別な事情などにより保険料の納付が困難な場合は、介護保険係において納付相談を実施しています。

【窓口】高齢者福祉課 介護保険係

2497-3473

■サービス利用時の負担割合

介護保険サービスを利用した場合の自己負担割合は、年金収入などの額に応じて定められます。要支援・要介護認定を受けている人および総合事業対象者に発行されている「負担割合証」でご確認ください。新たに介護認定を受けた人や転入者などについては、その都度発行します。



■高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険のサービス利用 者負担が下表の上限額を超える場合、申請に より超えた分が「高額介護サービス費」とし て後から支給されます。

上限額は、同じ世帯に複数の利用者がいる場合には、1か月の利用者負担(1割、2割または3割)を世帯合算した額で確認してください。

【高額介護サービス費の上限額】

	~1
所得区分	上限額
課税所得約690万円以上	世帯 140,100円
課税所得約380万円以上 ~同約690万円未満	世帯93,000円
課税所得約145万円以上 ~同約380万円未満	世帯44,400円
一般	世帯44,400円
世帯全員が市民税非課税	世帯24,600円
・合計所得金額および課 税年金収入額の合計が 80万円以下の人 ・住民税世帯非課税で老 齢福祉年金の受給者	個人15,000円
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減 額することで生活保護の受 給者とならない人	個人15,000円 世帯15,000円

【窓口】高齢者福祉課 介護保険係

2497-3473

■介護サービス事業者が行う

利用者負担軽減制度

介護サービス事業者が利用者の負担額を減額する制度です。利用者負担は7.5%となり、残りを市と介護サービス事業者で助成します。

【対象者】

市民税非課税世帯に属する人であって、生活保護受給者および次の各号のすべてに該当するもののうち、生計が困難なものとして市長が認めたもの

1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

- 2. 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- 3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 4. 負担能力のある親族などに扶養されていないこと。
- 5. 介護保険料を滞納していないこと。

【対象となる事業者】

市に申請した社会福祉法人や医療法人など 【窓口】高齢者福祉課 介護保険係

2497-3473



■特定入所者介護(予防)サービス費

施設入所者(利用者)で、以下に該当する人は、申請により居住費および食費の利用者負担が軽減されます。

利用者負担段階			対象となる人		
们用有只在	収入・所得要件		収入・所得要件		
		・生活保護を受給し	・生活保護を受給している人		
第1段图	谐		・老齢福祉年金を 受給している人 ・老齢福祉年金を ・ 美婦: 2,000万円		
第2段降	谐	住民税 非課税世帯	・年金収入等の合計額が 80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	
第 3	1	別世帯の配偶者含む	・年金収入等の合計額が 80万円超120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	
第 3 段 階 ②			・年金収入等の合計額が 120万円超の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	

※年金収入等は、公的年金等の収入金額(非課税年金含む)に、その他の合計所得金額 (給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額)を合計した額 ※第2号被保険者は段階を問わず資産要件が、単身:1,000万円以下、夫婦2,000万円以下と なります。

1 日あたりの居住費(限度額) 利用者				1日あたり		
負担段階		ユニット 型個室	ユニット型個 室的多床室	従来型個室	多床室	の食費 (限度額)
第1段	谐	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円 (300円)
第2段	谐	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 〔600円〕
第 3 段 階	1)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 〔1,000円〕
路階	2	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 〔1,300円〕
基準費用	額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

- ※居住費の限度額()内は介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合
- ※食費の限度額[]内は短期入所生活介護の場合

【窓口】高齢者福祉課 介護保険係 ☎497-3473

高齢者のために

支援を必要とする高齢者のために

高齢者が安心して暮らせるように、次のサービスを実施しています。

高齢者の相談・支援

■地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者本人や家族などから、様々な相談を受け、解決に向け支援をします。また、市の保健・福祉サービスが受けられるよう申請を代行します。生活する上でお困りのことがあったら、居住する地区(小学校区)を担当する地域包括支援センターにご相談ください。家庭などに訪問して相談を受けることもできます。

【利用対象者】

おおむね65歳以上の高齢者と家族など

【利用方法】

- ・面接・電話・訪問により相談に応じます。
- ・直接、居住する小学校区を担当する地域包括支援センター(下表参照)へ問い合わせてくだ さい。

【地域包括支援センター一覧】

担当地区	名称	電話番号	所 在 地	開設曜日	運営
白井第一小学校区 白井第二小学校区 七次台小学校区 桜台小学校区	白井中央地域包 括支援センター	497-3474	白井市復1123 白井市保健福祉センタ -内	月~金	委託先: 社会福祉法人 神聖会
南山小学校区 池の上小学校区	白井駅前地域包 括支援センター	492-8100	白井市堀込1-2-2 白井駅前センター内	火~土	委託先: 社会福祉法人 皐仁会
白井第三小学校区 大山口小学校区 清水口小学校区	西白井駅前地域 包括支援センタ -	497-5170	白井市清水口1-2-1 西白井複合センター内	火~土	委託先: 社会福祉法人 神聖会

※開設時間:いずれも8時30分~17時15分 開設曜日:年末年始・祝日を除く。

■実態調査

白井市に住む高齢者宅を訪問し、生活状況や健康状態を把握して、必要な支援につなげるため、調査を行います。調査員は、福祉や健康、介護保険などの専門知識を持った地域包括支援センターの職員です。「白井市高齢者実態調査員証」または「地域包括支援センター職員証」を携帯しています。万一の時の緊急連絡先も確認しますので、ご協力をお願いします。

【対象者】

65歳以上の人で独り暮らしや高齢者のみの世帯、その他支援が必要な人など

【お伺いする内容】

健康状態や家族構成、生活するうえでの困りごと、緊急連絡先など

【窓口】

居住地区を担当する各地域包括支援センター

■地域包括支援センター:高齢者を支援する総合窓口です

地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーという、専門資格を有した職員が配置されており、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生き生きと生活できるよう、地域住民、関係機関と連携しながら、総合的・継続的な支援を行っています。



権利擁護

家族内や施設内での高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害など、高齢者に対する権利侵害について相談を受け、問題が改善するよう支援をします。

在宅医療・介護連携の 推進

切れ目のない在宅医療と在宅 介護の提供体制の構築に向け た取り組みを行います。

生活支援体制整備

生活支援コーディネーター配置や協 議体運営により、地域に不足してい る資源の開発などを行います。

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らしを続けられるよう、介護・医療・福祉・保健のサービス、地域の様々な関係機関と連携しながら高齢者を支援していきます。

また、個々の高齢者の心身の 状況や生活環境の変化に応じ た、継続的な支援をしていき ます。

介護予防 ケアマネジメント

要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者について、心身の課題を見極め、主体的な活動と参加意欲を高めることを目指し、個々に応じた支援計画を作成し、必要なサービスを提供します。

地域ケア会議の推進

会議の運営を通じて地域課題・必要な資源を把握し、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを進めます。

認知症総合支援

認知症地域支援推進員等を配置して、認知症の方や家族を支援するための取り組みを進め、チーム支援体制を作ります。

■認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を白井市高齢者福祉課地域包括ケア推進係内に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。まずは、担当地区の地域包括支援センターにご相談ください。

■成年後見制度の申立費用助成

家庭裁判所に成年後見制度の後見開始、保 佐開始、補助開始の申立をした人で、下記の 要件に該当する場合は、申立費用の助成が受 けられます。

【利用対象者】1.2の両方に該当

1. 申立人の要件

以下のいずれかに該当

- (1) 生活保護を受給している
- (2)活用できる収入、預貯金および即時に 換金可能な資産が乏しく、申立費用の 助成を受けなければ、本人の成年後見 制度の利用が困難な状況にある

2. 本人の属する世帯の要件

以下のいずれかに該当

- (1) 生活保護を受給している
- (2) 申立に要する費用を負担可能な収入、 預貯金および即時に換金可能な資産が ない

【内容】

成年後見制度の申立に要した費用(収入印紙・郵便切手・診断書・鑑定費用など)を助成します。

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎497-3484

障害福祉課

2497-3483

■成年後見制度の報酬助成

本人(成年被後見人等)の収入や財産が十分ではなく、成年後見人等や成年後見監督人等への報酬の負担が困難であると認められる場合、報酬の助成が受けられます。

【利用対象者】

本人の属する世帯が以下のいずれかに該当

- (1) 生活保護を受給している
- (2) 生活保護法による保護の基準から算出した本人の属する世帯の生活保護基準額(各種加算を含む。)に成年後見人等報酬金額を加えた合計金額が、その世帯の収入を超える
- (3) 本人の属する世帯が、収入や預貯金および換金可能な資産から成年後見人等報酬金額を支払うと、生計を維持することが困難になると認められる

【内容】

成年後見人等報酬および成年後見監督人等報酬について、家庭裁判所が審判により付与した額(限度額あり)

限度額(本人の状況)

- (1) 施設入所者 · · · 月額18,000円
- (2) 在宅生活者 · · · 月額28.000円

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

2497-3484

障害福祉課

2497-3483

■お元気みまもり事業

(ひとり暮らし高齢者等見守り事業)

見守りパートナー(住民ボランティア)に よる自宅への訪問又は電話、福祉団体による 電話などにより、利用対象者が元気に過ごし ているかどうかを確認します。

【利用対象者】

市内に在住する高齢者で、原則公的サービスによる週1回以上の自宅訪問がなく、以下のいずれかに該当

- (1)65歳以上の独居高齢者
- (2) 高齢者のみ世帯に属する75歳以上の人
- (3) 日中独居である75歳以上の人

【内容】

見守りパートナー(研修を受講して市に登録した住民ボランティア)による訪問又は電話、ネットワークパートナー(市に登録した福祉団体など)による電話などで、安否を確認します。訪問・電話の頻度は月2回程度です。

【費用負担】なし

【見守りパートナー活動ポイント交付】

見守りパートナーとして訪問活動を行なった場合、1回毎に活動ポイントを交付し、活動ポイントは申請により換金します。見守りパートナー養成研修は、5人以上の住民が集まったら随時実施します。

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎497-3484

在容温祉サービス

■緊急通報装置の貸与

在宅の独居高齢者などが、急病や災害などの緊急時に迅速に救援を求められるよう緊急 通報装置を貸与します。

【利用対象者】

- ・おおむね65歳以上の独居高齢者(日中独居を含む)、高齢者のみの世帯
- ・6か月以上寝たきりとなっている65歳以上の高齢者
- ・身体障害者手帳1・2級を所持している人 で単身世帯の人

【内容】

- ・緊急通報装置(固定型もしくは携帯端末型) を貸与します。
- ・緊急時に、装置のボタンを押すことにより センターが通報を受け、協力員などへ連絡 します。

【費用負担】1か月あたり

市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
300円	150円	無料

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎497-3484

■救急医療情報キットの配布

自宅での怪我や急病で救急要請を行った際、救急隊や病院が迅速に救命活動を行えるよう緊急時の連絡先や持病などを記載し、専用容器に入れて冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」を配布します。

【利用対象者】

- ・65歳以上の独居高齢者(日中独居の方含む)
- ・65歳以上の高齢者のみ世帯
- ・障害者手帳を所持している人

【内容】

救急医療情報キット(救急医療情報キット、 シール、保管容器)を配布します。

【費用負担】

なし

【配布場所】市内の地域包括支援センター、 障害福祉課

■ヘルプカードの配布

ヘルプカードを持ち歩くことにより、支援 や配慮を必要としていることを周囲に理解し てもらうことができます。また、災害時や緊 急時など、ヘルプカードを使って周囲の人に 助けを求めることができます。

【対象】

- ○外見からは援助を必要としている事がわかりにくい方(義足や人工関節、内部障がい、 難病の方、妊娠初期の方、認知症の方など)
- 突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが難しい方
- ○視覚や聴覚の障がいなどで周囲の状況把握 が難しい方
- ○65歳以上の独居高齢者
- ○65歳以上の高齢者のみ世帯

【配布窓口】

市内の地域包括支援センター、障害福祉課 【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

■避難行動要支援者名簿の登録

災害等が起きた時に一人で避難することが 困難な方が登録する名簿です。名簿は災害時 等に活用される他、平時から希望する地域の 団体等に提供され、災害等への備えに活用さ れます。

詳細は48ページを参照ください。

■外出支援サービス

在宅の高齢者などが外出する際に、車いすで乗車できる自動車により市役所、病院などへの送迎を行います。

【利用対象者】

一般の公共交通機関を利用するのが困難で 車いすを使用することにより移動可能な下記 のいずれかの人

- ・要介護3・4・5の高齢者
- ·身体障害者手帳1 · 2級所持者

【内容】

市役所、在宅福祉サービスを提供する施設、 医療機関へ送迎を行います。利用できる回数 は、1人週一回、運行日時は、月曜日から金 曜日の午前8時30分から午後5時で、片道 20km以内です。

【費用負担】片道につき

	市民税 課税世帯	市民税 非課税世帯	生活保護 世 帯
市内	300円	150円	無料
市外	350円	170円	無料

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎497-3484

■高齢者等訪問理美容サービス

在宅の高齢者などの自宅へ理・美容師が訪問し、散髪を実施します。

【利用対象者】

在宅の寝たきりなどの高齢者や重度の心身障がい者で身体の状態などにより自分で、理容院・美容院へ行くことが困難な人

【内容】

高齢者の自宅へ理・美容師が訪問し、散髪をする際に、出張費用の一部を助成します。 利用できる回数は、1人年4回です。

【費用負担】 1 回につき

市民税 課税世帯	市民税 非課税世帯	生活保護世帯
300円	150円	無料

※散髪料金3.000円は自己負担です

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎497-3484

■紙おむつ等の給付

在宅の高齢者などに紙おむつを給付します。

【利用対象者】

- ・要介護認定3・4・5の高齢者等や重度身体障がい者1・2級の人で居宅でおむつを使用している人
- ・本人(18歳未満の者にあっては扶養義務者) が住民税非課税の者
- ※日常生活用具の給付に該当する人は、対象 外です。

【内容】

紙おむつの種類ごとに上限枚数を設定しています。詳細については下記窓口へお問い合わせください。

【費用負担】 無料

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

2497-3484

障害福祉課 給付係 ☎497-3483

■介護支援型短期宿泊事業

在宅の高齢者などを抱える家族が疾病など により、一時的にその高齢者を介護できない 場合に、施設で介護します。

【利用対象者】

65歳以上の人で、介護保険法による要介護 状態になる恐れの高い虚弱な状態にある人お よび緊急の保護が必要な人

【内容】

高齢者または高齢者の介護者が、疾病、冠婚葬祭、虐待などにより、その高齢者が居宅で生活することが困難になった場合に、施設などで一時的に介護します。 利用できる回数は、6か月で7日以内です。

(虐待は20日以内)

【費用負担】1日あたり

市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
530円	260円	無料

※食費・居住費は自己負担です。

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

2497-3484

■福祉タクシー

要援護高齢者等がタクシーを利用した場合乗車料金の一部を助成します。

【対象者】

・要介護2・3・4・5の高齢者等

【利用方法】

- ・市の交付する福祉タクシー券を利用することにより乗車料金の半額を助成します。 (ただし、限度額1,000円)
- ・利用券は1か月当たり3枚(年間36枚) 交付します。ただし申請月により枚数が変わります。
- ※利用できるタクシー業者一覧はタクシー券 交付時にお渡ししています。業者について は下記窓口へお問い合わせください。

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

2497-3484

■福祉車両の貸出

高齢者の社会参加を目的として、福祉車両(リフト付きワゴン車)を貸し出します。

【貸出対象者】

◎市内に住所があり車いすを利用している次

の人

- ・65歳以上の高齢者および高齢者のいる家族
- · 社会福祉団体、社会福祉施設
- ・社会福祉ボランティアなど ※車いすを利用している心身障がい者およびその家族も対象になります(52ページ参照)。

【期間】

1回につき7日間までです。

【費用負担】

- ・貸し出しは無料です。
- ・使用した燃料は返還時に補給してください。 【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

言語がいつまでも元気でいるために

高齢者がいつまでも元気に生きがいをもって暮らせるよう、市では次のような事業を実施しています。

■老人福祉センター

高齢者の日常生活の相談に応じ、健康の増進、趣味の向上など、生きがいづくりを支援する施設です。

【開館時間および休館日】

月曜日から土曜日の午前9時から午後4時30分まで

※日曜日、国民の祝日、年末年始は休館します。

【利用できる人】

市内に住所がある60歳以上の人

【費用負担】

無料

【主な施設】

浴場、集会室、娯楽室、機能回復室、健康相 談室

※浴場の利用時間は午前10時から午後4時 まで

【利用の仕方】

市内在住の60歳以上の人に施設利用券を交付します。

【所在地】白井市清戸766-1 ☎492-2022

■老人憩いの家

市内に2か所整備しています。

【利用できる人】

市内に住所がある60歳以上の人

【開館時間および休館日】

開館時間は、午前9時から午後5時まで 月曜日、国民の祝日、年末年始は休館です。

【利用料】 無料

【施設の所在地】

西白井老人憩いの家	白井駅前老人憩いの家
白井市清水口1-2-1	白井市堀込1-2-2
西白井複合センター内	白井駅前センター内
☎492-1011	☎497-1151



■介護予防等の講座

いつまでも元気で暮らしていくために「運動」「栄養」「認知症予防」等の講座を行っています。

詳しい内容や日程は、「広報しろい」でお 知らせします。

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎497-3484

■しろい楽トレ体操

「しろい楽トレ体操」は、体力に合わせて 重さを調整できるバンドと手首・足首に巻き 付け、歌を歌いながら筋力アップを目指す体 操です。

65歳以上の人、5人以上により結成されたグループであれば、体操の実施が可能です。 詳細については、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎497-3484

■高齢者就労指導センター

高齢者の就労に必要な技能の修得、教養の向上を図るため講習会などを開催しています。

【利用できる人】

市内に住所のある60歳以上の人

【開館時間】

午前9時から午後5時まで

【休館日】

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

【講習会の内容】

植木の剪定、パソコンの操作、網戸・障子の 張替えなどの講習会を開催しています。 ※参加費用は、無料です。

【講習会の申込先】

白井市清戸765-2

高齢者就労指導センター ☎498-1717

■シルバー人材センター

働く意欲をもつ高齢者に、日常生活に密着 した臨時的かつ短期的な仕事を提供し、高齢 者の就業機会の拡大を図ります。

【会員になるには】

市内在住のおおむね60歳以上で、心身ともに健康で働く意欲のある人

【入会の手続】

人材センターに直接申し込んでください。

【主な仕事】

公園の清掃、樹木の剪定、障子張り、施設の 管理、毛筆筆耕など

【所在地】

白井市清戸765-2高齢者就労指導センター内白井市シルバー人材センター ☎498-1717

■高齢者クラブ

高齢者が、老後の生活を健全で豊かなものにするため社会奉仕活動や生きがいと健康づくりに係る各種活動を行っている団体です。

【組織】

単位高齢者クラブをつくるには、次の要件が 必要となります。

- ①会員の年齢は、おおむね60歳以上です。
- ②運営は、会員により自主的に行われ、活動費として、会費を徴収すること。
- ③クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行い、相当数の会員が常時参加すること。

【活動内容】

美化などの社会奉仕活動、スポーツ大会など の健康づくり活動、その他地域との交流を図 ります。

【会費】

クラブごとに決定しています。

【窓口】高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎497-3484

■介護支援ボランティア

介護支援ボランティア制度とは、65歳以上の人が介護支援ボランティア活動により、社会貢献することを奨励および支援し、社会参加活動を通して高齢者自身の介護予防を目指すことを目的としています。この制度は、ボランティア活動実績に応じて、評価ポイントが得られ、そのポイントを換金し交付金として受け取ることができます。

【対象者】市内在住の65歳以上の人 (介護保険第1号被保険者)

【窓口】白井市ボランティアセンター

2492-5716

後期高齢者医療制度

この制度は、高齢者の誰もが安心して医療を受けることができるよう、高齢者と現役世代の医療費負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うためのもので、75歳以上の方(申請により、一定の障がいがあると認められた65歳以上の方)が加入する公的医療保険(健康保険)です。

運営は、千葉県後期高齢者医療広域連合が行い、市では保険料の徴収および窓口での各種申請・届出などの受付を行います。

【対象者】

- ・75歳以上の人
- ・65歳以上75歳未満の人で次に掲げる障がいのある人(加入には申請が必要です。手帳を持参してください)
- ①身体障害者手帳1~4級に該当する人 (4級については、政令で定めるものに該 当する場合に限ります)
- ②精神保健福祉手帳1・2級に該当する人
- ③療育手帳A, Aの1, Aの2に該当する人
- ④国民年金証書1,2級(障害基礎年金等) に該当する人

【窓口】保険年金課 保険税係

2401-3918

■保険料

後期高齢者医療制度の加入者は全員、保険料を負担します(年度の途中で加入者となった場合、加入の月から月割分となります)。 (1)算定方法

保険料は、つぎの合計額となります。

- ●「均等割額」 一人当たり43,400円
- ●「所得割額」加入者の所得に応じて算定した額(所得割率8.39%)

保険料は要件に該当した場合、軽減措置があります。

詳細は担当課まで問い合わせてください。(2)納付方法

次の2通りの方法があります。 原則として特別徴収となります。

- ●特別徴収 公的年金からの「引き落とし」による納付のことです。
- ●普通徴収 納付書や□座振替による納付の

事です(特別徴収の要件に該当しない場合や年度途中で被保険者になった場合など)。

※特別な理由がなく保険料を滞納したときには、通常より有効期限の短い短期被保険者 証が交付されます。

また、滞納が1年以上続いた場合には、被保険者証を返納していただいた上で、資格証明書が交付される場合があります。

【窓口】保険年金課 保険税係

2401-3918

■給付内容

①医療の給付

医療機関(病院・薬局など)で、被保険者証を提示して医療(診療・投薬など)を受けた場合、医療機関の窓口での本人負担が、かかった医療費の1~3割となります(81ページ【負担割合の判定基準】参照)。

また、入院時の食事代や療養病床入院時の 食事代・居住費については83ページ【入 院時の食事負担】・【療養病床に入院した とき】を参照ください。

②療養費の給付

●高額療養費

1か月の医療費の本人負担額の合計が、自己負担限度額(82ページ【高額療養費の支給】 参照)を超えた場合は、超えた額を高額療養費として支給します(保険診療の医療費に限ります)。

●高額介護合算療養費

8月から翌7月までの1年間に世帯で医療費(保険診療に限る)と介護保険サービス利用費の自己負担額を合計した金額が、自己負担限度額(82ページ【高額介護合算療養費の支給】を参照)を超えた場合は、超えた額を高額介護合算療養費として支給します。

●その他の療養費

下記のような場合には、申請により内容を審査した上で、療養費を支給します。

- ・遠隔地などでやむを得ず被保険者証を提示 せずに医療を受け、本来の負担割合以上の 額を支払った場合
- ・医師が認めた治療装具代(コルセットなど) を支払った場合
- ・やむを得ず医師および広域連合が必要と認

めた移送費を支払った場合

- ※このほかの事例や申請に必要な書類など詳細については、問い合わせてください。
- ③葬祭費の支給

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った 人(喪主)に葬祭費として50,000円が支 給されます。

申請の際には、被保険者証・喪主名義の振 込先のわかるもの・葬祭を行ったことがわ かるもの(葬儀の領収証や会葬礼状など) を持参してください。

●亡くなった方の高額療養費の支給

亡くなった方が高額療養費に該当している 場合、相続人代表の方に高額療養費を支給し ます。

申請の際には、印かん・相続人代表の方名 義の振込先がわかるものを持参してください。

【窓口】保険年金課 保険年金係

2401-3942

◆交通事故に遭ったら

後期高齢者医療制度の加入者が、交通事故など第三者の行為によってけがをしたり病気になった場合、その治療費は原則加害者が全額負担することになっていますが、届け出をすることによって保険証を使って診療を受けることができます。この場合、広域連合が一時的に医療費を立替払いし、あとで加害者に請求します。

この場合、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

【窓口】保険年金課 保険年金係

2401-3942

■人間ドック・脳ドック助成

人間ドック、脳ドックの検査を受けるとき、 それぞれ受検費用の1/2の額を助成します。 (限度額1万円)

※受検する前に保険年金課へ申請をお願いし ます。

【対象者】

白井市に在住で、後期保険料(納期到来分) を完納している者

【申請に必要なもの】

保険証・医療機関と検査日を確認できるもの

- ※医療機関の指定はありませんが、保険医療の対象で受けた場合は助成の対象になりません。
- ※受検費用は医療機関によって異なります。
- ※表1の医療機関で受検する場合には現物給付(あらかじめ市からの助成金額を差し引いた費用を医療機関に支払う)となります。申請時には受検するコース名とオプションを控えてくるようお願いします。

表 1

(現物給付対象医療機関)

医療機関名	受検種別	
区僚((民))	人間	脳
白井聖仁会病院	0	0
北総白井病院	0	0
柏健診クリニック	0	0
鎌ケ谷総合病院	0	0
東邦鎌谷病院	0	0
国際医療福祉大学 成田病院	0	0
セコメディック病院	0	0

【窓口】保険年金課 保険年金係

2401-3942

千葉県後期高齢者医療広域連合

T263-0016

千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内

- ◆保険料・被保険者の資格について 資格保険料課 ☎043-308-6768
- ◆医療の給付などについて 給付管理課 ☎043-216-5013
- ◆制度の運営・広報・議会について 総務課 ☎043-216-5011 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く9時か ら17時

【届出が必要な場合】

届出事由	必要なもの	窓口
転入・転居・転出・ 世帯変更・氏名変更等	・被保険者証(転入は除く) ・負担区分証明書 (他の広域連合からの転入の場合)	市民課で所定の 手続きをした後 保険年金課へ
死亡	・被保険者証	
障がい認定	・現在加入している健康保険の保険証 ・障がいの程度がわかるもの (身体障害者手帳等)	保険年金課
被保険者証再発行	・本人確認書類 (運転免許証・パスポートなど) ・被保険者証(汚損、破損の場合)	保険年金課 ※本人確認ができない場合は即日で発行できないことがあります。
生活保護を受けはじめたとき	・被保険者証 ・保護開始決定通知書	
生活保護を受けなくなった とき	・保護廃止決定通知書	保険年金課
外国籍の人が加入したとき	・在留カード	
外国籍の人が脱退したとき	・被保険者証 ・在留カード	

[※]届出には対象となる方のマイナンバー(個人番号)が必要となります。

【負担割合の判定基準】

所得区分	判定基準	負担割合
現役並み 所得者 I II III	市民税の課税所得(課税標準額)が145万円以上の後期高齢者 医療被保険者が同一世帯にいる人 ※ただし、後期高齢者医療被保険者の収入の合計が、2人以上 の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると き、または、年収383万円以上であっても同一世帯に属する 70歳から74歳の人も含めた年収が520万円未満であるとき は、申請により1割負担となります。	3割
一定以上所得のある方	市民税の課税所得(課税標準額)が28万円以上の後期高齢者医療被保険者が同一世帯にいる人で年金収入とその他の合計所得金額が被保険者 1 人の場合200万円以上、2 人の場合320万円の人	※ 2 割
— 般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人	
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の人	
低所得者 I	世帯全員が住民税非課税で、各種所得から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた額が0円となる世帯の人	1 割

^{※2}割負担の導入は令和4年10月1日からとなります。

高額介護合算療養費の支給

下表の限度額を超えた部分が、申請により払い戻されます。該当する場合は通知します。申請の際には、被保険者証、本人名義の振込先のわかるものを持参の上、手続きをしてください(一度申請すると、次回より該当した場合は指定の金融機関に自動的に振り込まれます)。

自己負担限度額(月額)

区分		外来 (個人単位)	(世帯田位)		
現	Ⅲ(課税所得	252,6	00円+(医療費-842,000円)×1%		
役	690万円以上)	1年以内に4	回以上受ける場合は、4回目以降は140,100円		
役 690万円以上) 1 年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は140, Ⅲ (課税所得 167,400円+ (医療費-558,000円) × 1 % 380万円以上) 1 年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は93,000円					
所	380万円以上)	1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は93,000円			
得者	I(課税所得	80,10	00円+(医療費-267,000円)×1%		
者	145万円以上)	1年以内に4	回以上受ける場合は、4回目以降は44,400円		
		18,000円	57,600円		
一般		(年間上限:	1年以内に4回以上受ける場合は、4回目		
		144,000円)	円) 以降は44,400円		
低所得者Ⅱ 8,000円		8,000円	24,600円		
低所得者 I 8,000円 15,000円			15,000円		

下表の限度額を超えた部分が、申請により払い戻されます。該当する場合は通知します。申請の際には、被保険者証、本人名義の振込先のわかるものを持参の上、手続きをしてください。

自己負担限度額(年額:毎年8月から翌年7月)

区 分	医療+介護
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円
現役並み所得者 II (課税所得380万円以上)	141万円
現役並み所得者 I (課税所得145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者 I	19万円

※低所得者 I で、介護保険の受給者が複数いる世帯は、限度額適用方法が異なります。

1食あたり

現役並み所	460円※	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	160円
低所得者 I		100円

- ※所得区分が I・Ⅱ以外の指定難病の方、所得区分が一般の方で平成28年4月 1日時点で既に1年を超えて継続して精神病床に入院している方(合併症等 により転退院した場合で、同日内に再入院する方を含む)は、260円。
- ※低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。また、低所得者Ⅱの人で、申請月から過去1年の間に90日を超える入院がある場合は申請により160円となります。
- ◎該当する場合は、被保険者証を持参の上、申請手続きをしてください。

受けたとき

養病床に入院したとき

訪問看護に要する費用の1割(現役並み所得者は3割)。 在宅介護を受ける必要があると医師が認め、訪問介護ステーションを利用 した場合は、かかった費用の1割(現役並み所得者は3割)を負担します。

所得に応じて次の費用を自己負担

区 分	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)
現役並み所得者および一般	460円	370円
低所得者Ⅱ	210円	370円
低所得者I	130円	370円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※入院医療の必要性が高い状態が継続する患者および回復期リハビリテーション病棟に入院している患者については、入院時の食事負担と同額の食材料費相当を負担します。



国民健康保険・年金

国民健康保険

国民健康保険は、加入者(被保険者)の方が、病気や思いがけないケガなどをしたときに、安心して治療が受けられるよう、加入者の皆さんが税金(国民健康保険税)を出し合い、国と県からの補助金等を合わせて、医療費の給付などにあてる社会保険制度です。平成30年度から、「国民健康保険の広域化」が実施されたことにより、千葉県も国民健康保険の保険者となり、国民健康保険の運営に中心的な役割を担うこととなりました。(これまでどおり各種申請の受付や、賦課徴収の業務は白井市で行いますので、制度改正による手続きは必要ありません。)

◆国民健康保険に加入する人

わが国では、誰もが安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。

職場の医療保険(健康保険・共済組合・船員保険など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入します。

なお、次に該当する人は、現在加入している医療保険を脱退して、千葉県後期高齢者医療制度に移行します。

- ●75歳以上の人
- ●65歳から74歳の人で、申請により一定の 障がいがある人で、後期高齢者医療広域連 合の認定を受けた人

【加入や脱退の届け出】

加入や脱退、または家族に異動があった場合、世帯主は必ず14日以内に届け出なければなりません(次ページの表参照)。



◆国民健康保険税 (国保税)

国保税は、国民健康保険の資格の発生した月から月割で計算されます。

(1) 算定方法

国保税の算定は、下表 [国民健康保険税の算定方法] の合計額となります。

(2)納付方法

納付方法は普通徴収と特別徴収があります。

普通	納付書による納付のことです。(口座
徴収	振替やコンビニでの納付ができます)
特別徴収	公的年金からの「引き落とし」による 納付の事で、要件に該当した場合適用 されます。

※国保税を滞納した場合

特別な理由がなく国保税を滞納したときには、通常より有効期限の短い「短期保険者証」が交付されます。

また、滞納が1年以上続いた場合には、保 険証を返納していただいた上で、「資格証 明書」が交付される場合があります。

「資格証明書」で医療機関を受診した場合は、医療費が全額(10割)負担となります。

〔国民健康保険税の算定方法〕

医療保険分(0歳~74歳)	・所得割額 基礎控除後の所得×7.03% ・均等割額 世帯内の加入数×26,300円 ・平等割額(1世帯)30,300 円		
	・最高限度額 650,000円		
後期高齢者 支援金分 (0歳~74歳)	・所得割額 基礎控除後の所得×2.10% ・均等割額 世帯内の加入数×4,300円		
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・最高限度額 200,000円		
介護保険分 (40歳~64歳)	・所得割額 基礎控除後の所得×1.42% ・均等割額 世帯内の加入者数×11,400円		
	・最高限度額 170,000円		

※基礎控除後の所得とは前年の加入者のそれ ぞれの所得から基礎控除43万円を引いた 金額です。

保険税は、要件に該当した場合、軽減措置があります。

【窓口】保険年金課 保険税係 ☎401-3918

【国民健康保険で届出が必要な場合】

	こんなとき	必 要 な も の
国保	他の都道府県から転入したとき	転出証明書、運転免許証・パスポート 等写真付きの本人確認ができるもの
に加加	他の健康保険などを脱退したとき	健保の資格喪失証明書
人	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
入するとき	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証
き	外国籍の人が加入したとき	在留カード
	他の都道府県に転出したとき	保険証
す る 保	他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証
とを	生活保護を受けはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証
き脱退	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証
	外国籍の人が脱退したとき	在留カード、保険証
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
その他	保険証をなくしたり、汚して使えなくなった とき	運転免許証・パスポート等写真付の本 人確認ができるもの、保険証
	修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	在学証明書、保険証

※届出には世帯主および対象となる方のマイナンバー(個人番号)が必要となります。

【窓口】保険年金課 保険税係 ☎401-3918

■国民健康保険で受けられる給付

◆療養の給付

病気やけがをした時に、病院などの窓口に、保険証を提示することで、診療・調剤などの医療費が2割から3割の支払いになります。

<自己負担割合>

区分	負担割合
70歳以上	2割または3割
義務教育就学以上~69歳	3割
義務教育就学前	2割

◆療養費の支給

86ページの表のようなときには、医療費はいったん全額自己負担となりますが、保険年金課の窓口へ申請し、審査(千葉県国民健康保険団体連合会が審査します)で決定すれば自己負担分を除いた金額が療養費として支給(払い戻し)されます。

『国民健康保険で受けられる給付と手続き』

項目	こんなとき	手続きおよび必要なもの
給療付養の	病気やけが、歯の治療を受ける とき	国保を取り扱う病院・医療機関の窓口へ保険証を 提出
	やむを得ない理由で保険証を持 たずに診療を受けたとき	保険証、領収書、診療報酬明細書 (レセプト)、世 帯主の振込先がわかるもの
	手術などで輸血に第三者の生血 を用いて生血代を支払ったとき	保険証、医師の診断書、世帯主の振込先がわかる もの、輸血用生血液受領証明書、血液提供者の領 収書
	コルセット、ギプスなどの補装 具をつくったとき	保険証、医師の証明書、明細のわかる領収書、世 帯主の振込先がわかるもの
療養費の支給	骨折、捻挫などで柔道整復師の 施術を受けたとき	保険証、明細のわかる領収書、世帯主の振込先が わかるもの
	はり・灸・マッサージなどの施 術を受けたとき	保険証、医師の同意書、明細のわかる領収書、世 帯主の振込先がわかるもの
	海外渡航中に病院受診したとき (診療目的の渡航の場合は支給 されません)	保険証、診療内容明細書と領収明細書(外国語で作成されている場合は日本語の翻訳分が必要です)、パスポート、調査に関わる同意書、世帯主の振込先がわかるもの
	移送費がかかったとき(病気や ケガなどで移動が困難な人が、 医師の指示によりやむをえず移 送に費用がかかったとき)	保険証、医師の意見書、領収書、世帯主の振込先 がわかるもの

項目	こんなとき	手続きおよび必要なものおよび支給内容		
出産育児一時金	加入者が出 産したとき (妊娠85日 以降の出産 でをも含む)	出産育児一時金直接支払制度を利用する場合		出産育児一時金直 接支払い制度を利 用しない場合
		出産前に、被保険者が病院、助産所との間で出産育児一時金の支給および受取りに関する代理契約を結ぶことによって、出産費用のうち出産育児一時金の額40万8千円(産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産の場合42万円)を白井市国保から病院や助産所に直接支払う制度です。この制度を利用すると、病院等の窓口での支払額が、出産費用のうち直接支払う分を差し引いた金額となるので、経済的負担が軽減されます。		医療機関等との合 意文書、医療機関 から発行された領 収書・明細書、母 子健康手帳、保険
		出産費用が一時金の支給額以上	出産費用が一時金の支給額未満	証、世帯主の振込
		市役所での給付の手続きはあり ません	医療機関等との合意文書、医療 機関から発行された領収書・明 細書、母子健康手帳、保険証、 世帯主の振込先がわかるもの	先がわかるもの
葬祭費	加入者が 亡くなった とき	葬祭を行った人(喪主)に葬祭 葬祭を行ったことがわかるもの 行った人の振込先がわかるもの	費5万円が支給されます。 (葬儀の領収証や会葬礼状など)	、保険証、葬祭を

【窓口】保険年金課 保険年金係 ☎401-3942

項目	こんなとき	手続きに必要なものおよび支給内容	
	医療機関や薬局の窓口で支払った保険診療分の医療費が、月の初めから終わりまでで、一定額(自己負担限度額)を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。自己負担限度額は、所得によって異なります。 [70歳未満の人の自己負担限度額]	保険証、領収書の写し、世帯主の振込先がわかるもの ※該当者には、申請通知(診療月の2~3 か月後)を送付します(入院、外来は別計算で、入院中の食事代や差額ベット代	
高	所得区分 (住民税) 自己負担限度額 年3回目まで 年4回目以降 252,600円+(医療	などは対象外です)。 ※保険税係へ申請し(必要なもの:保険証)、 「限度額適用認定証」の交付を受け、医 療機関窓口へ提出すると、支払いが自己	
高額療養費の支給	901万円超	負担限度額までになります(保険税完納 が条件)。 ※特定の病気で厚生労働大臣が指定したも の(血友病、人工透析治療を必要とする	
の支給	210万円以下 ×1% 80,100円+ (医療	慢性腎不全及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)については、保険税係へ申請し(必要なもの:保険証)、「療養受療証」の交付を受け、医療機関	
	210万円以下57,600円44,400円エ住民税非課税世帯35,400円24,600円オ所得とは、総所得金額等から基礎控除額(43万円)を	窓口へ提出すると、1万円(「慢性腎不全」 で人工透析を要する70歳未満の上位所得 者については2万円)で受診できます。	
	引いた額。 ※70歳以上の人の高額療養費限度額は85ページの表を 参照。		
高額	年間(8月から翌年7月)の医療費(保険診療に限る)が高額になった世帯で、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険両方の自己負担限度額を合算して、自己負担限度額を超えた分が申請により高額介護合算療養費として支給されます。 [自己負担限度額]		
高額介護合算療養費の支給	現 課税所得690万円以上 212万円 役 課税所得380万円以上 141万円 以 み 課税所得145万円以上 67万円 上 一般 56万円		
登費の支給	人 低所待者II 31万円 低所得者 I 19万円 70 所得901万超 212万円		
n+H	蔵 所得600万円超901万円以下 141万円 141万円 141万円 141万円 67万円 67万円 141万円 60万円 60万円 141万円 60万円 141万円 60万円 6		
入院中の	住氏祝非課祝世帝、低所 認定証」の交付を受け、医 得者Ⅱ・Ⅰの人が入院し、 1 食につき460円が210円	もの:保険証)、「限度額適用・標準負担額減額 療機関の窓口に提出してください。標準負担額 (ただし、過去1年間の入院日数が90日を超えて に、低所得者Iは100円に減額されます。	
脳ドック助成人間ドック・	保険証、医療機関と検査日を確認できるもの ※受検する前に保険年金課へ申請をお願いします。 人間ドック、脳ドックの 検査を受けるとき ※白井市国民健康保険に 加入している満40歳から74歳までの人で国保 税(納期到来分まで)を完納していること 「大きのとの情報を関いていること 「大きのとのなどのでは、 を存機関で受検する場合には現物給付(あらかじめ市からの助成金額を差し引いた費用を医療機関に支払う)となります。申請時には受検するコース名とオプションを控えてくるようお願いします。 「医療機関名 受検種別 日井聖仁会病院 日井聖仁会病院 日井聖仁会病院 日井聖仁会病院 日井聖仁会病院 日井聖仁会病院 日井聖仁会病院 日井聖仁会病院 日井聖仁会病院 日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日		

区分	給付の内容			
	所得に応じて次の費用を自己	負担		
 療養病床に入院	区分	食費(1食当たり)	居住費(1日当たり)	
する65歳以上の	現役並み所得者および一般	460円	370円	
	低所得者Ⅱ	210円		
人の自己負担額	低所得者 I	130円		
(国民健康保険)	※入院医療の必要性が高い状態 入院している人については、			

『高額療養費70歳以上の方の限度額』

	所得区分	外来 (個人単位) [A]	外来+入院 (世帯単位) (世帯単位)	
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得 690万円以上)		252,600円+(医療費-842,000円)×1% 以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は140,100円	
	Ⅱ (課税所得 380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1 % 1 年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は93,000円		
	I(課税所得 145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は44,400円		
一般		18,000円 (年間上限:144,000円)	57,600円 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は44,400円	
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得者 I		8,000円	15,000円	

70歳以上の人は外来でかかった自己負担額を外来(個人単位)回に適用後、世帯で世帯単位の限度額回を適用します。入院での負担は、世帯単位の限度額回までとなります。

◆交通事故に遭ったら

国民健康保険の加入者が、交通事故など第三者の行為によってけがをしたり病気になった場合、その治療費は原則加害者が全額負担することになっていますが、届け出をすることによって保険証を使って診療を受けることができます。この場合、国民健康保険が一時立替え払いをし、あとで加害者に請求します。必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

【窓口】保険年金課 保険年金係

2401-3942

国民語

国民年金制度は、国の社会保障制度の一つで、高齢者になったときや、病気やけがなどで障がい者になったときに備えて加入します。

現役世代が保険料を支出し、高齢者世代を支えるしくみになっています。

◆国民年金に加入する人は

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に必ず加入しなければなりません。

【任意加入】

次の人でも希望すれば加入できます。

- ・60歳以上65歳未満の人
- ・海外在住の20歳以上65歳未満の日本国籍の人
- ・60歳未満の人で、老齢(退職)年金を受けている人
- ・65歳に達しても受給資格が足りない人 (70歳まで加入できます)

【被保険者(加入者)の種類は3種類です】

第1号	学生、フリーアルバイター、自営 業、自由業、農林漁業従事者など
被保険者	厚生年金や共済組合の加入者に扶 養されていない配偶者
第2号 被保険者	サラリーマンなど厚生年金保険の 被保険者本人、共済組合の組合員
第3号 被保険者	厚生年金保険や共済組合の加入者 に扶養されている配偶者

◆こんなときは届け出を

国民年金の資格を取得したときや喪失した とき、住所や氏名等の変更があるときに届け 出を忘れると、将来、年金が受けられない場 合がありますので、必ず届け出てください。

◆保険料の納付

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低10年分以上の保険料を納めることが必要です。

保険料の納付は銀行や郵便局、コンビニエ ンスストア等、全国どこでも納付できます。 納付案内書で納める他に、指定の口座から引 き落とす口座振替やクレジットカードによる 決済もあります。

納付期限はその月の翌月末です。一括納付する場合は保険料の割引が受けられます(前納制度)。納付期限後でも2年以内であれば納付できます(追納)。

■国民年金保険料の免除制度

第1号被保険者は、保険料を納めなければなりませんが、世帯(本人、配偶者、世帯主)の収入が少なく納められないときは、保険料の納付を「免除」する制度がありますので、未納のままにせず、相談してください。

全額免除と3種類の一部納付(免除)の区分があります。

【申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎 年金番号通知書)
- ・委任状(代理人が申請する場合)
- ※承認された期間の取り扱いは次のとおりです。
- ①将来受ける基礎年金の受給資格期間として 合算されます。
- ②免除を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること(追納加算金あり)ができます。

【窓口】保険年金課 保険年金係

2401-3942

■国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

第1号被保険者が平成31年2月1日以降に出産を行った際に、出産前後の一定の期間の保険料の納付が免除される制度が平成31年4月から始まりました。なお、出産とは、妊娠85日以上の出産(死産、流産、早産を含む)をいいます。

免除される期間は出産予定日又は出産日が 属する月の前月から4カ月となります。

- ※多胎妊娠の場合は免除される期間が3カ月前から6カ月となります。
- ※産前産後の免除期間は保険料を納付した期間とみなされます。

【申請に必要なもの】

- · 年金手帳(基礎年金番号通知書)
- · 母子健康手帳(出産前)
- ・親子関係を明らかにする書類(出産後に被 保険者と子が別世帯の場合)

・委任状(代理人が申請する場合)

【窓口】保険年金課 保険年金係

2401-3942

■納付猶予制度

納付が困難な50歳未満の人は、本人(配偶者も含む)の前年の所得額が一定以下の場合、保険料の納付を「猶予」する「納付猶予」があります。

【申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎 年金番号通知書)
- ・委任状(代理人が申請する場合)

【窓口】保険年金課 保険年金係

2401-3942

■学生納付特例制度

在学中で、本人の前年度の所得額が一定以下の場合、保険料の納付を「猶予」する「学生納付特例」があります。

【申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎 年金番号通知書)
- ・学生証(在学期間がわかるもの)
- ・委任状(代理人が申請する場合)

【窓口】保険年金課 保険年金係

2401-3942

■老齢基礎年金

10年以上(免除期間を含む)保険料を納めた人が、65歳になってから受けられる年年金です。

◆年金を受けるためには

下記の期間を合算して、原則10年以上の期間が必要です。

- ※平成29年8月までは25年以上でした。
- ①保険料を納めた期間
- ②免除を受けた期間
- ③任意加入できる人が、加入しなかった期間
- ④昭和36年4月以降の厚生年金の期間

【老齢基礎年金の満額】(令和4年度の額) 777.800円(年額)

【老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ請求】

老齢基礎年金は希望により60歳から75歳までの間で繰上げ・繰下げ請求ができます。

繰上げ請求の場合は月ごとに0.4%ずつ減額され、繰下げ請求の場合は月ごとに0.7%ずつ増額されます。

ただし、繰上げ請求の場合は次のような点に 注意してください。

- イ)減額率は一生変わりません。
- □)遺族年金と老齢基礎年金は65歳までいずれか一つの年金になります。
- ハ) 障がい者になっても障害年金は受けられ ません。
- 二) 寡婦年金は受けられません。

■障害基礎年金

国民年金に加入中に病気やけがなどによって障がい者になったときや、20歳以前の病気やけがなどによって障がい者になった場合に受けられる年金です。

◆年金を受けるためには

- ①障がいの原因となった病気やけがではじめて医師の診療を受けた日(「初診日」)に被保険者であるとき、または日本国内に住所があり、20歳前か60歳以上65歳未満のときに初診日があるとき(老年基礎年金は未請求)
- ②初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に治った場合はその日 (「障がい認定日」)の障がいの程度が、国 民年金法で定める1級または2級であること
- ③初診日の属する月の前々月までに、被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、または令和8年3月31日以前であって、初診日の前々月までの1年間保険料の滞納がないこと
- ※20歳前に初診日がある場合は、納付要件はありません。

【障害基礎年金の年金額】(令和4年度の額)

1級障害	972,250円
2級障害	777,800円

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳未満(障がい者は20歳未満)の子があるときは、次の額が加算されます。

1人目・2人目	各 223,800円
3人目以降	各 74,600円

■遺族基礎年金

国民年金加入者または受給資格期間を満たした人が亡くなったとき、その人といっしょに生活をしていた子のある配偶者または子が受けられる年金です(子が18歳、障がい者は20歳を迎えた年の3月まで支給)。

◆年金を受けるためには

①亡くなった人が国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し60歳以上65歳未満であること

(老齢基礎年金は未請求)

- ②亡くなった人の老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上あること
- ③亡くなった月の前々月までに、被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あることまたは、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと(令和8年3月31日まで)

【遺族基礎年金の年金額】(令和4年度の額)

①子のある配偶者が受ける年金の額 遺族基礎年金の額は、基本額に子の加算額 を加えた額です。

子ども の数	基本額	加算額	年額
1人のとき	777,800円	223,800円	1,001,600円
2人の とき		447,600円	1,225,400円
3人の とき		522,200円	1,300,000円

注: 4人以上のときの加算額は、3人のときの額に1人につき74,600円を加算した額となります。

②子が受ける年金の額

遺族基礎年金の額は、受給権のある子が1 人のときは基本額、また子が2人以上のとき は基本額に2人目以降の子の数に応じた加算 額を加えた額です。

子ども の数	基本額	加算額	年額
1人のとき	777,800円		777,800円
2人の とき		223,800円	1,001,600円
3人の とき		298,400円	1,076,200円

注:4人以上の時の加算額は、3人のときの額に1人につき74,600円を加算した額となります。

■第1号被保険者の独自給付

◆付加年金

定額保険料に付加保険料(400円/月)を 上乗せして納めることで、受給する年金額を 増やせます。

付加年金額(月)=200円×付加保険料納付 月数

◆寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金を受ける資格のある夫が、年金を受けないで亡くなった場合、10年以上婚姻関係にあった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。

年金額は、夫が受給できた老齢基礎年金の4分の3の額になります。妻が老齢基礎年金を 受給している場合は支給されません。

◆死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が国民年金を受けずに亡くなった場合に、支給されます。

【死亡一時金の支給額】

保険料納付済期間	金 額
3~15年未満	120,000円
15~20年未満	145,000円
20~25年未満	170,000円
25~30年未満	220,000円
30~35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

■特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったために、病気やけがなどで重い障がいを 負って障害年金を請求できなかった人に支給 されます。該当する場合は請求した月の翌月 分から支給されます。

◆給付金を受けるためには

下記のうち、当時任意加入していなかった期間に病気やけがなどで最初に病院で診断を受け、65歳到達の前日までに、障害基礎年金1級または2級に該当する障がいを負っていること

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・各共済組合加入者)の配偶者

■年金生活者支援給付金制度

年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給する制度です。消費税率が8%から10%に引き上げとなる令和元年10月1日から制度が施行されました。

◆給付金を受けるためには

支給要件(前年の所得等)を満たした上で、 請求手続きを行う必要があります。

【問い合わせ】

船橋年金事務所 ☎047-424-8811

■国民年金の特典

◆物価スライド制

物価が変動すれば年金もスライドし、年金 価値が維持されます。

◆全額社会保険料控除

納めた保険料は、年末調整や確定申告の時 に全額社会保険料控除となります。

【問い合わせ】

船橋年金事務所 ☎047-424-8811 保険年金課 保険年金係 ☎401-3942

■国民年金基金制度

自営業者などが、サラリーマン並のゆとり のある老後を過ごすことができるように、掛 金に応じた年金を支払う制度です。

これにより、国民年金も厚生年金などのように2階建てになり、より豊かな老後の生活設計が可能となります。

【国民年金基金の有利な特典】

- ①掛金は、全額社会保険料控除の対象になります。
- ②受給する年金は公的年金等控除が適用されます。

【加入できる人】

国民年金の第1号被保険者(自営業、自由業などの人および学生で、20歳以上60歳未満の人)で、国民年金保険料を納めている人です(付加年金との同時加入はできません)。

【問い合わせ】

千葉県国民年金基金 ☎043-221-6370

60120-65-4192



就労・生活の支援

就勞支援

■無料職業紹介

求職者に対する職業紹介および求人者への 求職者の紹介などを行っています。

【開設日時】

毎週月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時(受け付けは午後4時まで)(下午~午後1時は昼休憩)

【場所】白井市役所 本庁舎 2 階 無料職業紹介所

【窓口】産業振興課 商工振興係

☎492-1111 (市役所代表)

■公共職業訓練

雇用保険受給資格者等求職中の方で再就職を目指す人は無料(テキスト代は実費負担)で訓練を受けることができます。訓練を受けるには、公共職業安定所の受講指示または推薦等が必要です。

訓練コース例:CAD、OA事務など

期間:3か月~2年

【相談日時】

毎週月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分

【相談場所】船橋公共職業安定所(第2庁舎) 〒273-0005 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル

2047-420-8609

■トライアル雇用

企業に短期間(原則として3か月間)雇用され、期間中に労働者と事業主とで業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、期間終了後に引き続き常用雇用に移行されるかが決まる制度です(企業の求める要件に達していないなど、常用雇用に移行されない場合もあります)。

トライアル雇用期間中も企業より賃金が支払われ、一定の要件を満たせば、企業にも奨励金が支給されます。

【対象者】

・45歳以上の中高年齢者

- ・45歳未満の若年者等
- ・母(父)子家庭の母(父)等
- ・55歳未満のニートやフリーター等
- ・季節労働者
- ・障がい者
- · 中国残留邦人等永住帰国者
- · 日雇労働者
- · 住居喪失不安定就労者
- ・ホームレス
- · 生活保護受給者 · 生活闲窮者

【相談日時】

毎週月曜日~金曜日(祝日·年末年始を除く) 午前8時30分~午後5時15分

【相談場所】船橋公共職業安定所(第2庁舎) 〒273-0005 船橋市本町2-1-1

船橋スクエア21ビル

2047-420-8609

■労働相談

賃金、労働時間、解雇などの労働問題全般 についての相談を受けます。

【相談時間】

毎週月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後8時(午後5時以降は電話相談のみ)

【相談場所】千葉県労働相談センター 千葉市中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎2階)

2043-223-2744

■障害者職業相談

求人情報提供、求職相談などを行っています。また、公共職業訓練施設などの情報提供 も行っています。

【相談日時】

毎週月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分

【相談場所】船橋公共職業安定所(第2庁舎) 〒273-0005 船橋市本町2-1-1

船橋スクエア21ビル

2047-420-8609

■障がい者就労支援

市では、障がい者の就労の促進を図るため、 就労支援を行っています。

一人で就職活動等が出来ない障がい者を対象 に専任の相談員が相談を受け、障がい者の就 労に関する情報の提供、企業や公共職業安定 所等への同行のほか、就職先の企業に定着す るための支援などを行ないます。

相談は無料です。

【窓口】障害福祉課 就労支援員

2497-3497

◆障がい者就労相談

【日時】毎週水曜 10時から16時 *要予約 予約先: ☎497-3497

■障害者職場実習奨励金

障がい者福祉施設、特別支援学校の紹介により、市内に居住する障がい者を職場実習に5日以上、かつ、1日の実習時間が4時間以上で受け入れた事業主に障害者職場実習奨励金を交付します。

【奨励金の交付額】

障がい者1人につき2万円

【窓口】障害福祉課 ☎497-3483

生活の支援

■生活保護

私たちの一生の間には、さまざまな事情のために生活が苦しくなって、どうにもならなくなるときがあります。このようなときに、困っている状況や程度に応じて、最低限度の生活を保障しながら、一日も早く自分たちの力で生活できるように支援するのが、生活保護の制度です。

家族全員で協力し、次のようなあらゆる努力をしても、自分たちで生活することができないときは、生活保護を受けることができます。

- ①働ける人は、能力に応じて働いていただき ます。
- ②世帯にある資産(土地、家屋、自動車、貴金属、預貯金、生命保険など)で保有が認められないものは、売却などの処分をして生活費にあてていただきます。
- ③親、子、兄弟姉妹などから援助を受けられるときは、まずその援助を受けていただき、 離婚などにより、ひとり親家庭となった人は、養育費などを受けられるように努力し

ていただきます。

④年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて受けていただきます。

生活保護は、世帯(同じ家に住んでいる人全員)の人数や年齢などをもとに、厚生労働大臣が定めた基準により計算した月ごとの最低生活費と、世帯の全収入とを比べて、世帯の収入が最低生活費より少ない場合に、その少ない分について保護が受けられます。また、保護は原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されることとなっています。

【保護を受ける手続き】

わからない点や生活に困った場合は、下記へ 相談してください。

【窓口】社会福祉課 生活支援班

2497-3492

■くらしと仕事のサポートセンター

くらしと仕事のサポートセンターは、さまざまな理由により生活に「困りごと」や「不安」を抱えている方の相談に、専門の相談員が対応し、困りごとなどを解決するための支援をおこなう窓口です。

【主な支援内容】

1)自立相談支援

相談者の方の生活の困りごと等をお伺い し、問題解決に向けてプランをともに考え、 自立に向け寄り添いながら、関係機関等と 連携して継続的に支援します。

②住居確保給付金

離職等で住まいを失った方や、その可能性がある方に就職活動をすることなどを要件として、期間を定めて家賃相当額(上限あり)の支給を行います。

※世帯収入など一定の要件があります(生活 保護受給者は対象外)。

生活をする上で困りごとがありましたら、ご 相談ください。ご家庭に訪問し相談を受ける ことも可能です。

【窓口】

くらしと仕事のサポートセンター(保健福祉 センター3階 社会福祉課内) ☎497-3650

その他の福祉・民間団体

戦傷病者等に対する援護

◆障害年金

恩給法の適用を受けられない旧軍属、準軍属であった人で、その在職中の公務のため負傷したり、疾病にかかり障がいの状態となった場合に戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めた障がいの程度(恩給法の特別項症から第5款症までの基準に準ずる)による障害年金が傷病者の請求により支給されます。

◆療養給付

戦傷病者特別援護法による援護として傷病 恩給や障害年金を受給している人および厚生 大臣の公務傷病の認定を受けた人で、指定医 療機関に入通院している人について療養給付 が受けられます。また、緊急その他やむ得な い事由のため指定医療機関以外の医療機関で 療養を受けた場合にも療養費が支給されます。

◆療養手当

引き続き1年以上医療機関に入院し療養の 給付を受けている人について、請求により戦 傷病者特別援護法に基づく療養手当が支給さ れます。ただし、増加恩給・傷病年金・障害 年金などを受給している人は療養手当を受け ることはできません。

◆戦傷病者手帳

旧軍人、軍属および準軍属であった人で戦傷病者として恩給法に基づく増加恩給や傷病年金の受給者または戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金受給者もしくは旧恩給法施行令に定める第1目症から第4目症の程度の障がいを有する人または公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定された人に対して、その人からの請求により戦傷病者手帳が交付されます。

手帳が交付された後、戦傷病者とその介護者に対してそれぞれ戦傷病者JR乗車券などの引換証の交付が受けられます。

また、戦傷病者特別援護法に基づき戦傷病者の請求により、日常生活などの向上を目的

とした補装具の支給・修理が障がい(視覚・ 聴覚・言語機能・中枢神経機能・肢体不自由) の条件において受けられます。

◆戦傷病者等の妻に対する特別給付金

戦傷病者などの妻が、夫である戦傷病者などの日常生活上の介助および看護、家庭の維持のために払ってきた特別な精神的痛苦に対し、慰籍を目的として支給されるものです。

単没者遺族等に対する援護

◆遺族年金

軍人、軍属が在職期間内に公務上または勤務に関連して負傷し、もしくは疾病にかかり、これによって死亡した場合で、恩給法に該当しない遺族に対して遺族年金が支給されます。

◆遺族給与金

準軍属が公務上または勤務に関連して負傷 もしくは疾病にかかり、これによって死亡し た場合は遺族に対して遺族給与金が支給され ます。

◆特例扶助料

昭和16年12月8日から昭和20年9月1日までの間に内地などにあった軍人が、戦争に関する勤務により傷病にかかり死亡した場合、その遺族に支給されます。

◆公務扶助料

軍人などが在職中公務により負傷したり、 疾病にかかるなどして死亡した場合、その遺 族に支給されます。

また、増加恩給を受けていた人が公務以外で死亡した場合には、その遺族については増加非公死扶助料が支給されます。

◆弔慰金

昭和12年7月7日以後の在職期間内に公務上または勤務に関連して負傷もしくは疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人、軍属および準軍属の遺族に対して支給されます。

◆戦没者の父母等に対する特別給付金

戦没者の父母または祖父母で、公務扶助料・ 遺族年金を受ける権利を有しており、戦没者 の死亡当時、戦没者以外に子も孫もいなかっ た戦没者の父母または祖父母に支給されます。

◆戦没者等の妻に対する特別給付金

戦没者の妻に対して支給されます。

◆戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

満州事変以降の戦没者などの遺族で、同一の戦没者に関し、公務扶助料などの年金給付を受ける人がいない遺族に対して支給されます。

※95~96ページの戦傷病者・戦没者遺族 などの援護についての詳細は、直接下記連 絡先へおたずねください。

◇受給中の恩給などに関する件について

【総務省政策統括官(恩給担当)

恩給相談室】

〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1総務省 第2庁舎1階

- ☎03-3202-1111 (代表)
- ☎03-5273-1400(恩給電話相談)
- ◇戦傷病者・戦没者遺族などの援護に関する件について

【千葉県健康福祉部健康福祉指導課】

T260-8667

千葉市中央区市場町1-1

援護班 ☎043-223-2346

その他

■社会福祉協議会

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、 市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生 委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法 人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育な ど関係機関の参加・協力のもと、地域の人び とが住み慣れたまちで安心して生活すること のできる「福祉のまちづくり」の実現をめざ した様々な活動を行っています。

〒270-1492 白井市復1123

白井市保健福祉センター3階 ☎492-5713

◆社会福祉協議会の事業

社会福祉を目的とする事業の企画および実施、社会福祉に関する活動へ住民が参加するための援助を行います。また、社会福祉を目的とする調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成のほか、福祉資金の貸し付け、総合相談の実施、高齢者、障がい者などを対象とした各種事業を展開しています。

◆社会福祉協議会会員制度

社会福祉協議会が様々な社会福祉事業を計画的、継続的に展開するため、その活動財源の確保が大変重要となっています。住民互助を目的として全戸会員加入を積極的に推進しています。

会員(会費)は個人会員(300円以上)、 法人会員(1,000円以上)、団体会員(1,000円以上)となっています。

◆地区社会福祉協議会

市内9ヵ所に地区社会福祉協議会を設置 し、地域で生活している人々の自主的な参加 と協力を得て組織し、社会福祉活動を主体に 地域福祉の充実を進めています。

・白井第一小学校区地区社会福祉協議会 おあしす

(旧中央公民館内 ☎401-4312)

・白井第二小学校区地区社会福祉協議会 おおぞら

(公民センター内 ☎401-5151)

· 白井第三小学校区地区社会福祉協議会

サロン・ド・ラミチェ

(富士センター内 ☎446-2600)

・大山口小学校区地区社会福祉協議会 ほのぼのひろば

(大山□小学校内 ☎497-8547)

・清水口小学校区地区社会福祉協議会 てのひら館

(清水□小学校内 ☎468-8778)

・南山小学校区地区社会福祉協議会 ホーミィー・プラザ

(南山小学校内 ☎491-8900)

・七次台小学校区地区社会福祉協議会 てのひら館

(清水□小学校内 ☎401-4105)

・池の上小学校区地区社会福祉協議会 ハッピー・プラザ

(池の上小学校内 ☎404-5066)

・桜台小学校区地区社会福祉協議会さくら

(桜台センター内 ☎492-2055)

■心配ごと相談

生活・家庭不和・住宅・教育問題など生活のあらゆる相談ごとに「いつでも・どこでも・なんでも相談」をモットーに、民生委員・児童委員や社会福祉関係者が問題の解決に向けた相談に応じます。

◆一般相談

【相談日】金曜日

(弁護士・司法書士による相談日を除く)

◆弁護士による相談

【相談日】毎月2回

【受付】予約または当日受付

※8月から予約制(空きがある場合は当日受付可)

◆税理士による相続・税務相談

【相談日】原則毎月第3水曜日(祝日の場合は電話で確認してください)

【受付】予約または当日受付

※8月から予約制(空きがある場合は当日受付可)

◆司法書士による相談

【相談日】原則毎月第1金曜日(祝日の場合は電話で確認してください)

【受付】予約または当日受付

※8月から予約制(空きがある場合は当日受付可)

一 共通事項 一

【開設時間】午前10時から午後3時まで 【場所】保健福祉センター3階相談室 【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■ボランティアセンター

ボランティア活動の拠点として、市民の皆様に活用していただくために、相談・登録・あっせん、各種研修会・講座などを開催しています。

◆ボランティア相談

【相談日】毎週 月曜日から金曜日まで 【開設時間】午前8時30分から午後5時まで

◆ボランティアセンター主催講座

手話講座 点字ボランティア養成講座 初級朗読講習会 福祉サマースクール ボランティア入門講座 傾聴ボランティア養成講座 保育ボランティア養成講座 認知症サポーター養成講座 など

■ふれあい・いきいきサロン助成事業

孤立や閉じこもりをなくし、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるように、住民同士が交流を深める場所として、住民自らが主体となって運営している(する)サロンに経費の一部を助成します。

◆【助成の主な要件】

- ・サロンの趣旨(閉じこもりや引きこもりを 防ぎ、見守りや支えあいの輪を広げる)に 賛同し、助け合い活動として行う。
- ・地域住民が主体的に無償で運営する。
- ・参加者は地域住民を広く対象とする。
- ・ボランティアと参加者が、共に企画・運営 する。
- ・月一回以上開催する。

◆【活動例】

・食事会

・散歩

・茶話会

・健康体操

・レクリエーションなど

◆【助成できない要件】

・社会福祉協議会が実施する他の助成金の交付を受けている。

・民間団体

・他団体等から同様の助成を受けている。

◆【助成の内容】

- ・サロン開設経費(ポット・湯呑など準備に かかる経費 限度額1万円)
- ・サロン運営費(茶菓子代·会場借上料など) 1回2千円(月2回限度)

【窓口】社会福祉協議会内 ボランティアセンター ☎492-5716

■まごころサービス事業

日常生活を営むことに支障があり、家事などの援助を必要とする方にヘルパーを派遣します。

【内容】

- ・調理・生活必需品の買物
- ・衣類などの洗濯・住居の掃除
- ・病院などの付添

【利用料金】

1時間1,000円 年会費1,200円 (交通費、材料費などの必要経費は別途負担) 【サービス提供日・時間】

原則として、月曜から金曜日の午前9時から 午後5時まで(祝日・年末年始を除く)

【窓口】 社会福祉協議会 ☎492-5713

■生活援助用具(車いす)貸出

在宅の身体障がい者、高齢者およびケガや 疾病などにより生活に支障のある人に、一時 的に車いすを無料で貸し出します(最長6か 月)。他制度の利用対象者は、他制度を利用 してください(介護保険など)。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより判断能力に不安のある 人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常 的な金銭の管理などの支援をします。

【内容】

- ・福祉サービス利用援助
- 財産管理サービス
- ・財産保全サービス
- ・弁護士・司法書士・社会福祉士の紹介サー ビス

【利用料金】

· 年会費 3,600円 (月額 300円)

・利用料 1時間30分未満1,000円 1時間30分以上2時間未満 1,500円 以降30分ごとに500円加算

· 支援員交通費

30分未満無料

30分以上1時間未満500円

1 時間以上一律1.000円

上記のほか、財産保全サービスは年間3,000円(月額250円)の利用料がかかります。 弁護士・司法書士・社会福祉士の紹介サービスは無料です。

生活保護世帯は無料です。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■成年後見事業

社会福祉協議会が成年後見人等を受任し、 後見事務を行っていく事業で、認知症や知的 障がいなどの精神上の障がいによって判断能 力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護 し、支援します。後見事務には「財産管理」 (財産の現状を維持、利用、改良する行為、 財産を処分する行為など)と「身上監護」(生 活・療養看護に関する事務)があります。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■生活福祉資金貸付制度

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸し付けおよび民生委員と社会福祉協議会とが必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とした貸付制度です。

◆福祉資金

- ・福祉費(日常生活を送る上で一時的に必要となる経費)
- ・緊急小口資金(緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった際に必要な生活費)

◆総合支援資金

- ・生活支援費(生活再建までの間に必要な生活費用)
- ・住宅入居費(敷金、礼金等住宅の賃貸契約 を結ぶために必要な費用)
- ・一時生活再建費(生活を再建するために一 時的に必要な費用)

◆教育支援資金

- ・教育支援費(高等学校・大学・短期大学・ 専修学校・高等専門学校の修学に必要な経費)
- ・修学支度費(高等学校・大学・短期大学・ 専修学校・高等専門学校の入学に必要な経費)

◆不動產担保型生活資金

- ・不動産担保型生活資金(高齢者が所有する 居住用不動産を担保とした生活費)
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金 (要保護の高齢者が所有する居住用不動産 を担保とした生活費)

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■社協しろい発行

市民の福祉啓発を目的として広報紙「社協しろい」に福祉に関する情報などを掲載しています。年4回(3・6・9・12月の20日)の発行です。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■チャリティバザー

ふるさとまつりの開催にあわせて実行委員会を組織し、市民から提供された家庭用品や 衣類などでバザーを実施します。収益金は、 地区社協活動の活動支援、ボランティアセン ターの充実等、社会福祉協議会の自主事業に 活用します。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■赤い羽根共同募金会

社会福祉法人中央共同募金会からの運動協力依頼により千葉県共同募金会白井市支会が協力拠点として置かれています。運動期間を10月~翌3月とし、赤い羽根募金運動と街頭募金がおこなわれています。

住民の方々からご協力いただいた募金については、3割が地域に限定せず保育所・高齢者施設等に助成されるほか、7割が白井市へ配分され、地区社会福祉協議会の活動を支えるほか、車イスの修理や購入、火災等災害時の見舞金等に役立っています。

【業務内容】

- ・共同募金の広報と運動の推進
- ・ 災害時の支援

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■日本赤十字社

日本赤十字社千葉県支部白井市地区として赤十字活動の拠点が置かれています。

日本赤十字社では下記の事業を行っています。

また、これらの事業を行うために、毎年活動資金への協力をお願いしています。

【事業内容】

①国内災害救護

災害や大事故などが発生したとき、いち早く医療、救護活動をしています。

②国際活動

海外で紛争や自然災害、病気などに苦しむ 人々を救うための活動をしています。

③赤十字病院

全国に92ある赤十字病院は、公的な医療機関として活動しています。

④看護師等の教育

看護大学の運営など、質の高い看護教育で 社会に貢献しています。

⑤血液事業

輸血を必要とする方は、年間約120万人その人びとのために活動しています。

⑥救急法等の講習

緊急時の手当て、事故防止に必要な知識や 技術の普及のために活動しています。

⑦青少年赤十字

子どもたちが自分で「気づき、考え、実行する」力を育む活動をしています。

⑧ 社会福祉

子どもや高齢者、障がい者の福祉サービス の向上のための活動をしています。

⑨赤十字ボランティア

ボランティアの皆さんが全国でさまざまな 赤十字活動をしています。

【市の窓口】 社会福祉課 厚牛係 ☎497-3482

相談

市役所の相談窓口

■福祉相談

社会福祉課では、相談者の抱える問題や悩みを整理して、問題解決の方策を相談者と一緒に考え、市の関係部署、他の公的機関や民間のサービス提供機関などと連携して、問題解決の支援をします。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。相談内容の秘密は守られます。

窓口での相談のほか、電話やファクシミリ、 メールでも相談を受けます。窓口に来られない場合は、訪問することもできます。

【窓口】社会福祉課 厚生係

2497-3482 FAX 492-3033

メール: syakai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp

■年金・労働相談

「社会保険労務士」が年金に関することや賃金や雇用に伴うトラブルの相談を受けます。

【相談日時】

毎月第2月曜日(祝日の場合はその翌日) 午前10時~午後3時

【相談場所】

白井市役所 本庁舎 1 階相談室102

【窓口】保険年金課 保険年金係 産業振興課 商工振興係

☎492-1111 (市役所代表)

■女性生き生き相談

DV(ドメスティックバイオレンス=配偶者やパートナーからの暴力)、セクシュアルハラスメント、家族、地域、仕事など女性の抱える様々な悩みについて、専門の相談員が相談に応じます。

【相談日時】 毎月第2:第4木曜日10時~ 16時(要予約)

【相談場所】

保健福祉センター

【窓口】子育て支援課の家庭児童相談室

2497-3491

■DV相談

配偶者やパートナーからの暴力に関する相 談や避難等に関する支援を行います。

【窓口】子育て支援課 家庭児童相談室

2497-3491

■人権相談

いじめ、差別、家庭問題などの相談に応じます。

【相談日時】

毎月第2木曜日(8月は除く) 午後1時~4時

【相談場所】

白井市役所(会場についてはお問合せ下さい) 【窓口】市民活動支援課 市民活動支援係

2401-4078

■ニート・ひきこもり相談会

さまざまな事情で働く意欲を持てない人、 人と関わることに不安があり家から出にくい 人やその保護者などの相談に応じます。

なお、対面での相談が難しい方でも、オンライン形式(Zoom)で匿名やカメラをOFFの相談に応じることが可能です。

【相談日時】

「広報しろい」や市のホームページでお知らせします。

【相談場所】

保健福祉センター、Zoom

【窓口】 生涯学習課 社会教育係

2401-8942

■行政相談

国の仕事(年金、道路など)やサービス、 各種手続きなどについての意見や要望を受け ます。

【相談日時】

毎月第3木曜日(8月は除く) 午後1時から4時

【相談場所】

白井市役所 東庁舎 2 階相談室203

【窓口】総務課 行政係

☎492-1111 (市役所代表)

■消費生活相談

消費生活に関することについて、専門の相談員がアドバイスやあっせんなどを行います。

【相談日時】

月曜日~金曜日(祝日除く)

午前10時~午後4時(正午~午後1時は昼休憩)

【相談場所】

白井市役所 本庁舎2階 消費生活センター

【窓口】消費生活センター

☎492-1111 (市役所代表)

■納税相談

特別な事情などにより税金の納付が困難な場合、納税に関する相談を受けることができます。

なお、相談は夜間や休日も受けることができます。

【相談日時】

平日 午前8時30分~午後5時15分

毎月最終木曜日 午後5時15分~8時30分毎月最終日曜日 午前9時~正午

※夜間・休日の実施日を変更する場合があるので、事前に日程を収税課窓口にある日程表や広報しろい、市ホームページなどで確認してください。

【相談場所】

平日 市役所本庁舎2階収税課

夜間·休日 市役所本庁舎 1 階保険年金課

【窓口】収税課 収税係

☎492-1111 (市役所代表)

■木造住宅耐震診断相談

災害に強いまちづくりのため、木造住宅を 対象に、無料で耐震診断相談を行っています。

昭和56年以前建築の住宅で、危険性があると判断されるなど、一定の条件を満たす場合、市の補助金を受けて、耐震診断や耐震改修工事を行うことができます。

【相談日時】

原則奇数月の最終金曜日 10時~16時(4日前までに要予約)

【相談場所】

白井市役所 東庁舎 2 階相談室 203

【窓口】建築宅地課 建築班

☎492-1111 (市役所代表)

■住宅リフォーム無料相談

住宅の増築、改築、修繕などについて、白 井市リフォーム無料相談会会員が、相談に応 じます。

【相談日時】

毎月第3水曜日(変更の場合あり) 13時~16時(5日前までに要予約)

【相談場所】

白井市役所 東庁舎2階相談室203

【窓口】白井市商工会 ☎492-0721 建築宅地課 建築班

☎492-1111 (市役所代表)

■外国人相談窓口

生活で困っていることや、市役所での手続きについての相談ができます。

【白诗】

月曜日~金曜日午前8時30分~午後5時(祝日はお休みです)

【場所】

しるいしゃくしょ ほんちょうしゃ かいきかくせいさくか 白井市役所 本庁舎3階企画政策課

げんご言語】

英語(ほかの言語については翻訳機を使って対応します)

【窓口】企画政策課 企画政策係

2401-5998

■福祉施設サービス苦情解決制度

清水口保育園、南山保育園、桜台保育園、 障害者地域活動支援センター、こども発達センターの利用者を対象に、苦情解決制度を実施します。

※詳細は22ページを参照ください。

【窓口】社会福祉課 厚生係 ☎497-3482



■保護司

保護観察対象者の生活状況を把握し、相談・ 助言などを行います。

保護司を知りたい場合は下記に問い合わせ てください。

【窓口】 社会福祉課 厚牛係 ☎497-3482

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき地域社会の福祉増進を図るため、市町村の地域に配置されている民間の奉仕者であって、地域住民の福祉相談や社会福祉行政への協力活動をおこないます。

また、児童委員をかねています。

【活動内容】

民生委員法には次のとおり職務が定められていますが、他にも生活保護法・老人福祉法などに、福祉行政機関に協力する旨が定められています。

法律の定めにない自主的活動や状況報告事務・社会福祉協議会がおこなう事業への協力活動なども行っています。

- ①調査活動:調査を行い、担当地区内の住民の生活実態を把握します。
- ②社会福祉施設との連絡等:社会福祉施設と連絡を密にし、地域住民の福祉問題の解決にあたり、施設を有効かつ適切に活用できるようにします。

施設の設置促進や整備充実に協力します。

③福祉事務所などの関係行政機関の業務に対する協力活動:福祉事務所・児童相談所・婦人相談所・保健所・公共職業安定所・家庭裁判所などがおこなう社会福祉に関する業務について民間奉仕者として外部からその業務に協力します。

④生活支援:地域の人々に更生を図ることを目的とし、必要に応じて生活支援を行います。 ※各地区の民生委員は、下記に問い合わせてください。

【窓口】社会福祉課 厚生係 ☎497-3482

■主任児童委員

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を 専門的に担当し、地区担当児童委員とともに 相談や援助活動を行います。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

2497-3487

■青少年相談員

青少年相談員は、青少年のよき理解者となり青少年と共に喜び、共に語る、身近な相談相手として、県知事および市長から委嘱を受け市内で様々な活動を行っています。

【窓口】生涯学習課 社会教育係

2401-8942

■人権擁護委員

市には法務大臣の委嘱を受けた5人の人権 擁護委員がいます。人権思想についての普及・ 高揚に努め、人権相談を行っています。

【窓口】市民活動支援課 市民活動支援係 ☎401-4078

■行政相談委員

市には総務大臣の委嘱を受けた2人の行政 相談委員がいます。国の仕事や特殊法人の仕 事についての相談や、意見・要望を受け付け、 関係機関へ報告や通知を行います。

【窓口】総務課 行政係

☎492-1111 (市役所代表)



専門の組設窓口

■ (千葉県) 中央児童相談所

児童(18歳未満)に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じ必要な調査や医学的・心理的・社会学的判定や指導を行っている県の機関です。

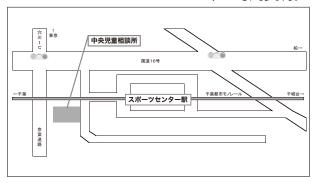
【業務内容】

- ・療育などに関する相談
- ・療育手帳の判定(児童のみ)
- ・児童福祉施設への入所措置
- ・要保護児童の緊急一時保護
- ・特別児童扶養手当にかかる判定 他 〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-2

2043-253-4101

子ども家庭110番

☎043-252-1152(24時間受付)



■ (千葉県) 障害者相談センター

18歳以上の身体障がい者および知的障がい者の更生援護を図るため、各種の相談や医学的・心理的・職能的判定を行っています。

【業務内容】

- ・身体障がい者・・・補装具・更生医療・施設入所などに関する相談および判定
- ・知的障がい者・・・療育手帳・施設入所・ 職親・職業などに関する相談および判定 中央障害者相談センター

〒266-0005千葉市緑区誉田町1-45-2

2043-291-6872



東葛飾障害者相談センター

T270-1151

我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ3階

204-7165-2422



■印旛保健所(印旛健康福祉センター)

地域の保健衛生向上のため、健康などに関する相談や指導、各医療費の助成を行っています。

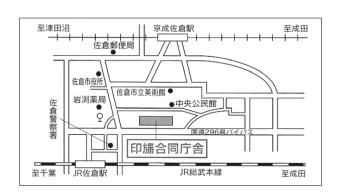
【業務内容】(64ページ参照)

- ・精神保健に関する相談 · DV相談
- ・医療費助成(指定難病など)
- ・HIV抗体検査 ・エイズの相談

〒285-8520 佐倉市鏑木仲田町8-1

印旛合同庁舎内

☎043-483-1133 (代)





■(千葉県)女性サポートセンター

配偶者からの暴力に苦しむ女性を支援するための拠点として、DV被害者の相談・保護・自立支援、その他暴力以外の女性の抱える様々な悩みや問題にも対応しています。

【業務体制】

- ・電話相談 365日24時間受付
- ・面接相談 月曜日~金曜日(祝日を除く)9時~17時(要予約)
- ・専門相談 弁護士による法律相談月2回 (要予約)

心とからだの健康相談月1回 (要予約)

・一時保護 暴力から逃れたいと思っても加 害者に知られずに身を寄せるところが無い 場合に、一時的に避難すること

受付24時間、費用は無料

相談専用(24時間対応)☎043-206-8002

■千葉県男女共同参画センター

一人ひとりがそれぞれ自立し、自分らしく 生きていけるように、様々な悩みをともに考 えていく相談を行っています。面接やカウン セリングを希望する人は、電話相談後に予約 を受け付けます。

【業務内容】

◆女性のための総合相談

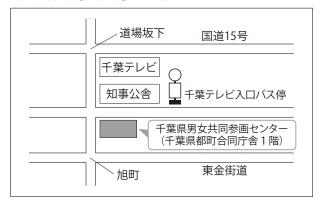
・相談専用電話 ☎04-7140-8605 火曜日~日曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時30分~16時

◆男性のための総合相談

・相談専用電話 ☎043-308-3421 火曜日・水曜日(祝日・年末年始を除く) 16時~20時

千葉県男女共同参画センター

〒260-0001千葉市中央区都町2-1-12 千葉県都町合同庁舎1階 ☎043-420-8411



■ (千葉県) 精神保健福祉センター

こころの健康づくりや精神障がい者の社会 復帰の相談など総合的なメンタルヘルスに取 り組む機関です。

【業務内容】

- ・電話相談、来所相談、薬物関連問題の相談
- ・精神保健福祉に関する知識の普及啓発
- ・協力機関の育成、研修 他 〒260-0801千葉市中央区仁戸名町666-2

2043-263-3891

【相談専門電話】

☎043-263-3893(9時~18時30分) 月曜日~金曜日(祝日、年末年始除く)





■千葉いのちの電話

「いのちの電話」は自殺予防と精神的危機 に対応することを目的として、所定の研修を うけた相談員が、相談活動を行っています。

【業務内容】

- ◆電話相談 **24時間 365日 ☎**043-227-3900
- ◆インターネット相談

千葉いのちの電話 で検索

◆対面相談(こころの相談室)

月曜日・火曜日・金曜日・土曜日 11時~、13時~、14時30分~ 予約電話 043-222-4331 <千葉いのちの電話事務局> 〒260-0012千葉市中央区本町3-1-16 CIDビル1階

☎043-222-4416 ファクス 043-227-6911 月曜日〜金曜日 9時〜17時

■中核地域生活支援センター『すけっと』

子ども、障がい者、高齢者など全ての人が 24時間365日相談できる千葉県の委託機関 で、県内に13筒所設置されています。

【業務内容】

- ・地域総合コーディネート事業(福祉サービス提供)
- ・福祉総合相談事業 ・権利擁護事業 〒285-0837 佐倉市王子台1-14-12 スズノキビル1階 すけっと ☎043-308-6325

■印西地区更生保護サポートセンター

保護司が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。企画調整保護司が常駐し、更生保護にかかる相談や次の業務を中心に行います。

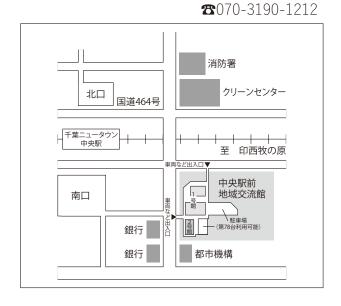
【業務内容】

- ・保護司の行う処遇活動の支援
- ・地域支援ネットワークの構築
- ・地域に根ざした犯罪・非行防止活動の推進
- ・地域への更生保護活動に関する情報提供

【開所日時】

- ・毎週月 10:00~13:00 (祝祭日除く)
- · 毎週火·水·木·土 10:00~16:00(祝 祭日除く)

〒270-1340 印西市中央南1-2 中央駅前地域交流館2号館2階



■船橋年金事務所

年金保険事業など社会保険についての事務 を行う機関です。

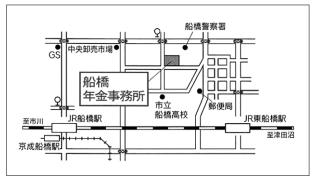
【業務内容】

- ・健康保険、厚生年金への加入手続き
- ・国民年金保険料の納付に関すること
- ・厚生年金や国民年金の請求の受付
- · 年金相談 他

〒273-8577 船橋市市場4-16-1

☎047-424-8811 (電話相談)

☎0570-05-4890 (相談予約)



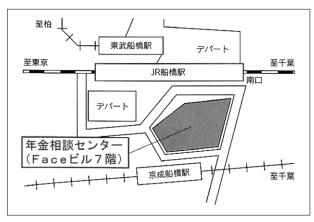
■街角の年金相談センター 船橋

年金事務所の出先機関で、年金全般の相談 を受けます。

【業務内容】

- ・年金の相談および請求
- ・年金の見込額の相談
- ・年金に加入していた期間の調査受付 〒273-0005 船橋市本町1-3-1

「Face」(フェイス) 7階 ☎047-424-7091 (相談予約専用) ※電話での年金相談はできません。



■ねんきんダイヤル

国民年金の一般的な事についての相談専用電話です。

20570-05-1165

■ハローワーク船橋(公共職業安定所)

求職・求人者への能力に適合した職業に就 く機会を与える総合的雇用サービス機関です。

※なお、船橋公共職業安定所は、利用者サービス向上などのため、業務を2箇所に分けて行っています。内容により利用する庁舎が異なりますので、注意してください。

第1庁舎

【業務内容】

- · 雇用保険適用、雇用継続給付 (高年齢・育児・介護)
- ・各種事業主助成金 ・求人の申し込み 〒273-0011 船橋市湊町2-10-17

☎047-431-8287

第2庁舎

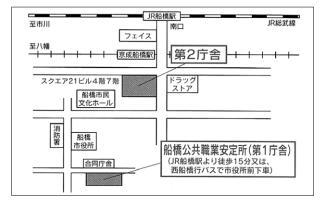
【業務内容】

- ・求職の申し込み・・求人情報の閲覧
- ・職業相談、職業紹介(障害者手帳などを持っている人、外国人を含む)
- ・失業給付の手続き
- · 教育訓練給付
- ・職場適応訓練
- · 公共職業訓練

〒273-0005 船橋市本町2-1-1

船橋スクエア21ビル

2047-420-8609



■千葉県後見支援センター

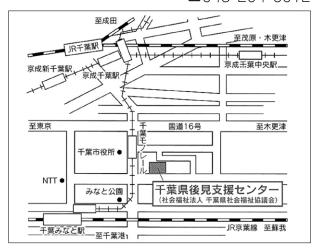
(社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会)

介護保険や福祉サービスの利用援助、公共 料金支払いなど財産管理などの支援を行う機 関です。

【業務内容】

- ・福祉サービス利用援助
- ・財産管理サービス
- ・財産保全サービス
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士紹介サービス
- ・その他(虐待を始め、権利侵害の相談など) 〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター2階 ☎043-204-6012



「指定難病医療費助成対象疾患一覧」

	告示番号	新制度の指定難病		告示番号	新制度の指定難病	
あ	135	アイカルディ症候群		073	下垂体性TSH分泌亢進症	
	119	アイザックス症候群		074	下垂体性PRL分泌亢進症	
	024	亜急性硬化性全脳炎 		078	下垂体前葉機能低下症	
	046	悪性関節リウマチ		079	家族性高コレステロール血症(ホモ	
	083	アジソン病		000	接合体)	
	303	アッシャー症候群		266	家族性地中海熱	
	116	アトピー性脊髄炎		336	家族性低βリポタンパク血症1(ホ	
	182	アペール症候群		_	モ接合体)	
	297	アラジール症候群		161	家族性良性慢性天疱瘡	
	218	アルポート症候群		307	カナバン病	
	131	アレキサンダー病		269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・	
	201	アンジェルマン症候群			アクネ症候群	
	184	アントレー・ビクスラー症候群		187	歌舞伎症候群	
ſ,	247	イソ吉草酸血症		258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトラ	
	222	一次性ネフローゼ症候群			ンスフェラーゼ欠損症	
	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎		316	カルニチン回路異常症	
	325	遺伝性自己炎症疾患		257	肝型糖原病	
	120	遺伝性ジストニア		226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	
	115	遺伝性周期性四肢麻痺		150	環状20番染色体症候群	
	298	遺伝性膵炎		209	完全大血管転位症	
	286	遺伝性鉄芽球性貧血		164	眼皮膚白皮症	
う	175	ウィーバー症候群	き	236	偽性副甲状腺機能低下症	
	179	ウィリアムズ症候群		219	ギャロウェイ・モワト症候群	
	171	ウィルソン病		001	球脊髄性筋萎縮症	
	145	ウエスト症候群		220	急速進行性糸球体腎炎	
	191	ウェルナー症候群		271	強直性脊椎炎	
	233	ウォルフラム症候群		041 巨細胞性動脈炎		
	029	ウルリッヒ病		279	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん	
え	168	エーラス・ダンロス症候群		219	性病変)	
	287	エプスタイン症候群		280	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢	
	217	エプスタイン病		200	病変)	
	204	エマヌエル症候群		100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
	030	遠位型ミオパチー		278	巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	
お	068	黄色靭帯骨化症		002	筋萎縮性側索硬化症	
	301	黄斑ジストロフィー		256	筋型糖原病	
	146	大田原症候群		113	筋ジストロフィー	
	170	オクシピタル・ホーン症候群	<	075	クッシング病	
	227	オスラー病		106	クリオピリン関連周期熱症候群	
か	232	カーニー複合		004	クリッペル・トレノネー・ウェーバ	
	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん		281	一症候群	
	097	潰瘍性大腸炎		181	クルーゾン症候群	
	072	下垂体性ADH分泌異常症		248	グルコーストランスポーター 1 欠損症	
	076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症		249	グルタル酸血症1型	
	077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		250	グルタル酸血症2型	
		<u> </u>			1	

	告示番号	新制度の指定難病		告示番号	新制度の指定難病
	016	クロウ・深瀬症候群		095	自己免疫性肝炎
	096	クローン病		288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
	289	クロンカイト・カナダ症候群		061	自己免疫性溶血性貧血
け	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症		260	シトステロール血症
	158	結節性硬化症		318	シトリン欠損症
	042	結節性多発動脈炎		224	紫斑病性腎炎
	064	血栓性血小板減少性紫斑病		265	脂肪萎縮症
	137	限局性皮質異形成		107	若年性特発性関節炎
	262	原発性高カイロミクロン血症		304	若年発症型両側性感音難聴
	094	原発性硬化性胆管炎		010	シャルコー・マリー・トゥース病
	048	原発性抗リン脂質抗体症候群		011	重症筋無力症
	004	原発性側索硬化症		208	修正大血管転位症
	093	原発性胆汁性胆管炎		177	ジュベール症候群関連疾患
	065	原発性免疫不全症候群		033	シュワルツ・ヤンペル症候群
	043	顕微鏡的多発血管炎		4 - 4	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてん
2	267	高 I gD症候群		154	かん性脳症
	098	好酸球性消化管疾患		138	神経細胞移動異常症
	045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		105	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺
	306	好酸球性副鼻腔炎		125	伝性びまん性白質脳症
	221	抗糸球体基底膜腎炎		034	神経線維腫症
	069	後縦靭帯骨化症		121	神経フェリチン症
	080	甲状腺ホルモン不応症		009	神経有棘赤血球症
	059	拘束型心筋症		005	進行性核上性麻痺
	241	高チロシン血症 1 型		338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
	242	高チロシン血症2型		272	進行性骨化性線維異形成症
	243	高チロシン血症3型		025	進行性多巣性白質脳症
	283	後天性赤芽球癆		308	進行性白質脳症
	070	広範脊柱管狭窄症		309	進行性ミオクローヌスてんかん
	332	膠様滴状角膜ジストロフィー		214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
	192	コケイン症候群		213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
	104	コステロ症候群	す	157	スタージ・ウェーバー症候群
	274	骨形成不全症		038	スティーヴンス・ジョンソン症候群
	185	コフィン・シリス症候群		202	スミス・マギニス症候群
	176	コフィン・ローリー症候群	せ	206	脆弱×症候群
	052	混合性結合組織病		205	脆弱X症候群関連疾患
さ	190	鰓耳腎症候群		054	成人スチル病
	060	再生不良性貧血		117	脊髄空洞症
	055	再発性多発軟骨炎		018	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
	211	左心低形成症候群		118	脊髄髄膜瘤
	084	サルコイドーシス		003	脊髄性筋萎縮症
	212	三尖弁閉鎖症		319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
	317	三頭酵素欠損症		328	前眼部形成異常
し	053	シェーグレン症候群		028	全身性アミロイドーシス
	159	色素性乾皮症		049	全身性エリテマトーデス
	032	自己貪食空胞性ミオパチー		051	全身性強皮症

	告示番号	新制度の指定難病		告示番号	新制度の指定難病	
	310	先天異常症候群		101	腸管神経節細胞僅少症	
	294	先天性横隔膜ヘルニア	て	172	低ホスファターゼ症	
	132	先天性核上性球麻痺		035	天疱瘡	
	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症			禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体	
	160	先天性魚鱗癬	٢	123	劣性白質脳症	
	012	先天性筋無力症候群		057	特発性拡張型心筋症	
	200	先天性グリコシルホスファチジルイ		085	特発性間質性肺炎	
	320	ノシトール(GPI)欠損症		027	特発性基底核石灰化症	
	311	先天性三尖弁狭窄症		063	特発性血小板減少性紫斑病	
	225	先天性腎性尿崩症		007	突発性血栓症(遺伝性血栓性素因に	
	282	先天性赤血球形成異常性貧血		327	よるものに限る。)	
	312	先天性僧帽弁狭窄症		163	特発性後天性全身性無汗症	
	139	先天性大脳白質形成不全症		071	特発性大腿骨頭壊死症	
	313	先天性肺静脈狭窄症		331	特発性多中心性キャッスルマン病	
	082	先天性副腎低形成症		092	特発性門脈圧亢進症	
	081	先天性副腎皮質酵素欠損症		140	ドラベ症候群	
	111	先天性ミオパチー	な	268	中條・西村症候群	
	130	先天性無痛無汗症		174	那須・ハコラ病	
	253	先天性葉酸吸収不全		276	軟骨無形成症	
	127	前頭側頭葉変性症		153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
そ	147	早期ミオクロニー脳症	に	295	乳幼児肝巨大血管腫	
	207	総動脈幹遺残症		251	尿素サイクル異常症	
	293	総排泄腔遺残	ぬ	195	ヌーナン症候群	
	292	総排泄腔外反症	1.	04.5	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候	
	194	ソトス症候群	ね	315	群)/LMX 1 B関連腎症	
た	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		335	ネフロン癆	
	284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	の	263	脳腱黄色腫症	
	007	大脳皮質基底核変性症		334	脳クレアチン欠乏症候群	
	326	大理石骨病		122	脳表へモジデリン沈着症	
	040	高安動脈炎		037	膿疱性乾癬(汎発型)	
	017	多系統萎縮症		299	嚢胞性線維症	
	275	タナトフォリック骨異形成症	は	006	パーキンソン病	
	044	多発血管炎性肉芽腫症		047	バージャー病	
	013	多発性硬化症/視神経脊髄炎		087	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	
	067	多発性嚢胞腎		086	肺動脈性肺高血圧症	
	188	多脾症候群		229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	
	261	タンジール病		230	肺胞低換気症候群	
	210	単心室症		333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
	166	弾性線維性仮性黄色腫		091	バッド・キアリ症候群	
	296	胆道閉鎖症		800	ハンチントン病	
ち	305	遅発性内リンパ水腫	ひ	321	非ケトーシス型高グリシン血症	
	105	チャージ症候群		165	肥厚性皮膚骨膜症	
	104	中隔視神経形成異常症/ドモルシア		114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
	134	症候群		104	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色	
	039	中毒性表皮壊死症		124	体優性脳動脈症	

	告示番号	新制度の指定難病		告示番号	新制度の指定難病
	058	肥大型心筋症		021	ミトコンドリア病
	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	む	329	無虹彩症
	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		189	無脾症候群
	314	左肺動脈右肺動脈起始症		264	無βリポタンパク血症
	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	め	244	メープルシロップ尿症
	109	非典型溶血性尿毒症症候群		324	メチルグルタコン酸尿症
	290	非特異性多発性小腸潰瘍症		246	メチルマロン酸血症
	050	皮膚筋炎/多発性筋炎		133	メビウス症候群
	036	表皮水疱症		169	メンケス病
	004	ヒルシュスプルング病(全結腸型又	も	090	網膜色素変性症
	291	は小腸型)		022	もやもや病
ふ	183	ファイファー症候群		178	モワット・ウィルソン症候群
	215	ファロー四徴症	ゃ	196	ヤング・シンプソン症候群
	285	ファンコニ貧血	ゆ	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	015	封入体筋炎	6	019	ライソゾーム病
	240	フェニルケトン尿症		151	ラスムッセン脳炎
	255	複合カルボキシラーゼ欠損症		155	ランドウ・クレフナー症候群
	235	副甲状腺機能低下症	6)	252	リジン尿性蛋白不耐症
	020	副腎白質ジストロフィー		216	両大血管右室起始症
	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症		277	リンパ管腫症/ゴーハム病
	110	ブラウ症候群		089	リンパ脈管筋腫症
	193	プラダー・ウィリ症候群	る	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
	023	プリオン病		102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
	245	プロピオン酸血症	れ	302	レーベル遺伝性視神経症
^	228	閉塞性細気管支炎		259	レシチンコレステロールアシルトラ
	056	ベーチェット病		259	ンスフェラーゼ欠損症
	031	ベスレムミオパチー		156	レット症候群
	126	ペリー症候群		144	レノックス・ガストー症候群
	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジス	ろ	186	ロスムンド・トムソン症候群
	204	トロフィーを除く。)		273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
	136	片側巨脳症	1	197	1 p36欠失症候群
	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	2	203	22 q 11. 2 欠失症候群
ほ	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	4	198	4 p 欠失症候群
	062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	5	199	5 p 欠失症候群
	337	ホモシスチン尿症	α	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
	254	ポルフィリン症	β	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
ま	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	Α	180	ATR-X症候群
	167	マルファン症候群	С	103	CFC症候群
	014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣 ト	Н	026	HTLV-1関連脊髄症
	U14	性運動ニューロパチー	ı	066	I g A 腎症
	088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		300	IgG 4 関連疾患
	270	慢性再発性多発性骨髄炎	Р	152	PCDH19関連症候群
	099	慢性特発性偽性腸閉塞症	Т	108	TNF受容体関連周期性症候群
み	142	ミオクロニー欠神てんかん	٧	173	VATER症候群
	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん			

あ		くらしと仕事のサポートセンター	94
青い鳥郵便はがき	49	携帯電話基本使用料等の割引	36
赤い羽根共同募金会	99	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度	35
育児や健康に関する相談	21	健康教育(健康講座)	58
一時保育(清水口保育園・南山保育園)) 13	血糖	62
1歳6か月児健康診査	8	健康情報コーナー	61
遺族基礎年金	91	健康増進ルーム	61
印西地区更生保護サポートセンター	105	健康相談	58
印旛保健所(印旛健康福祉センター)		言語通級指導教室	17
64 ·	103	高額介護サービス費	70
運賃等の割引(鉄道・バスなど) 52	· 53	高額療養費の支給(後期高齢者医療) 79・	82
エイズの相談・検査 58	· 64	高額療養費の支給(国民健康保険他) 25・	87
NTT番号案内料の免除	36	後期高齢者医療制度 25.79	-83
お元気みまもり事業		後期高齢者歯科□腔健康診査	63
(ひとり暮らし高齢者等見守り事業)	74	公共職業訓練	93
恩給	96	高齢者クラブ	78
おめでとう訪問	8	高齢者就労指導センター	78
か		高齢者等訪問理美容サービス	76
外国人相談窓口	101	高齢者のインフルエンザ予防接種 58・	60
介護サービス事業者が行う利用者負担軽減制度	芝 70	高齢者の肺炎球菌予防接種 59・	60
介護支援型短期宿泊事業	76	国民健康保険で受けられる給付 86	-88
介護支援ボランティア	78	国民年金基金制度	92
介護サービス相談員派遣事業	69	国民年金の特典	92
介護保険のサービス	67	国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	89
介護保険の制度としくみ	65	国民年金保険料の免除制度	89
介護保険料(低所得者対策)	69	こころの健康相談	58
介護予防等の講座	78	子育て支援事業等利用料金の助成	8
介護予防・生活支援サービス事業	67	子育て支援センター	16
外出支援サービス	75	子育て短期支援(ショートステイ)事業	13
各種料理教室・食育講座	61	子育て電話相談(公立保育園)	21
学生納付特例制度	90	骨髄ドナー支援事業	62
学童保育所	14	子ども医療費の助成	7
家庭児童相談	21	こども急病電話相談	3
かみかみ教室	8	こども発達センター	17
紙おむつ等の給付35	· 76	個別支援学級	17
肝炎ウイルス検査	58	さ	
37.7.2.1	· 75	サービス利用時の負担割合	69
休日夜間の急病・救急診療	3	在宅重度知的障害者および	
教育相談	17	ねたきり身体障害者福祉手当	33
行政相談	100	産後ケア	6
行政相談委員	102	3歳児健康診査	9
緊急時要援護者登録制度	48	JR定期券の割引	20
緊急通報装置の貸与	75	指定難病医療費助成	32

指定難病医療費助成对家疾患一覧(0'7-110	ジルバー人材センター '78
実態調査(高齢者)	72	人権相談 100
児童館	15	人権擁護委員 102
児童手当	7	心身障害者(児)一時介護料の助成 43
自動車運転免許取得費の助成	50	心身障害者扶養年金 34
自動車改造費の助成	50	新生児訪問指導 8
自動車税などの減免	51	身体障害者 · 知的障害者相談員 5′
児童相談所 2	21 · 103	身体障害者手帳 2%
児童扶養手当	18	身体障がい者程度等級表 27・28
市の施設の使用料・利用料金の免	除 49	心配ごと相談 9'
社会福祉協議会	96	水道料金の一部免除 36
社協しろい発行	99	生活援助用具(車いす)貸出 98
就学相談	18	生活福祉資金貸付制度(障がい・高齢等) 98
就学費援助	17	生活保護 94
住宅の改造費助成	37	青少年相談員 102
住宅リフォーム無料相談	101	精神障害者保健福祉手帳 24
重度心身障害者医療費助成	25	成年後見事業 98
住民健(検)診	58 · 63	成年後見制度の報酬助成 37・74
出産育児一時金(国民健康保険)	86	成年後見制度の申立費用助成 37・74
主任児童委員	102	税の控除(障がい者) 4′
手話通訳者の派遣	49	戦傷病者等に対する援護 99
障害基礎年金	37 · 90	戦没者遺族等に対する援護 99
障害児福祉手当	33	葬祭費(国民健康保険) 80
障害者グループホーム等入居者家賃	助成 43	た
障害者(児)施設等通所交通費助	成 43	第1号被保険者の独自給付(年金) 9 ¹
障がい者就労支援	57 · 93	地域包括支援センター 72・73
障害者職業相談	93	千葉県後見支援センター 100
障害者職場実習奨励金	94	(千葉県)障害者相談センター 103
障害者総合支援法による障害福祉サー	-ビス 55	(千葉県)女性サポートセンター 10-
障害者相談支援事業	57	(千葉県)精神保健福祉センター 104
障害者地域活動支援センター	53	(千葉県)中央児童相談所 21・103
障がい者福祉サービス提供事業者	一覧 56	千葉県男女共同参画センター 104
障がい程度別該当事業一覧	29-31	千葉いのちの電話 10g
小規模保育	13	ちば障害者等用駐車区画利用証 5°
小児慢性特定疾病医療費助成	32	チャリティバザー 99
消費生活相談	101	中核地域生活支援センター『すけっと』109
食生活改善推進員	61	駐車禁止除外標章 50
助産施設	6	DV相談 100
女性生き生き相談	100	つどいのひろば 16
自立支援医療(育成医療)	26	適応指導教室(「ヤングハートしろい」) 18
自立支援医療(更生医療)	25	電話相談(健康相談) 58
自立支援医療(精神通院)	25	特定入所者介護(支援)サービス費 7
白井市駅前駐輪場使用料の角除	20	特別支援受菸 1

特別支援教育就字奨励費補助	1'/	ヘルフィーク	48
特別児童扶養手当	32	保育所	11
特別障害給付金	92	放送受信料の免除	36
特別障害者手当	32	訪問指導(保健指導)	58
トライアル雇用	93	訪問入浴サービス	36
な		保護司	102
ニート・ひきこもり相談会	100	母子健康手帳の交付と健康診査	6
2歳児歯科健康診査	9	母子生活支援施設	20
日常生活自立支援事業	98	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	20
日常生活用具の給付と貸与		母子保健推進員	9
(障害) 3!	5 · 38-42	補装具費の支給	34
日常生活用具の給付		ほっとハート	16
(小児慢性特定疾病児)	35 · 46	ボランティアセンター	97
日常生活用具の給付(指定難病)	44-45	ま	
日本赤十字社	99	まごころサービス事業	98
乳児一般健康診査	8	マタニティ&ベビー向け講座	6
認知症初期集中支援チーム	73	街角の年金相談センター船橋	106
認定こども園	12	ママヘルプサービス	16
妊婦一般健康診査	6	未熟児養育医療	7
妊婦歯科健康診査	6	民生委員・児童委員	102
年金生活者支援給付金制度	92	無料職業紹介	93
年金・労働相談	100	木造住宅耐震診断相談	101
納税相談	101	や	
納付猶予制度	90	有料道路通行料金割引	53
は		予防接種	9-11
ハローワーク船橋(公共職業安定	所)106	4か月育児相談	8
ひとり親家庭高等職業訓練促進給	付金等 19	5	
ひとり親家庭自立支援員	20	療育手帳	24
ひとり親家庭自立支援教育訓練網	給付金 19	老人憩いの家	77
ひとり親家庭等医療費等助成	19	老人福祉センター	77
ひとり親家庭等日常生活支援事業	業 20	労働相談	93
病後児保育	14	老齢基礎年金	90
病児保育	14		
ファミリー・サポート・センタ-	- 15		
福祉車両の貸出	52 · 76		
福祉施設サービス苦情解決制度	22 · 101		
福祉相談	100		
福祉タクシー	49 · 76		
船橋年金事務所	105		
不妊相談	6		
ふれあい・いきいきサロン助成業	事業 97		
ベビーサロン 「いっぽいっぽ」	9		
ヘルプカード	48 · 75		